

令和2年

決算審査特別委員会会議録

令和2年9月29日

(第 2 日)

忠岡町議会

令和2年 決算審査特別委員会会議録（第2日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	三宅 良矢	副委員長	前川 和也
委員	北村 孝	委員	是枝 綾子
委員	松井 匡仁	委員	勝元由佳子

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	村田 健次		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長兼産業振興課長	
教育部長	二重 幸生		谷野 栄二
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防署長	柏木 忠司

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

委員長 (三宅良矢議員)

おはようございます。昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を再開させていただきます。

(「午前9時58分」開会)

委員長 (三宅良矢議員)

本日は、90ページから95ページの第5款 労働費、第6款 農林水産業費、第7款 商工費につきまして、担当課の説明を求めます。

(担当課：説明)

委員長 (三宅良矢議員)

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員 (北村 孝議員)

委員長。

委員長 (三宅良矢議員)

北村委員。

委員 (北村 孝議員)

さっき部長、ちょっと説明の中でありましたけど、92ページの補助金の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、これ中身、前にも多分説明いただいていたと思うんですけども、ちょっとすみません、教えていただけますか。

産業まちづくり部 (谷野栄二部長兼産業振興課長)

委員長。

委員長 (三宅良矢議員)

谷野部長。

産業まちづくり部 (谷野栄二部長兼産業振興課長)

これは台風21号によりまして、ビニールハウスが吹き飛びまして、それを復旧するための費用でございます。

委員 (北村 孝議員)

ありがとうございます。

委員長 (三宅良矢議員)

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

松井委員。

委員 (松井匡仁議員)

すみません、90ページ、障がい者の就労支援なんですけれども、これの実績がありま

したら教えていただきたいんですが。90です。障害者就労支援事業の委託料ですね。就労支援事業としましての実績があったら。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

障害者就労支援事業としまして30万円という費用がありますけども、これは2つの場所に委託をしております、まず1つ目はピープルライティングスクール泉北ということで、これは本町の無料PRグッズ、ビニール袋に例えば観光であったりとか町の紹介とか、いろいろな資料を袋詰めにして配るように作っていくと、こうした軽作業なんですけども、こちらをお願いしているところでございます。

もう1社が、もう1点がクオリティー・オブ・ライフ、クローバーという施設なんですけども、こちらにつきましては図書館の児童書等の清拭業務。本も拭き取る作業がございまして、これを毎月行っていただいております、月に大体、7月度の実績でいきますと4,900冊ということですので、そうしたことで障がい者の方でもできる作業をお願いをしてるという形でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

では、委託料として払って、こっち側で雇用したり紹介したり、人を紹介するあれではないんですね。仕事を渡してると。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

基本的には、そのピープルとクローバーさん、そうした通所したりする施設に来ている方を対象に、その施設に対して委託をしているということでございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に、勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

では、順にお聞きします。今の松井委員の質問とかぶるんですけど、90ページの障害者就労支援事業の件なんですけど、町内の事業者さんでも積極的に障がい者の方を雇用してはる事業者さんがあるんですね。そういう事業者さんは、多分まだ役場のほうと結びついていないというか、独自にされてたりするんですよ。そういう事業者さんが町内にあるという状況の中で、この事業をもっと広く進めていかれるのかというのが1点と。

あと、その、例えば今私が言ったように、まだ役場のほうと結びついていない独自に障がい者雇用を促進されているという事業者さんに対して、例えば何か町からまたこの事業に参加するというんですかね、何かあるんかとか、逆にそういう事業者さんは役場に対してどう投げかけているか、何か窓口的なものがあるんか、そこら辺ですね。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

ちょっと私もまだ就任半年ということで、まだそうした事業者、団体の方との接点はないんですけども、そうした事業者があるのであればね、本町のほうに相談いただきたいと思いますし、どんなお願いできる作業があるのか分かりませんが、町内でいろんな事業を各課がやっておりますので、障がい者の方でもできる事業がありましたら探していきたいというふうには思います。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、そういう事業者さんがあればというか、例えば知ってたらご紹介するなり、こういうのがありますよ、また事業者さんのほうがちょっとそちらの部署のほうに来られたりということはあるということですかね。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

そうです。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

あと、次の91ページのレベルアップ支援補助金の件なんですけど、これ、予算のときもお願いさしてもらったんですけども、今ちょうど総合計画の審議会、やってますでしょう。あそこの中でも、ずっとリカレント教育、リカレント教育という言葉が出てきてますでしょう。多分その部分は、教育委員会の生涯学習課の範疇になってくるんだろうなと思うんですけど、内容を見ていると、ここも含んでいると私は思ってるんです。やっぱり社会人教育、特に就職して以降の再就職だとか、より何か資格とか、何か手に職をつけるとか、そういった部分も含めてのリカレント教育という部分があるんで、再就職に向けてという部分も含めて教育なので、そこはちょっと教育委員会の部分とどう、すみ分けと言うたら変ですけど、一緒にやっていくというのが一番いいんだろうと思うんですが、どういう形でここは共同性というか、リカレント教育という観点でどう進められるのかというのは、一応教育長にも、両方お聞きしたいんですけど。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

ただいま勝元議員からリカレント教育というふうな質問が出ましたけども、私どもはもちろんそのリカレントという部分の機能も大切だと思ってるんですが、やはり学び直しとか、その学んでいくというのは、あくまでも学校教育の場合は一定こちらからカリキュラムというような形の中でやっていくわけですけど、本人の自主性なり、本人がある部分の目標を感じ取った上で、そこでやっていくということが何よりも大切なことだと思っておりますので、限られた私どもの人材の中でどれだけたくさんの人に満足感を与えるかというのは、やはり限界がございます。

そういう中で、我々としたら、現状の社会教育、生涯学習の柱を主軸に、生涯学習という範疇の中で進めていくと。ですから、かなり細やかに、あの人はこれをしたい、こういう資格を取りたいというオールマイティーで我々がちょっと対応することは、人材的にも厳しいのではないかなと。ただ、できるだけその中で潮流というような部分は把握しながらやってはいきますけども、あくまでも生涯学習の範疇で頑張っていきたいというふうにお答えさせていただきます。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

私のほうからは、レベルアップ支援補助金について私が感じていることを今申し上げたいと思いますけども、結構これは個人とか町内企業のためになっているというふうに感じています。資格取得の内容ですけども、例えば大型自動車の免許であったり、宅地建物取引主任者、あと簿記ですね、それと幼稚園の先生の資格であったりとか、介護福祉士、看護師、保健師、それから英検もありましたし、消防設備士、その他いろんな業務に役立つ資格を取ったときの、その資格取得の費用の一部を補助するということで、労働支援といえますか、そうした面では有効に働いているかなというふうに率直に感じているところがあります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、教委のほうは生涯学習の範疇でされるということなので、私というか住民のほうからすると、どこの部署がやっていただいてもいい話なのでね、このリカレントの部分は。先ほど、そのやる気の部分を教育長おっしゃったんですけど、私は忠岡町の住民さんとか見てて、そんなにニーズがないとは思わないし、むしろ今の社会情勢全般、町民も含めてですけど、もう終身雇用なんてなくなってるでしょう。特にコロナもあって職を失っている方もいたりとか、いろんな再就職というのが結構身近にある中で、その生涯学習で今文化会館とかでやっている部分というのは、ある意味、趣味の習い事のレベルですよ。

言ってみたら、今の雇用とか社会貢献というね、リタイアしてからもさらに社会貢献していくという、そういう人材、あるいはニーズ、本人自身がそんなことをしたい、社会の中でまたさらに活躍したいと思っている人がいるのであれば、そこは一定行政のほうでも何らかの応える形で、大人のその学びとかという場所は提供していく方向で考えていただきたい。これは今後ですけどね、今ないんであれば今後そういう方向は考えていただきたいし、町民の中にもそのニーズは私はあるというのは感じてるので、場は持っていたきたいということが1点。

で、担当部局の谷野部長さんのお話のほうはよく分かります。で、今も実際、成果を上げられてますんで、それはそれでやっていっていただいたらいいと思うんです。欲を言えば、ここの予算枠をもうちょっと拡充というんかな、財政のほうともあると思うんですけど、幅を増やしてやっていただいたらと思います。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長、何か回答ありますか。今のご意見にありますかね。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

引き続き予算要求をしていきたいと考えています。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

続いて、92ページの一番下の負担金補助及び交付金のところの忠岡井維持管理費負担金、次の島乃井維持管理費負担金、これは水利のほうですかね。じゃない、何のものなのかという。一瞬ちょっと水利組合系なんかと思ったんですけど。92ページの一番下の19のところの負担金補助金のところです。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

忠岡井の負担金補助につきましては、これは大津川から農業水をくみ上げるための費用の一部ということになっております。この費用の発生した原因ですけれども、この庁舎が建つ前はですね、ここ、双子池と言いまして、ため池だったんですね。で、そこに井戸で水をくみ上げて、それを農業用水に使っていた。それをこの庁舎建設に伴いまして、ため池がなくなりましたので、川からくみ上げるということになりまして、その水をくみ上げるための例えばポンプの費用であったりとか、電気代であったりとか、そういう費用を当時協定をしまして、支払いをしているという内容でございます。

もう1点、島乃井の3万円という部分ですけれども、これも原因は詳しくは引き継いではおらんのですけれども、忠岡町雨水2号幹線というのがありまして、町の雨水対策をするために、もともとあった水路を掘り下げて整備をしてるんですね。その水路自身を拡幅しますので、そこから農地に水を上げられなくなっている。ですから、ポンプを設置して、今その農地に水を供給してるんですけれども、そのポンプ周辺の泥上げとか、そのための費用というふうに聞いておるところであります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですね、いわゆる水利組合への補助ということでもいいんですよ。で、これはもう毎年この定額を支給されてるんですよ。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

島乃井につきましては、ずうっと3万円ということで定額でございます。忠岡井堰組合に関しましては、一番当初は120万ということであったんですけれども、その後、負担金を払うたびに決算の状況とか見せていただいております。支出に応じた負担額ということで、減額をずうっとさせていただいて、現状は支出に合った額ということで50万円ということになってございます。今後もその支出の状況によりまして、下がることもあるし上がることもあるというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

あと、続いて。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

商工費の商工業振興、95ページなんですけど、この目の商工業振興費、忠岡町の商工業の発展という部分の費用をざっと見せていただくと、ほぼその商工、産業の発展に費やしてるなと思うお金って、この負担金補助金の商工会の684万ですか、補助金とか、ここら辺がほぼメインなのかなと思うんです。あと、相談事業とかもありますけどね。

で、ここの忠岡町の商工労働部のほうの産業振興の事業ですね、お金と、あと、ちょっと別の部署になるんですけど、昨日ね、49ページ、50ページ辺りに、これ自治政策課になるのかな、忠岡町魅力づくり事業とかってあるでしょう。ここら辺、何がどう違うのかなと思って。忠岡町の魅力づくりというところと、産業振興課でやっているこの産業振興の部分、かぶらないんですかね。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

すみません、ちょっと魅力づくり事業の内容は把握できてないんですけども、この商工会、商工業の補助金につきましては、これは町にとって必要不可欠であるというふうに考えております。といいますのも、従前からこの町内の商工業者の集まりは、この役所ではなくて、この商工会、市でありましたら商工会議所が担ってきたわけでございまして、その活動を支援するということが我々行政の役割であるというふうに考えておるところであります。

現実的に、本町の中にそうした商工業の専門家はちょっと置けませんので、資格を持った方がいる例えば商工会と協調しながら、講座を開いたり、その事業者の支援をしていく。こういう仕組みが必要であるというふうに考えておりました、先ほど言われました魅力づくり事業とはちょっと趣旨が違うのかなというふうに考えておるところであります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その商工会への補助金は、補助金で出していただいて、こちらの商工部のほうでも忠岡町のそういう魅力づくり的な産業の発展という部分で多分取組はされてると思うんですけど、ちょっとこの予算を見る限り、どれがパッとするのかというのが正直あるんですけど、そちらの部局的にこれですというものがあるんやったら、ちょっと言うてほしいんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

これにつきましても、ちょっと内容はまだ把握中というところではあるんですけども、労働も含めましていろいろ関連してるんですね。労働者個々の補助やサポートといったところもありますし、商工業自体の発展というところも、我々支援をしていくという対象になってございます。

ここにある予算は全て関連がございまして、例えばその利子補給であったり、これは中小企業支援になっておるところでありますし。

委員（勝元由佳子議員）

どれですか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

忠岡町中小企業振興資金利子補給ですね。それから、忠岡町IT化推進事業補助ということで、これも町内の事業者のホームページを立ち上げるための費用をサポートするというところであります。

その次の忠岡町小売商振興事業助成金、数は少なくなっておりますけども、小売商の皆様に、主には商工カーニバルでのイベント代というように聞いておりますけども、そうしたことで支援をさせていただいてると。

次に、創業相談事業というところがございまして、これも、創業ですね、新たに創業しようという方を対象にセミナーを行ったりとか、窓口相談とか、そういった形の補助を行ってますし、ほかにもありますけど、ここにある各項目につきましては全てが商工の振興に密接に絡んでるというふうに考えているところであります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。ここの負担金補助金の部分、約100万ちょいとその事業費ということですか。桁を間違えてる、1,000万か。この部分が当たるということなんですけども、やっぱりの忠岡町がいまいち振興してない、産業振興できてないというのは、総合計画の審議会でもずっと意見が出てるので、全町的に町民も含めて忠岡町全体が同じ共通認識なんだろうと思うんです。その割に、やっぱりかけてる予算が少ないなというのは正直なところなんですよ。

1つね、これはもうできるんかどうかわかりませんが、昨日もツーリズムビューローの約500万円ぐらいか、あれ大き過ぎるんと違うかと言ったんですけども、やっぱりオンラインマラソンよりもここやろうと。忠岡町の振興のほうメインじゃないですかと。金額的に比較しても半分食ってるわけでしょう。ああいうものと優先度合いをもっと比較していただいて、金額とか、組み替えられるものは組み替えて、本当に要るところにやっ

ぱりお金を要求していつていただきたい。これはまた総括のところでもお願いはしますけども、担当部局のほうでも、もう削れるものはなるべく削って、要るところに回していくというふうに予算要求はしていつてください。お願いします。これは要望なんで、答弁はできるんやったらしていただいたら。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

ツーリズムビューローの回答は昨日させていただきましたので、差し控えさせていただきますけども、地元商工業の発展といいますか、私、先日ですね、新浜地区の企業のトップの方と初めてお会いしましたが、そうした機会が今まであったのかどうか分かりませんが、企業の方は企業の方で地元貢献したいという思いは持っていらっしやいます。そういった、まずは行政と企業の方が話し合いを持ったりとか、そういうところから始めていかなければいけないのかなと今正直思っているところであります。

そういった中で、振興策というのは、行政側が考えるということではなくて、そうした事業者側からの声があったりとか、行政側から、厚生労働省だったりとか国からいろんな施策も下りてきておりますので、そうしたマッチングというんですか、そういったところにつなげていけたら一つ、一歩前進できるのかなというところは、今感じているところであります。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員、いいですか。

委員（勝元由佳子議員）

あと続いて、別件です。

飛んで、102ページの委託料、大津川の河川敷の委託料です。

委員長（三宅良矢議員）

土木費、それは次。

委員（勝元由佳子議員）

そうか、土木費か、ごめんなさい。じゃあ以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。北村委員。

委員（北村 孝議員）

先ほどから各委員からも質疑のある障害者就労支援事業、90ページの下ですね。これはいわゆる一般的に雇用が難しい就労継続支援B型とリンクするのかな。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

すみません、ちょっと今、把握できてる資料が見当たらないんですけど、クローバーのほうでB型というふうに聞いております。ピープルライティングのほうで、これはA型、B型にも属さないというふうに聞いているところでもありますけども。

委員（北村 孝議員）

クローバーさんって、何屋さん。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

NPO法人ですね。

委員（北村 孝議員）

NPO法人。何をやってはるんですか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

障がい者の方に通所していただいて。

委員（北村 孝議員）

事業は何。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

事業としては、ポップコーンを作ったりとかいうのは聞いてるんですけど、具体的には、ちょっと申し訳ない、把握できてないんですが。

委員（北村 孝議員）

もう1社は。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

ピープルライティングスクールですね。

委員（北村 孝議員）

ピープル。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

はい。高月北にあります施設になりますけど。

委員（北村 孝議員）

2つの事業所があるということですね、B型。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

いや、B型はクローバーだけというふうに聞いています。

委員（北村 孝議員）

クローバーだけ。雇用されてる障がい者の方というか、そういった方は何人ぐらいいらっしゃるの。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

すみません、ちょっと把握できておりませんので、また後ほど何人ぐらい参加していた

だいているのか報告させていただきます。

委員（北村 孝議員）

たまたま町内の事業者の中で、こういうB型の支援事業をやりたいという方もいらっしゃいましたので、いいことやなと思いますので、ちょっと私も初めてのことなので、いろいろとまた教えていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

90ページのところの労働費のところですが、今も北村議員がおっしゃった就労継続支援のそのB型の工賃となっているという、その就労支援委託料についてなんですが、クローバーさんの前を通ったらA型って書いてませんか、あそこ。あれ、B型でしたかね。

委員長（三宅良矢議員）

B。

委員（是枝綾子議員）

Bですか。Bなんや。そうですか。そのB型の方、作業所の延長のようなところのピープルライティングスクールのそことということなんで、それはそれで委託をして少しでも励みにというかね、仕事をするというところで、利用されてる方にいいことだと思いますが、A型というのは忠岡にはないんですかね。ほんとに社会に出て仕事をしていこうという、その次のですね。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

A型は、通常の事業所で雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能な方というふうな位置づけらしいんですけども、申し訳ない、ちょっと把握できてございません。

委員長（三宅良矢議員）

最低賃金を払わなあかんです。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、そういったところも必要ではないかと。障がい者の方が働く場を確保していくということで、A型というところもね、だんだん必要になってくるかなと。その作業

所のところで働く方と、障がい者雇用枠で働く方の間の部分が少ないというところなので、そういった方々もたくさんいらっしゃるかと思うので、そういった点についても促進していくということが必要ではないかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか、忠岡町は。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長、答えられますか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

すみません、ちょっとそこの検討といいますか、内容が把握できてございませんので、今後、福祉の部門とちょっと1回相談してみたいなというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、マイクをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。相談していただきたいと思います。

で、その際に、一応障がい者の方の就職というか就労に関しての相談窓口というのは、忠岡町にはございますでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、多分福祉のところもかなりかぶってるんで、その系の質問やったら総括に回していただくかで願えますか。多分労働だけやとかなり厳しいと思うんで。

委員（是枝綾子議員）

厳しいですか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、すみません、はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

総括のほうでということではありますが、以前は忠岡町でもそういう障がい者の方が来たら、4階のほうに回ってもらうというふうなご答弁を頂いているときもありましたので、4階でもやってくれてるんやと思ったんですけど、分かりました、じゃあ総括のときにちょっとお聞きしたいと思います。

そしたら、労働相談の委託料なんですけれども、この労働相談、毎月1回、社会保険労務士の方に来ていただいて、しておりますけれども、相談件数と、どういった内容の相談

が多いのかということをお教えいただきたいんですが。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

月1回、第3木曜日に、大阪府社会保険労務士会ですか、ここへ委託しておりまして実施しているところでもありますけども、令和元年度は労働相談が2件で、就労相談が8件というふうに聞いております。すみません、内容につきましてはちょっと把握できておりませんので、記録がありましたら、また報告させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

毎月されているんですけども、平日の昼の日なかの相談ということなので、なかなかちょっと相談に行けない方という、そういった方の相談についてはどのようにご案内されていらっしゃるのでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

すみません、まだちょっとその相談が、私が就任してからまだその相談というのはないんですけども、以前は泉北府民センターの中に大阪府の施設があったというふうに聞いておるんですが、今はエル・おおさかの中にしかないというふうに聞いております。ですから、この月1回しかちょっと予算が取れてないんですけども、もし行っていただくのであれば、大阪市のほうまで出向いていただいて相談をしていただくという以外にないのかなというように考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大きな市とかでしたら、労働センターとか市が建てて、そこを持っていらっしゃるって、そこで日常的に夜も相談したりとかされてるんですけども、忠岡町の場合は窓口ということで産業振興課になっていただいて、この相談が合計で10件ということなので、多

いのか少ないのか、ずうっと経過を見ないと分からないんですが、やっているということの、もっとこんだけのコロナで仕事とか労働の相談というのがかなりやっばり増えてきているという状況の中で、最近が増えていらっしゃるのか、どうでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

件数を見る限り、そう増えている状況ではないと思います。

すみません、それと先ほどの労働相談の内容が、ちょっとコメントが出てまいりましたので、報告させていただいてもよろしいでしょうか。

まず、残業代がもらえないということが1点です。あと、有給休暇を取ったはずなのに賃金を払ってもらえないという相談がございます。あと、タイムカード制ではない場合の残業代を認めてもらえないのかとか、あとパートタイム労働者には有給休暇がないと思っただとか、こういった内容が昨年度の内容として挙がっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今ちょっとそういう大変な時期なので、大阪府のいろいろそういう労働相談とか、いきなりそういったところがなかなか行きにくいという前に、少し気軽に忠岡町に相談できて、そしてその次にもう少しこういったところに相談というふうに、次の相談の解決に向けたステップになる、そういった大事な入り口の相談なのかなと、忠岡町は、そんなふうにもちょっと思いますので、こういう労働相談をやっていますということや、電話での相談ということももしできればね、そういったいろんな形での労働相談を忠岡町がやっているということをもう少し、PRは広報でもされていらっしゃるかと思うんですけれども、このようなコロナの時代ですので、ぜひお困りの方は相談くださいということでPRをぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

PRは努めていかせていただくんですけれども、私も就任当初、月に1回の相談業務つ

てどうなんかなと思ったんですね。いろいろと調べてみますと、これは社労士の資格が要るらしくて、有資格者を備えている市であれば随時対応ができるということになっているかと思えます。また、その有資格者でない市役所の担当者が、一時的な相談窓口をやっているといるところもあるように聞いてます。しかしながら、労働行政とか労働の法律を熟知していないと、ちょっと対応できないのかなと思えますし、本町におきましてはその職員を置くのは難しいという、ちょっと一旦私なりに結論を出したところでもあります。

今言われますように、そういう相談回数を増やすのか、または電話であったりとかオンラインであったりとか、そのようなところで窓口ができるのか、この辺りは今後の課題かなというふうには思っているところでもあります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いろんな形での相談ということでぜひ検討していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

次、いいですか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

92ページ辺りだと思うんですけども、農業委員会費のところでもちょっとお聞きするんですけども、歳入のところでも農地の固定資産税が高いから、政策的に減免をしてほしいということで、そのことです。農業で生計を立てている方というのは、専業農業の方は1軒か2軒ぐらいかと思うんですけども、農業で収入を得ているという方については、農地をやはりね。農地は今後、保護していくというんですかね、今までは減反ということで農業縮小だったんですけど、今度は都市農業を振興していくという法律もできて、都道府県レベルではその計画をつくる義務ができたんですけど、市町村は義務ではないので、努力で、忠岡町はつくる気はないということだったと思えますが、だからといって農地を保護しなくていいということはないと思えますので、忠岡町としては農地がだんだん減ってきていると。宅地化がだんだんされてきて、そういった自然も緑もなくなってきているというところがありますので、都市農業の振興についてはどのように忠岡町は考えていらっしゃるでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

これもこの春から初めて担当させていただきまして、いろんな状況を把握してるところではございます。委員おっしゃられるように、このまま置いとったら農地は多分なくなると思います。その保全していくのかどうなのかということにつきましては、農業者の意見も十分聞く必要もあると思っています。本年は、農業委員会の委員の改選もございまして、新しい委員でメンバーで、先日、2回目の農業委員会を開催したんですけども、その中で私は初めて今後の農業の在り方について、また今後について、これからご意見を伺いたいと挨拶の中で申し上げさせていただきました。

皆様から話を聞いたわけではございませんけども、やはり後継者、担い手がないというのが一番の大きな関心事というんですか、懸念事項であるというようには聞いてございます。そうした中で、どういった保全策があるのか、そもそも保全するのもしないのか、そこらも含めて、もう少しちょっとお時間を頂きたいなというふうに考えておるところであります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保全しなくていいということではなく、やっぱり都市農業を振興していくというふうな、そういう国の政策転換がありましたので、そういった方向で大阪府もそういうふうですし、忠岡町もそのようになっているのかなというふうには思って質問してるんですが、ということで、後継者不足であるという、それはちょっとなかなかね、全体の話になりますので、忠岡町でできることということで、農業を振興していくという立場から農地の固定資産税を少しでも助けになるようにということで、減免制度をつくると。ただ、0円ということでない、減免ということですので、そういった側面で忠岡町が応援しているということも1つの政策かなと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

税につきましては、やはり法律に基づいて執行されておりますので、その振興策として税の減免、免除というのは基本的にないのかなというふうには考えているところでありま

す。その振興策の一環として何ができるのかということは、議論を尽くす必要があるのかなというふうには考えておりますけども、税に関してはそういったことをございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、農業委員会でまたいろいろ意見を聞きながら検討していただきたいと思います。

あと、続けていいですか、すみません。

これは水利、いわゆる新開地下水は、建設や下水道といったところでお聞きしたほうがいいんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

新開地水路は、下水道課の管理になります。

委員（是枝綾子議員）

下水道課の管理ですか。分かりました。

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

農業の関係で、すみません、92ページの被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の、先ほどからも出ているおとしの台風21号の被害に対しての、それに対する手当ということですが、被害の実態がもう大体明らかになったかと思うんですけども、農業に関しての被害の被害総額というんですか、が出ましたからこれが出てるんですかね。ということで、すみません。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

ちょっと数字が今出てまいりませんが、被害は確定しておりまして、国費と府費と町費と、それと自己負担ということの金額の構成になっておりまして、これが町負担分ということでございまして、額はおおむね500万ぐらいだったかと思いますが、被害総額は。国が2分の1で、大阪府と町が4分の1ずつ、それから、すみません、自己負担も3

分の1ですか、3等分するという形になっていたかと思います。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

別に後日で結構ですので、被害の総額と、それに対しての国・府・町で、農業者自己負担という、またその数字を教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

後ほどまた報告させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、93ページの忠岡町農業再生協議会事業費補助金というのが出ているんですが、農業再生協議会は補助金ということですので、忠岡町の行政機関ではないと思うんですけど、これはどういった構成で、どういった内容の活動をされている協議会でしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

これは、大阪府から交付される低所得安定対策等推進事業費補助金というものを受けまして、これを財源として行っているわけでございますけども、農地の利用集積であったりとか、耕作地の再生利用とか担い手の育成とか、このようなことを目的に実施をしているところであります。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたらこの協議会の構成メンバーとか、忠岡町がそこに入っているのかどうかということもちょっと教えていただきたいんですが。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

これは大阪府にも再生協議会というのがありまして、各自治体に、本町であれば忠岡町の農業再生協議会というものがございます。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町も関わってるんですね、メンバーとしてということ。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

はい、関わっているところであります。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ということで、忠岡町も入って一緒に再生に向けて協議をしていくというところの機関があるということで、分かりました。

そこで、ちょっと商工のほうに飛ぶんですけども、忠岡町の先ほどからいろいろ質問がありました商工関係の振興についてというところで、それを協議する場が忠岡町にはないんですね。商工会にお願いして、いろいろ委託をしてというところで、で、担当課は連携をされていらっしゃると思うんですけども、そうやって農業のように忠岡町も関わってのそういう協議会なり、何かそういった検討する、考える、そういう協議する場というところは必要ではないかというふうに思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

商工に関しては、おっしゃるとおり、ないですね。商工会と定期的に打合せはしておるところでありますけども、このような協議会というのは現在ないということですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

農業に関しては農業委員会もありますし、先ほどの農業再生協議会というところもあって、商工については特にないので、そういった場も設置していく必要があるのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

行政が、その商工業者を集めたそうした委員会があるのかどうなのかは、ちょっとよく分からないんですけども、そうした話し合う場をどこに持っていくかというのは、これから検討する必要があるのかなというふうに思います。

先日、新浜地区の企業の方とお会いしたのは、木材コンビナート協会というのがありま

して、その構成メンバーに本町もなってございますので、その関係でお会いして話し合う機会ができたということもありますし、どの団体がどのように作用してるのか、ちょっとまだ把握がよくできてませんけども、先生がおっしゃるように、そういう地元企業の方であつたりとか、総合業者の方と言葉を交わす場面というのは必要かなというふうには思っております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひそういう場をつくっていただけたらというふうに思います。その中から、中小企業振興条例とか、そういったものを制定している市とかもありますので、忠岡町もそういった検討をしていただきたいと思います。

その関係で95ページのところで、95ページの中小企業振興の利子補給ですね。利子補給は、この主要な施策の成果並びにというこちらのほうでは、41件がされたということなんですけれども、これは基金が以前ありましたけれども、基金がもう現在ないというところで、忠岡町が独自に捻出して、頑張っけて続けてやっていただいているということで、非常にいいことだと思います。

で、今後、コロナの対応でその利子補給をしていくというのが、忠岡町はどのように、何か出てましたね、何かそういう交付金を使ってやっていくということで、今後ちょっとこの予定ですね、この利子補給の補助に関してのどのように進めていくかという方向性というんですか、お考えをお聞きしたいんですけれども。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給ということで予算を上げさせていただき予定になっております。これは、このコロナ関連で融資があるんですけども、それは基本的に3年間は利子は国が補填するという内容になってございまして、本町は今回、国から頂いたお金を基金に一旦ためておきまして、4年目、5年目にそれを利子補給として、コロナ関連の融資の利子補給として出す予定で今進めているところでございます。ですから、期間としましては、令和5年度から7年度ということになるかと思われま。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

コロナ関連の融資と、通常の融資とはまたちょっと違う場合がありますね。その場合のコロナではないほうの融資もあるかと思imasuので、それについては続けていかれるお考えでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

基本的には別かなというふうにも思うんですけども、今回、コロナ関連融資に切り換えられた業者もかなりおられますので、そのところはまだ期間がありますので、ちょっと状況を見ながら対応してまいりたいというふうには考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

引き続き利子補給制度を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、もう1点、すみません。その下の創業相談の事業の補助金と支援の補助金ということで、何件の方が相談をされて、何件の方が起業につながったかということをお教えいただきたいんですが。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

創業相談事業補助金ですけども、令和元年は、支援した方が40名というふう聞いております。ちょっと令和元年度の創業件数は把握できてないんですけども、その前年度につきましては、支援が48件に対しまして創業が10件であるというふう聞いております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、令和元年については相談が40件で、そしてこの30万円というのは、10万円が上限だったと思うので、3件と見ていいでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

3件というふうに聞いております。

委員（是枝綾子議員）

3件ですね。分かりました。はい、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなかちょっとね、スタートしたときとかは創業されるところが10件あったということですから、ちょっと今回、3件ということで少なかったということで、創業、起業される方を支援していただいて、商工業の発展にと頑張っていたきたいと思いますので、引き続き啓発と、あと促進するようによろしく願いいたします。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

すみません、先ほど私、勘違いして、創業相談事業補助金のその講習を受けられた方が40名ということでございまして、今、先生おっしゃられたのは、起業創業支援補助金のことですね。これは3名ということで、1名の方が行政書士、あと2名は飲食業というふうに聞いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

相談事業は、多分商工会に委託をされた委託料がその110万円かと思うんですけどね。相談に来られた方が何件ですかという聞き方をしたらよかったですけど、すみませ

ん。平成30年は48件の相談があったということですね。令和元年は40件は40件でいいんですか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

40です。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。分かりました。

あともう1点。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

すみません。93ページの貸菜園費のところの貸菜園の維持管理、先ほど、これ25万6,000円の分は撤去、第5菜園、東忠岡保育所の横の菜園の撤去ということなんですが、菜園がだんだんと減っていくということで、作りたいなとかいう方というのは、農協の貸菜園もありますけれども、忠岡町の菜園の状況ですね、どんな状況でしょうか。空きがあるのかどうかという、そういう。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

先日、空きが1件あったんですけども、一応募集をさせていただいたら、2名の方がおいでになられて、1名決まって、今、全区画が埋まっているという状況であります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

要望というかね、作りたいという人はいらっしゃるということですので、菜園ね、便利なところにつくっていただくと皆さん行きやすいというところもあるかと思いますが、菜園について今2つですか。2つしか菜園が忠岡町はなかったと思うんですけども、今後ちょっと菜園について要望があれば増やしていただくということもぜひお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

今のところ、この半年間は増やしてほしいという声は聞いてないんですけども、農地の保全策の1つだと思いますので、そのところは前向きには考えていきたいというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

では、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、商工費のところでお聞きしたいと思います。私、勝元先生とか是枝先生と一緒に、商工費というのは忠岡町の商工の発展に費やすお金ですので、もう少しあってもええかなと思うんですけども、全体をパッと見まして、もう商工会に丸投げというのはちょっとあまりにも良くないと。できましたら、忠岡町でこれはという施策を打って、そこにお金を入れて、この商工の発展に入れていっていただきたいと思います。これ、答弁は結構です。

あと、すみません、会派からの質問をちょっと入れていきたいと思います。産学連携につきまして質問します。大学なんかと提携して取組を進めていけなかった要因というのは何かございますでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

何の要因ですか。

委員（松井匡仁議員）

産学連携、大学と連携して、提携して取組を進めていけなかった要因というのは何かありますでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

いろいろな行政におきまして、大学とかですね、連携しながらやっていくというのはあります。今、都市計画、私の持っているところでやっておるんですけども、これもある計画をつくることによって大学とのつながりができるということですね。計画をつくって

く作業の中で、その関連する方との意見のやりとりであったりとか、そういう過程を踏んで計画って出来上がっていくものなんですけども、そうしたところがこの商工に関してはなかったということだと思います。

ただ、先ほど言いました都市計画、そのほかにもいろいろありますけども、これは国の施策が大きく作用しておりまして、国からお金も出ますし、その計画をつくらないといろいろな国の手当が受けられない、こうした事情もございます。そういう仕組みがこの商工のほうにはちょっと、まだ調べ切っていないんですけども、少ないのかなというふうには思っております。

ですから、今、単独に何かしら計画をつくるのであれば町単費ということになりますし、そこから何かしら事業を興そうと思えば、これもまた町単費になるといったこともありますので、そうした計画づくりとかいうことに関して、どういったものが必要で、どういったことにどういう効果があるのか、ここはちょっと検証していきたいなというふうには思っているんですけども、計画の過程の中で大学とつながりがあれば、そういった連携というんですかね、そういうのは生まれてくるものというふうには思います。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

そうですね。でも農業であり、漁業であり、全て大学と連携できるものでありますし、これからの発展、いろんなものを探るという段階で大学と協議をしながら進めていって、何かイベントといいますか忠岡町の施策を考えるとというのも1つだと思います。

続きまして、すみません、次の質問に移ります。旧26号線の道路幅の拡張整備、これの時期、谷野部長、一遍、今年度中やというふうに議会でおっしゃってたんですけども。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

それは次の土木費のほうで。

委員（松井匡仁議員）

ああ、そうか、ごめんなさい。分かりました。すみません、土木のほうで言います。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、96ページから103ページの第8款 土木費、並びに第13款第2項の公共土木施設災害復旧費につきまして、担当課の説明を求めます。

（担当課：説明）

（進行を前川副委員長と交代）

副委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。私、副委員長が委員長不在のため代行させていただきます。
ご質疑をお受けいたします。

委員（松井匡仁議員）

はい。

副委員長（前川和也議員）

松井さん。

委員（松井匡仁議員）

すみません、先ほどの続きです。旧26号線の拡張の時期というのは、いつ頃になりますでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

副委員長（前川和也議員）

どうぞ。

建設課（坂本健三課長）

先ほどの旧26号線の拡張の件につきまして、鳳土木事務所によりますと、現在高木、クスノキですね、5本を撤去済みでございます。年内着手を目指し調整中でありますとのことです。内容ですけれども、町の玄関口であり通行頻度が多い南海忠岡駅周辺を考慮し、本年度は岸和田側から約150メートルぐらいを施工予定とのことです。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。私、実は春先にちょっと話をしとったんですけど、無理かもしれんと言うてましたけどね。今年度無理かもしれんと言うてましたけど、まあ最近の返事で、やると。

建設課（坂本健三課長）

そうですね、はい。

委員（松井匡仁議員）

了解です。分かりました。

もう1点いきます。さつき道路のことでちょっと質問します。さつき道路の中央分離帯ですね。これ、道蔵の小屋の前辺りなんですけれども、グリーンシート、防草シートです

ね。これを取り付けることはできませんでしょうかということなんですけれども。

(進行を三宅委員長と交代)

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

昨年度に一部試験的に実施した忠岡北ファミマ前の中央分離帯防草シートの設置の件につきまして、現在、草の繁茂期でございまして、もう少し様子を見、効果絶大ならば今後も実施したいと考えております。

委員（松井匡仁議員）

了解です。ありがとうございます。もう1つ追加で委員長、よろしいですか。

私、ちょっと最後にお問い合わせがあるんですけども、今回、教育で小学校の木の剪定という入札案件を出したんですけども、実は教育さんのほうで積算をして出したら、予算2,000万円やと。うちの森議員が「そんなもん高いわ、高いわ」と大分言うて、実際に入札やったら200万円やったと。この辺はやっぱ、課は違うけれども、プロの建設のほうである程度の積算というか、誰が見ても2,000万円はかからないので、その辺はちょっとお互いいろんなところと話を合して、ある程度ええ金額というのは、やっぱりプロのところから教えてあげていただきたい。いろんな課とそういうところは話し合う場を持って、これからちょっと予算を組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。課長、もしよかったら。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

すみません、ちょっと関係課が今何やってるとというのが、私ら分からないので、その辺ちょっと教えていただいたりしたら、うちも設計なり等はある程度のアドバイスはできるんかなと思うんですけど。

委員（松井匡仁議員）

予算のときはある程度分かるのと違うの。そんなことはないの。それでも全く何やってるか分かれへんものか。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

分かる部分もございんですけども、大半は分からないですね。補正とか上がってきたら分かるんですけど、あとはちょっと分からないです。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。できましたら、分かりましたで結構です。また、逆にほかの課に相談することもあるでしょうから、そういう横のつながりを持ってやっていって、予算を組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、先ほど私も続きで、最初から行きますね。まず、97ページの下から2つ目、委託料の施設管理委託の部分なんですけどね、この清掃等維持作業委託料、これ1,371万か、かなり高額でかけてるんですよ。さっきの産業振興の1,000万がやっぱり判断ベースになるんですけど、これ、どこの業者さんがまず受注されてるんですか。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

これはシルバー人材センターです。

委員（勝元由佳子議員）

シルバー。はい、分かりました。これ、大まかで結構なんですけど、どのぐらいの頻度で何をしていただいているんですか。ざっくりで結構です。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

週3回で13名、9時から16時までですね。

委員（勝元由佳子議員）

で、掃除をやっていただいている。

建設課（坂本健三課長）

内容ですね。

委員（勝元由佳子議員）

そうそう、ざっくり。

建設課（坂本健三課長）

内容でございますけども、除草と剪定と散水、それで管理業務も入ってます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

続いてですけど、交通安全のところなんですけどね、100ページの辺り、99、10

0 ページのところですけど、まず委託料の駅周辺自転車整理委託料、これは駅周辺の駐輪場整理のシルバーのおじさんたちの分だと思うんですけど、これも550万ですか、ざっとかけている。これ、住民さんからもあれなんですけど、要るんかというところがあってね、もう民間と同じサービスを提供しているでしょう。そのところで、私も過去に、大分もう何年も前ですけど、何でこういうシルバーのおっちゃんを置くことになったんかという経緯はざっくりと聞いたことがあって、何か国から、上からお金がついてきたという経緯があったんですけども、今はもうないということなのでね、それであれば切ったらよろしいのと違いますかと。普通、よその自治体でも、そんな自治体の公共の駐輪場に人がついてて、出し入れしてくれてとか、そんなんやってるとこってないでしょう。今、忠岡町はその状況なんで、要らんのと違いますかというのが1点。ちょっとそこをお願いできますか。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

自転車整理業務ですけども、当然、駐輪場の中の自転車の整理をさせていただいて、より台数をとめれるような委託をさせていただいてますけども、当然道路上、歩道上の駐輪されてる自転車の注意喚起等もさせていただいてます。歩道上にとめる自転車がなくて、誰かが立ってないと、違法駐輪がもうひどい状態なんです。それに対して、職員が条例を基に撤去させていただいてるんですけど、シルバーさんがいなくなるとかなりひどい状態になると思うんです。そこに障がい者さん、車椅子とかが通るのに、通れないような状態が過去にもできてましたので、当然、必要な部分かと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

では、歩道上というか、駐輪スペースの区域内からはみ出した自転車の整理というところはメインでやってるからというのはお聞きしたこともあるんですけど、私、よその自治体に住んでたときとかと比べるとね、忠岡町は撤去される率がかなり低いような気がするんです。結構よその自治体なんか、置いたらあかんところに置いたら、もうすぐピッと持っていかれて、遠いところまでお金を払って取りに行かなあかんという、ある意味制裁があるから、結構みんな置かないんですよね。忠岡町も撤去を徹底すればいいんじゃないのと思うんです。取りに行く場所、今、駅の近くと違いましたっけ。撤去自転車。

建設課（坂本健三課長）

役場の近くです。

委員（勝元由佳子議員）

役場でしたっけ。取りあえず近いでしょう。だから、クリーンセンターとか遠いところまで難儀して取りに行かないかんというね、かつ、お金を払って取りに行かなあかんという。でも、あまりにも遠過ぎると自転車を買ったほうが安いから、そこら辺、距離の問題があるんですけど、そういう一定、持っていかれるからかなわんわというね、そういう住民に心理的な部分でちゃんと置かせるというのは工夫でしていただけたら、あまりこの人材さん要らないんじゃないかと思うんですけど、その辺、撤去の部分、どうですか。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

自転車放置禁止条例というのをつくらせていただきまして、今現在、撤去した自転車に対して返還するのに手数料を頂いてる状態でございます。当然、撤去した自転車に対しては返還事務も発生してきますので、今、シルバーさんに委託させていただいてるんですけども、それをなくして事務作業がかなり増えるというところもございまして、よその自治体さん、調べさせていただいたら、よその自治体さんは、その撤去も業者委託をされているというようなお話も聞いてますので、その辺の予算を上げれるならば上げて、もし予算を頂けるならば、その辺も検討させていただきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこら辺できるのであれば、予算措置していただいてやってほしいというのは要望でお願いしておくとして、もう今ね、どこの駅前とか公共施設もコインパーキングに変わってきてるでしょう、自転車。多分それをすると、大分はみ出しのそういうぐちゃぐちゃな自転車も減ってくるはずなんですよ。あれも価格を安めにしてお金を取ると、町ももうけるというふうにすればね、この毎年毎年こうやって駐輪のための委託料五百何万払ってるのを考えたら、何年か一定期間、回収できてくると私は思うんです、普通に考えて。回収が遅いかもしいですけど、それはやっぱり行政サービス、自転車法ってあるでしょう。電鉄会社とそこの自治体が駅利用者のために駐輪場を設けないかと、そこは定められてるんだから、そこはちゃんと町のほうでちょっと考えていただいて、今後、先々将来に向けて、忠岡町の駅前の駐輪場の整備というところはちょっと計画を立てていただきたい。で、もう既に泉大津とかも近隣を含めてコインの駐輪に変わってきてるんで、そこら辺は

もうそっちのほうに切り換えて、町も収入を上げつつ回収してというところは計画を立てていただきたいんですけど、今の時点で何か計画とかありますか。全くゼロですか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

この自転車整理費用につきましては、従前からいろいろとご指摘いただいているところではあります。これは駅の周辺の自転車だけの問題ではなくて、いろいろと都市の問題といたしますか、課題が多うございまして、今の駐輪場のスペースだけで解決をするのは難しいというふうに考えておりますし、駅周辺の交通環境であったりとか、歩行者の動線であったりとか、その辺りも複合的に考えて解決していく必要があるというふうに考えております。

この駐輪につきましても、そうした計画の中で、駅の直近、真横になればいけないのかといいますと、そうではないと思いますし、少し離れた場所に置くというのも1つの案であると思いますし、そうした計画を今考えておりますので、その中で1つのまちづくりとして解決していきたいというのが、1つ私どもが今行っている作業ということであります。

それと、シルバー人材センターの方に高齢者雇用という観点からも、今、駅周辺の自転車整理以外にごみも拾っておいただきますし、啓発活動もしていただいています。そうした面で、高齢者雇用という面でも1つの役割を担っている中でありますので、一方で都市計画事業を行いながら将来的な解決をしていくということと、それから併せ高齢者雇用というんですか、その辺りのところも検討が必要であるかなと考えておりますので、併せて進めていきたいというふうに考えているところであります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、部長さんおっしゃっていただいたとおりで、これね、まちづくりで計画しないと駐輪場だけの話じゃないから、そこら辺は従前からちょっとお話しさせていただいて、お願いはさせてもらってるところなので、あそこの駅前周辺一帯でどういうふうに今後していくかというのは、描いていってほしいところですし、住民もそれは望んでいるところです。

で、1点ね、先ほど部長さんが駅から離れたところに駐輪場があってもいいかなとおっしゃってたんですけど、忠岡駅の魅力はね、ぎりぎりまで乗ってきて、乗りたい電車に乗れるというのが魅力なんですよ。そこが忠岡駅のメリットやと思うし、実際そういう住民

さんが多いんです。うちも、私ごとですけど、駐輪場をやってるでしょう。ぎりぎりまで乗ってきて、パッと走ったら電車に乗れるという、高架駅じゃないそのメリットが、やっぱり忠岡駅の最大のメリットなんですよ。だから、やっぱり駅の近くに駐輪場は整備していただくのが一番いいんじゃないかと思うんですけどね。駅利用者のニーズを見てる限りですけどね。だから、あまり離れたところに、それこそライフのあの辺とか、駐輪場ありますけど、ちょっとそこら辺まで行ってしまうと遠いという感じになってくるので、乗れないでしょう。だから、そこら辺はちょっと考えていただいて、総合的に絵を描いていただけたらと思います。これは要望で、答弁結構です。

あと、次の工事請負費のところなんですけど、交通安全施設整備工事と通学路交通安全対策工事ってあるんですけど、これ、同じページの100ページの工事請負費、2つ工事費用が上がってるんですけど、ざっくりこれ、どこをどうしたんか教えていただけますか。

委員長（三宅良矢議員）

回答できますか。坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

すみません、通学路の交通安全対策工事ですけども、元年度は馬瀬13号線の歩道空間整備、東忠岡小学校の岸和田寄りの道路というんですかね、あそこの道路の勾配の改修ですね。

委員（勝元由佳子議員）

それは通学路のほうでしょう。

建設課（坂本健三課長）

それと、交通安全施設整備工事ですけども、町道深田線、鉄塔通りのところですけども、塔の転落防止対策ですね、ラバーポールとか、そんなものを設置させていただいてます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。ちょっと何かいまいちどこをやったのか、安全対策が住民から見てあまり見えないというか、効果が見えなかったんでお聞きしたんです。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

1点、補足を。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

この両方とも、通学路の交通安全プログラムに基づいて行っておるんですけども、東忠岡小学校の横の道に関しては、これは国費事業になってますので、別建てになってござい

ます。もう1点あるところにつきましては、通学路の対策もあるんですけども、例えば道路の白線が消えかけてるとか、ガードレールが引っ込んでるとか壊れてるとか、そういったいろんな交通安全対策工事に使うということになっておりまして、原資は交通違反ですね、交通違反のお金が原資となっております。

昨年につきましては、鉄塔敷きと言いまして、忠岡東3丁目と2丁目の間に関電の高架の鉄塔がある通りがあるのはご存じでしょうか、忠岡東2丁目と3丁目の境ですね。ちょうど深田と言われるところですけども。そこに道路の側溝がありまして、ちょっと溝蓋がかけられない状況も多くありまして、注意喚起するためにラバーポールを立てたりとか、道路に反射の表示をつけたりとかして、好評で、つけてよかったというふうに感じているところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。こういうのは、通学路の整備、工事はそちらの部局ですでしょう。でも、通学路関係で、ここら辺、こういうふうにと子どものためにというのは多分教育のほうになってくると思うんです。そこら辺って、ふだんから連携とかはしてるんですか。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

会議はさせていただいて、情報共有させていただいてます。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その会議というのは、内部の職員単位の会議ですよ。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

学校の先生も入っていただいたり、国・府も入っていただいた会議もさせていただいています。

委員（勝元由佳子議員）

会議名がもし分かるのであれば、私がかかってないだけなんですけど。例えば、すみません、町の何か会議があるでしょう、何とか協議会とか。そういう形のちゃんとした会

議、設置要綱とかも、そういうことですか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

忠岡町に交通安全推進協議会というのがございまして、その下部組織に通学路の対策の会議を立ち上げまして、そのメンバーが、国道26号線がありますので、国土交通省も入っておりますし、府道があるので鳳土木事務所も入っております。あと、我々行政、教育委員会と、それから学校園も参画していただいて、2年に1回、合同点検ということで、町内を危険箇所を合同点検を行って、改修してほしいであったりとか、そういった内容を話し合う機会が2年に1回ございまして、それで話し合われた内容に基づいて工事をやっているということでもあります。

その対策工事の内容とか、どこをやったかということにつきましては、本町のホームページのほうに公開してございますので、一度ご確認いただけたらなというふうに思います。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ちょっとじゃあ見てみます。ありがとうございます。

次に、102ページの公園費のさっき言った委託料の大津川の河川敷公園の管理委託料なんですけど、これもうずっと前から私も言わしてもらってるんですけど、高いというか、住民からすると、あんなに草ぼうぼうやのに、何でこんなに金かかっているんだと素朴な疑問というか不満というか、あるわけですよ。普通に南海電車に乗ってて、大津川を越えるでしょう。あの瞬間に大津川を見たら、やっぱり泉大津側、忠岡側とで景観が違うんですよ。それは、私も住民さんから同じ意見を聞いてるんです。泉大津側はきれいに整備されている。でも、忠岡町側は結構草がバーツとなって汚いというかね、景観を損ねると。その電車に乗ってて見たときの、右岸、左岸でやっぱり景観が違うやんというところはあろうなというのはあるんです。

それで、こんだけやっぱり税金を投じている。1,000万単位でかけてるでしょう、3年契約で。そこは変な話ですけど、業者さんに委託せないかんものなんかというのもありますしね。たしか大津川、あれ6ブロックか何かに分けて作業してはると思うんですよ。草刈りとかね。であれば、剪定の入札をしてるでしょう、道路のさつき通りとかの。あれと同じくで、あれ全部それこそまたひとまとめにしてね、さつき通り、大津川のあそこ全部区分けして一括で、何月は、例えば夏場の7月から9月までは月2回とか計画立てて、こちらが指示、仕様書を出して、それを受託してくれるところとかね、何かやりようがあるというか、やったらもっと安くで落ちるだろうし、変な話、ハローワークとかで

人を雇って、あそこの土手とか刈れるああいう芝刈機って、テレビとか見てたら2万円ぐらいで買えるんですよ。そんなんとかで提供して、人を使ってとか、いろんな方法が絶対あるはずなんで、ちょっとここはほんとに根本的に見直しをしてほしいとこなんですけど、このまま行くか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

何度かご指摘いただいている箇所ではございます。草刈りも、確かに安いものはありますけど、面積がすごいし、やはりこれはプロが使う仕様のものでないと、すぐに傷んでしまうというんですか、毎日使うものですからね、それなりの仕様の製品、草刈り機を使わないといけないということもありますし、距離が長いし面積が広いので、ちょっと一般の方では難しいかなというふうに思います。

以前、これを委託に出す前には、本町には現業職がありましたので、職員が直営でやっていた時期もあるんです。河川公園に関しては土手の部分だけですけども。それでも、本町の職員3名が上から下まで刈ったら1週間ぐらいかかっていたのかな。かかるし、斜めですから非常に危険でもあると。落とした草を集めるのに、パッカー車がやっぱり要るんですね。トラックではなかなか積めないほどの量が出ますので。そうしたことから、ちょっと誰か雇ってとかというのは難しいかなというふうに考えています。

それと、現在の、今電車の中からはと言われましたが、私は反対じゃないかと思えますけど。泉大津は、確かに南海電車の周りは公園として緑地としてやっていますけども、そこから山手側は管理してないので草ぼうぼうになってます。逆に忠岡町側はきれいなので、泉大津側は忠岡町と同じようにきれいにしろと言われてるというふうに聞いております。

それと、委託の話ですけども、今現在、その公園の中につきましては仕様の的には年3回除草するというようにしております。大津川左岸線、道路の陸地側につきましては年2回というところですけども、繁茂期には草を刈っても大体1月もしない間に草が生えてきますので、到底2回や3回の除草じゃ足りてないわけなんですね。そこらは企業努力というんですか、会社の努力によって草刈りが行われていまして、私どもが見る限り、確かに10年ぐらい前はそうだったかもしれませんが、今はそんなに不快な状況ではないというふうにちょっと考えております。一時的に草が伸び切る時期もありますので、そこは確かに草が生えてるなというふうにお感じになるかもしれませんが、河川敷の公園の管理としては適切な状態が保てているというふうに感じているところではあります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応、その草刈りのところ、年3回ですかね。で、たしか今もし仕様書変わってたら、私、最近のやつを見てないから分からないですよ。だけど、数年前ぐらいの仕様書で見ると、目的自体は景観を維持する、美しい景観を維持するで、特に年何回除草って数字を入れてなかったような気がするんですけどね。その今、年3回やってるとか、年何回やってるといのは、多分町からの指示なのか、業者側が設定しているのか知りませんが、仕様に基づいてやれば、美しく常に保っていただいていたら、それはそれでいい話なので、そこはやっていただきたいというところと。

あと、草の状況ですけど、私、忠岡に引っ越してきたのは五、六年前ですけどね。ずっとあそこのところ辺に住んで、毎日、犬の散歩コースやったわけですよ。大津川の公園の中に、ちょっと深さ1メートルあるかないかぐらいの結構深い溝というか川といかな、何かつくってあるんですよ、堀をね。だけど、もうすぐに草で埋まって、そんな落ちるようなところがあるなんて見えない状態になって、結構危ない状況が常にあったんですよ。子どもの遊具も草に埋もれてしまっ見えな、遊べないという、椅子も全部埋もれてるとか、結構そなん日常茶飯事、年中通じて、真冬以外はね。そういう状況やったんで、職員さんがどのぐらいの頻度で現場を見に行かれてるのか分からないですけど、やっぱりほぼ毎日に近い状態で使っている、あそこへ行っている人間から見ていると、刈れてないというのが正直なところですよ。

なので、やっぱり定期的に不意打ちでも職員が見に行っ、現場の写真を撮ってきて、できてないのであればちゃんと、それこそ住民の声も拾った上で、指導するなりはちゃんとしていただいて、常に景観もそうですし、その落ちるかどうかわからないところが見えないはやっぱりちょっと危ないんで、そんなことがないようにはちゃんとしていただきたいということをお願いしておきます。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

今、委員ご指摘のせせらぎみたいな感じのところですね。あそこに関しては、もう大半が雨で流された土、砂で埋もれてたんで、危険な場所は撤去するというか、もう埋めるようにはしました。もう埋めてしまいました。

委員（勝元由佳子議員）

もうないんですか。

建設課（坂本健三課長）

もう完全に埋めてしまいました。

委員（勝元由佳子議員）

逆にそれはそれで、雨であれですよ、水位が上がったときに土砂とかが流れてくるよ

うに抜け道的につくっていたわけでしょう。じゃないんですか。単にせせらぎを。分かりました。もしその土砂の逃げ道的につくっていたんであれば、なくしたら、それはそれで危ないというか良くないかなと思って。分かりました、それだったら。

取りあえず、ここはちょっと経費の見直しはしていただきたいということでお願いします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川副委員長。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。決算書の99から100にわたる項の交通安全対策費、交通安全対策事業の継続事業なんですけども、いろいろ交通安全のためのガードレールの設置とか、先ほどお話も出ましたけど、ラバーポールとか、ああいった新設。私も先日、とあるところの案件をお願いしたところなんですけども、こういう新たな設置とか対策とか、すごく迅速に取り組んで、今までこれまでも取り組んでいただけてきてる感はある、それはほんとにありがたいなというふうに思っておるんですけども、あれですね、多分なだ会さんも要望書を出されてたかなと思うんですけども、白線が剥がれてきてるとか、その整備に関するところにも維持管理というんですかね、ちょっと目を向けていただけたらなというところ。あと、カーブミラーもなかなかちょっと曇ってる部分が多いので、新たな設置ももちろん大事なんですけども、きれいに維持していくというところにもちょっと目を向けていただけての交通安全対策事業としていただけたらなというふうに、これはお願いがまず1点と、同じく土木費、102ページの街路事業費、街路樹剪定なんですけども、たくさん木がございまして、剪定いただいているというわけなんですけども、これは木なんで、年1回ですかね、剪定回数というところ。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

そのとおりでございます。すみません、野田線に関しては年に2回させていただいています。

委員（前川和也議員）

シルバーさんに。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

建設課（坂本健三課長）

業者でございます。

委員（前川和也議員）

これは業者さんですね。

はい、いいです。

委員長（三宅良矢議員）

他に。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、ちょっと会派の質問が1つ抜けておりました。南海電鉄について質問いたします。

令和9年、なにわ筋の開通による遮断機の開閉時間の見通しというのは立っておりますでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

なにわ筋の開設ですけども、2031年に開業予定というふうに聞いております。それと、議員ご指摘の踏切の件ですけども、大阪府都市整備部交通道路室に問合せをさせていただいて、該当踏切、泉大津8号踏切というんですけども、そこの閉鎖時間が長いということで、大阪府内、どんな対応をしているんかということをお聞きしたところ、該当踏切は開かずの踏切には当然なってないんです。そこに来て、対応としまして、「賢い踏切」というのがもう既に設置されておまして、この「賢い踏切」というのは、急行・特急と各停の速度差に着目して、当然、踏切の警報開始地点とか、無駄な踏切待ち時間の解消を図っておる状態でございます。大阪府内でこの先の対応をしているところは1件もございませんということで、今後の対応はちょっと難しいかなというところがありました。

委員（松井匡仁議員）

では、開閉遮断システムを向上させたということですよ。

建設課（坂本健三課長）

そうですね。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。で、すみません、なにわ筋線が開通することによって乗り入れなんかがあつて、本数が増えてというところは、まだダイヤ自体は決まっていない。

建設課（坂本健三課長）

分かりませんね。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。よろしいですか。

もう1点、すみません、先ほどの草刈りの件でちょっとお話を聞きたいんですけども、これ、谷野部長の今の答弁で、大津側と忠岡側というお話で、大津、墓地のあるところへ行ったら、草ぼうぼうです。あの辺をですね、今、鳳土木が入札で出してるんですが、調べてもろたら分かるんですけど、この草刈りの仕事というのは非常に大変で、もう虫にやられて病院に行かなあかんぐらいダニを吸うて。今実際、鳳土木の入札って、不調に次ぐ不調で、全く入札参加者もいないと。今までやってきてたところも、名前を言うてあれなんですけど、クマガイさんなんて、もう要らんと。けがすると。あんなところでけんということで、全然入札に来ない。今、鳳土木は、逆に頭を下げて、入札に参加してください、参加してくださいと各企業を回ってるような状況ですわ。ですんで、その辺も考えて入札する、発注する、いろんなことを加味した上でやっていっていただきたいと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

委員長（三宅良矢議員）

これ、回答はいいですか。

では、他に。北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、102ページの街路樹剪定等委託料、説明にもありましたけど、府がやったところがあるので減額になったということですけども、それは旧の府道、旧の26かな。

建設課（坂本健三課長）

はい、堺阪南線、旧の26号線です。

委員（北村 孝議員）

そしたら、今後もそういうことですか。

建設課（坂本健三課長）

これは隔年で町と府がさせていただいてますので、今年から整備に当たりまして、今年度は当然忠岡町の当番ですんで、忠岡町が剪定させていただきます。来年度以降は、ちょっとまだ協議してないんで分かりませんが、整備が終わったら、もう大阪府さんが完全に剪定していただくような話にはなってます。

委員（北村 孝議員）

それと、新浜のところで結構長いこと、深夜にかけて下水かな、あれ、府の事業なのかな。新浜の臨海のところでやっってはりますよね。下水かな。それで、この間ちょっとラジオを聞いてたら、陥没したというような交通情報が入ってたけど、その状況はつかんではりますか。陥没して車線規制したという。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

あれは、府の下水道の事業というふうに聞いております。それを埋設するために、水道であったりとか、そうしたものを今、よける作業というんですかね、それをしているところでもありますけども、ちょっと陥没したという情報は私聞いておりませんので、一度事業者のほうに確認をしてみたいと思います。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（北村 孝議員）

あの辺は昔は海というか浜地のところから、当然ああいう工事をすれば、多少なり土砂がいろんなところに影響が出てきて陥没するのかなと思いますけど、状況が分かり次第また教えていただけますか。

これは質問じゃないですけど、先ほど部長、深田線、ラバーポールが設置されてるということで、私も通りましたが、きれいにやって、なかなかいいものだなと思いましたので、またああいうところがあればどんどん、普通のガードレールをつければ、どうしてもやっぱりそれが邪魔になって逆に危ない部分もありますから、あのラバーポールでしたら、側溝にはまるということはありませんけども、そこに側溝があるということで注意も促されるので非常にいいあれやなと思いましたので、ありがとうございます。結構です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

99ページのところなんですけれども、これは道路橋梁維持費のところの委託料で、町道清掃及び除草委託料のところと、あとそこに関連しまして、102ページの街路事業費のところの街路樹剪定等委託料というところに関連してなんですけれども、街路樹の下の足元の低木、低木じゃない、下草もこれも街路樹の剪定になるんですかね。街路樹の足元のところは、どちらに入るのかということなんですけれど。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

低木については、一応シルバーさんをお願いして剪定していただけてますが、繁茂期になりましたら、ちょっとシルバーさんも間に合わないときは、業者に委託する場合もございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

街路樹の足元の除草はシルバーのほうに委託をして、剪定は剪定業者ということで分けてるんですね、上と下で。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

最近、暑さということと、雨も集中して降ったりとかいうことで、以前と比べて除草の回数は変わってはないですよ、年何回とか2回とか。ちょっと最近ひどいというか、繁り方がひどいということなので。

建設課（坂本健三課長）

そうですね、天候にもよりますが、今年は特に伸びたんですけども、当然住民さんから苦情が来る前というふうな、うちらが現場を回りまして、シルバーさんに指示はさせていただくんですけど、当然シルバーさんもちょっと高齢になってきまして、若干手も遅くなってるのかなというところもございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

以前と比べて年2回の除草というんですか、町内の、だと間に合わなくなってきた状況があるのではないかと。苦情も聞くし、私自身も歩道を歩いてたりとかすると、やはり

茂り方がもう歩道を歩かれへんという状態のところもね、特に東忠岡小学校の野田線のところの子どもたちがよく通るほうの野田線の海側のほうの歩道はきれいに何とかしていただいているんですが、その反対側の山側のほうの歩道は、もう両方から茂って通れないという状態もやっぱりね。この間、今やっっていたところなんですけれども、これ、通れないぐらい茂っているのはちょっとぐあい悪いなというところで、追いついていないのではないかと。

あと、具体的に言うと、さつき通りというか、忠岡中央線のところの北出のところですね。北出のところのオークワに歩いて行こうと思ったら、あそこもかなりね。歩道が狭い上に下草が茂って、反対側の民地のところからも草が来てということで、ちょっとかなり歩道を通るには大変と。健常者の方はいいんですけれども、足の具合の悪い方とか、車椅子はとても通れない状態なので、状況を見て対応はしていただいているかと思うんですけれども、お金のかかる、かなり委託料も高いと思いますので、予算をこれから若干でも増やしていただいて、適宜そういったところに個別に対応できる予算を組むというんですか、年2回だけの予算だけでなく、個別対応ができるような予算も組んでいただけないかなということなんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

すみません、今、議員おっしゃられてます道路等は、年に2回と決めてませんので、永遠に行っていたけるようになってます。当然、もう委託内で数回、5回、6回も行くところもございますので。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

道路のところなんですけども、街路樹の下草のところはひどいというところですね。街路樹が狭い間隔で、昔ですからね、立っているものやから、そこが茂っているだけで、やっぱりかなり多いというところで、その下草の部分は街路樹剪定じゃないということが分かりましたので、そういう適宜対応できるような予算を組んでいただいて、安全に通れるようにということ。

草刈りすると、ダニがね、ダニというか、マダニとかね、ないとは思いますが、でも、やっぱり気になりますし、そういうのにかまれてしまったりとかした場合って、怖いですよ、マダニはね。やっぱりそういうのもありますので、ぜひ適宜対応できるようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、続けて。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとお待ちください。お昼が近づいてまいりましたが、土木費、最後まで行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

99ページのところの町道大津川左岸線舗装工事がされて、きれいに今ずうっと随時、通りやすく、ほんとにね、なっております。通りやすくなるとスピードアップ、車の運転手がされていくということで、ずっとね、これはほかの議員の方からも、あそこの交通安全対策というところで、減速する方法がないのかと言っても、あそこは道路じゃないから標識を立てられへんとか、いろいろそういったことということで、何とかあの対策をしないと、舗装、通りやすくなった、そしたらスピードアップされてというところで、私もたまに車で通るんですけども、河川敷の中を歩いていただいたらいいんですけど、歩かずに上の道路をやっぱり朝早い時間ですとか、ちょっと暗くなってから歩かれる方があるんですよ。中を歩きなさいというのもなかなか言えないので、歩くところはどこを歩いてもいいわけですけど、やっぱり危ないということで、交通安全対策としてあそこをちょっとどないか、減速をするように、30キロぐらいで走ってもらえるように、ひどいところでは絶対50キロぐらいでブワッと走っている車もありますんで、ちょっとその辺を呼びかけていただく、注意喚起していただく対策を早急に取っていただけないでしょうか。

委員（松井匡仁議員）

自転車以外、通さんという。歩くほうが優先やから。あそこを通らんと帰られへん家なんてないんやから。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

ちょっといろいろ他市町村さんの事例等々を調べさせていただいて、何かできるような対策があれば検討させていただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いします。

委員長（三宅良矢議員）

課長、すみません、あそこ制限速度は30キロなんですよね、30なんですよね、原則。了解です。ありがとうございます。

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません、委員長。

そしたら、100ページのところの駅周辺自転車整理委託料に関しては、先ほどからも質問がありまして、忠岡町としては都市計画マスタープランや立地適正化計画等の、そういったまちづくりの中で考えていくという考えを示されていたかと思えますけれども、今、策定委託料が出てまして、策定中ですね。その中で、どのように、令和2年度末でつくってしまうということですので、その中で忠岡町はどのようにお考えでしょうか。忠岡町の方針というんですか考え方というのは、一定そこに示されるのかしらと思うんですが、いかがでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

方針は一定示される予定です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ということは、多分パブリックコメント直前に示した案でというふうなことでパブコメを取るという、そういうスケジュールぐらいでしょうかね、示される案は。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

パブリックコメント、計画自体につきましては、駅前をどうしていこうとか、町の構造をいろいろ細分化しまして、どのような整備方針であるとか、そういった大きな方針的なところを計画書としては記していくということになります。

今ちょっと言われましたのは、もう少しそこを掘り下げた具体的な整備についてどうなのかということのお尋ねだったかと思うんですけども、それにつきましては、駅前につき

ましては駅周辺の活性化であったりとか、さらに個別計画で行われる。また、公園とかであったら、緑のマスタープランもございますし、また公園の別計画ですね、個別の公園についてどういうものにしていくかという個別計画、そちらに次は展開していくのかなというふうにも思います。

その流れですけれども、一旦計画ができてですね、事業を行うとやっぱり費用がかかりますので、いろいろな世論だったりとか、議員皆様のお言葉であったりとか、行政側の考え方、その辺りの優先順位でどこを一番先にやっていくのかということによりまして、どの個別計画が先にやられていくのかということが決まっていくのかなと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

駐輪場をどうするのかという個別の細かいところまでは、こういった計画の中では特に示されるという、そういうものでもないということですかね。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

今、徒歩、自転車も含めました交通というのは、重要なこの計画の中の項目でございますので、当然ながら駐輪場整備であったりとか、自転車、歩行者の通行空間であったりとか、その辺の記述は当然ながらあるというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その案が示されるのはいつ頃でしょうか、スケジュール的には。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

ちょっと今、スケジュールは持っておりませんが、遅くとも年末年始ぐらいには行わないと、今年度末の策定ということになってございますので。しかるべき時期が来ましたら、また策定委員会を開かせていただきますので、委員の皆様にはもちろんお知らせもいたしますし、ホームページ等でまたお知らせをすることになるかと思っております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。利用者や住民の声を聞いていただいて、反映していただくという形でしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、102ページのところの大津川河川公園の管理委託料の、先ほど大津川の土手の道路のことを申し上げましたけれども、そこにも若干関連するんですが、やはり道路を通行していると、土手の中側、土手の内側ですか、川の中のほうの土手のところの草が道路側にはみ出してきて、通行するのにちょっと車に当たるということで、これも他の議員からもいろいろ意見が出てはったと思いますが、その分は忠岡町の職員の方が行って、直接刈ったりとかしているというふうにちょっとお聞きしたんですけれども、委託をしているけれども、忠岡町がそのところを刈っているということはあるんでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

職員がやっていることはございません。

委員（是枝綾子議員）

ないですね。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。やはり車、夜にあそこを歩いてはる方がいて、草があつて、はみ出してきてて、車はやっぱり危ないので、それも交通安全の観点からというところもありますので、これ、年3回の除草ということでもありますけれども、そういったところに対応できるような、そういう仕様書の内容にしていきたいなど。そうなってますかね、そういうところがあったら特別にそこはまたするというふうになってますか。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

建設課（坂本健三課長）

すみません、適時対応させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

適宜対応するような、そういう契約になってるんであれば、危ないと指摘があったときにすぐ対応できるように、委託業者にもきちんと指示を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、住宅費についてです。103ページです。町営住宅のところなんですが、住宅解体工事が出てまして、今、町営住宅管理戸数というんですかね、管理戸数には、それは空き家になってるのも管理戸数に入っていらっしゃるのかちょっと分からないんですが、実際に管理戸数が何軒あって、そこに実際に人が住んでいるのが何軒で、空き家が何軒というふうに、ちょっと教えていただきたいと思いますけれども。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

管理戸数が41戸です。入居戸数が24戸、空き家が17戸です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

これは今現在というところでありませぬ。

建設課（坂本健三課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

その空き家の17戸についての、完了されてますが、解体、あと入居させないわけですから解体するということですね。その17戸の計画はどのようになっていますでしょうか、解体計画は。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

毎年、予算の要望はさせていただいてますけども、元年度は2軒の予算がつきましたので、2軒分の解体をさせていただきました。今年度に関しては1軒分ぐらいの予算しかついてませんので、1軒の解体を予定しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、このペースでいくと、非常に10年以上はかかるということでもありますね。人が住んでいないし、改修もしないので老朽化しておりますから、かなり危ない状況になってくると。台風がこちらに来なければいいんですが、台風でやはりそういった老朽化した、傷んだ家の分が飛んでいって、また被害が広がるということにもなるので、この空き家についてはちょっと解体の計画を持っていただいて、台風が来たときに被害がいかないようにということで、ちょっと検討しないといけない課題ではないかなと思いますので。

ちょっとあそこ、忠岡幼稚園の裏の磯上の住宅で空き家になっているところがありまして、そこからも建設課にも苦情の電話が磯上の人から入っていらっしゃるかと思うんですけども、やはり空き家、防犯上とか、あと放火されたりとか、そういうものがないやろとか、いろいろ心配を近所の方がされておまして、やはり空き家になったらちゃんと撤去していただきたいという要望が出ておりますので、そういう空き家の解体についての計画はどのようにしていくのかというのはちょっと考えていただきたいなと思いますので。

委員（松井匡仁議員）

これ、補助はないんですか。町営住宅に対しての国からの空き家対策で。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

空き家政策に関しましては、補助はあるんですけども、基本的に撤去費用については国費の対象にはなってないんですね。そういうことで、一度に解体してしまいたいという思いはずっとあるんですけども、先日も1軒、ついた予算で現場説明、入札を行ったんですけども、不調になりました。といいますのは、台風21号から解体費用の単価が非常に上がっておりまして、体感的に言いますと何割も上がってます。で、通常の積算の金額ではちょっと落ちない状態になってるといいますか、そうしたことになっておりますので、しかも国費がつかないという状態ですので、担当課としましては一度に取ってしまいたいという思いはありますけども、やはり町財政もございますし、調査して危険なものから順次取り除いていくといったことが、今現在の取組であるかなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この住宅がリニューアルして住める状態であれば、公営住宅に入りたい人はたくさんあるんですけども、ちょっとリニューアルしても安全に住むことができない状態で、外から見た感じですけど、築年数が50年ということですので、ちょっと無理だと思いますので、やっぱりそのところをまたご検討いただいて、よろしくをお願いします。

もう1点続けて、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

その町営住宅なんですけれども、空き地がかなりあって、あそこは町営住宅用地なのでほかには転用できないということなんですけれども、あそこは、住宅用地であれば、やっぱり住宅として忠岡町が計画を持てればいいんですけども、財政的に無理だということで、難しいでしょうけれども、やっぱり忠岡町の公営住宅、住宅政策についてはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

住宅政策自体、ちょっとその検討すら現在できてはないんですけども、現状では危険になった住宅から順番に撤去していくと。それと、部分的に用途廃止というのもできますの

で、まとまった用地ができれば、その部分だけを用途廃止して違う用途に使うということも不可能ではありませんので、そのところは、今後の計画が出ましたときには、その計画用地として検討の1つになるのかなというふうには考えているところであります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

私は、部分的用途廃止については、やはり今すべきではないと思っております。というのは、今、総合計画策定中ですので、今後10年間、忠岡町がここをどうしていくのかということなのですが、やはり公営住宅に入りたい方、入居希望者はたくさんおって、10年以上申し込んでるけども、やっぱり入れないという方もたくさんいらっしやって、やはり高齢の方は民間住宅に移りたいと思っても、なかなか貸してもらえにくい。身寄りのない方とかでしたら、保証人になってもらえる方というところがなかなかいてなかったり、条件があるので。ということで、なかなか新しいところ、条件のいいところに移りたいと思っても移れないから、古いそのままのところにいらっしやるということで、大変不便をされていると。

やはり公営住宅というのは、今の時代、求められているものではあるんですね。やはり持家政策とかいうことで、公営住宅はもう要らないから、どんどん皆さん家を買ってくださいと言っても、買える方はいいんですけど、買えない方とか、ご高齢の方はとてもローンを組めないしというところで、やはりそういった住むところは必要です。ここがなかったら大変ですので、ということでやはり住宅政策は持っていて、整備していくということで、ちょっとこの少ない方々が家に住めないという状態にならないようにやっていただきたいということと、災害時の緊急的なそういった仮設の住宅としても、公営住宅を持っているところは、やっぱりそういうふうに対応をされたんですけど、忠岡町は17戸空き家があるけど、そこに入れられないという、そういうことになってますので、やはりそういったところもぜひ防災の面からも考えていただいて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

答弁は。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

高齢者の方とかが入居しにくいという話がありまして、新たな住宅セーフティネット制度ということで、そうした方たちが入居できるような仕組みもございます。これは、その住宅確保要配慮者というんですけども、その方が入居に当たって、拒まない、そうした住宅の登録制度もございまして、そうしたところも紹介ができますので、そうした話がありましたら、大阪府のホームページに載ってますので、またお声がけいただいたら紹介させていただきたいと思います。

それと、公営住宅につきましては、忠岡町は確かに倍率が高いというように聞いております。これは地域性もあるんでしょうけれども、駅から近いし、便利がいい、いろんな要因があるかと思えますけれども。一方、駅から少しもう一歩離れると、空き室がかなりあります。ですから、忠岡町に住むということであればちょっと難しいんですけども、もう少し圏域を広げていただければ、お住まいになれる住宅はたくさんありますので、そうしたところも、府営住宅の情報というのはホームページにも出ていますし、なければ本町のほうにも府営住宅の情報が毎月来ておりますので、そこをご覧いただけたらなというふうにも思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、その公営住宅ね、忠岡町に住み続けたいということが、公営住宅がないから住み続けられないと。忠岡町は人口を増やしましょうと言って、そういうふうにはやってはるところなのに、よそへ行ってくださいみたいに、何かそういうふうになっているというのは非常に残念で、忠岡の府営住宅が入れないから、吉井住宅とか磯上とか、そっちのほうにかなりの方が行かれました。なので、倍率は本来やったらもっと高くなるけれども、皆諦めて他市に行っております。という状況があるので。

あと、高齢者ほどやっぱり歩いてとか、自転車で生活できる範囲ということで、不便なところに高齢者は住めないんですよ。やはりそういったところもありますので、こういう便利な条件のある忠岡町、これを強みにして、まちづくりや、また住みやすい町にさせていただきたいと思いますので、よろしくご検討ください。お願いします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、いけますか。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（北村 孝議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

町長、すみません、私、簡単に終わりますので。

今、公営住宅ということで委員のほうから質疑がありましたけど、府営住宅、これは世代、親御さんが入っていると、亡くなりはると子どもさんが住めないという、これは改正になりますよね、10月から。1世代だけいけるといふところの話聞いてるんです。ただ、遡ってどこまで行くのかは、これからの議論らしいんですけども。町営住宅の場合、その辺はどうなるんでしょうかね。単身者が多いんですかね、町営住宅に入っている方は。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

まず、委員がおっしゃいました情報は私ちょっと知りませんでしたので。

委員（北村 孝議員）

たしか10月から。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

基本的には地位の承継は行われていないと聞いてますんで、ちょっと制度改正になったのか、そこは確認させていただきます。

委員（北村 孝議員）

これは宣伝ですけど、うちの議員がかなり迫ったみたいで、それが実現されるみたいです。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

それと、本町の住宅につきましても、建物が老朽化していることもありまして、以前は地位の承継というのを認めたこともありますけども、基本的には今は、今お住まいの方が退去されたら、そのままその家の用途は廃止していくということになっておりますので、地位の承継はできてないということです。

委員（北村 孝議員）

現実としては単身者が多いのかな、構成は。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

もともとはご家族でお住まいになられてて、結果、単身になられてる方が多いんだろ

うなというふうに思っております。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。結構です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お昼になりましたので、休憩いたします。13時15分から再開いたします。

（「午後0時15分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

お昼休憩に引き続きまして会議を再開させていただきます。

（「午後1時15分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

103ページから108ページの第9款 消防費につきまして、担当課の説明を求めます。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

106ページの、直接この費用じゃないんですけど、デジタル無線の件で。聞いている話ではデジタル無線談合の案件はもう終わっているんですけど、そのデジタル機器の入札って、まだ続くでしょう。入れ替えたりとか、いろいろ附属するものを発注するに当たって、まだ続くというのは聞いてるんですよ。どこまでほんまかあれですけどね。そういう目でこちら辺の発注はしておいてほしいんですけど、どう思われますかというところ。何とも言われへんと思いますけど。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

これ、デジタル無線は富士通ゼネラル製でして、今回、岸和田と共同運用するに当たっ

て岸和田市がNECの指令台を導入する形になります。これに伴いましてNECさん側のほうから、NECさんもデジタル無線をやっているとして、機器をNECの機器に交換するというような形になってきます。で、NECさんが交換になって、機器を交換してくれるとなると、もうこの先10年はちょっと更新の年月が、10年まだ担保できるんで、その辺でまだデジタル無線の機器は更新、10年先に考えていけばいいのかなというところで考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のところそういう、もう発注せんでもいい状況になってるんやったらしばらくはというのはあるんですけど、今おっしゃっているようにこのデジタル系って、多分ほかのシステムも一緒ですけど、大体作っているメーカー、一緒でしょう。富士通、NEC、沖電気とかそこら辺の。多分国内シェアがそこら辺のメーカーしかないから、やっているところは過去にそうやって特定メーカーで談合をやっていたわけで、この先も結局同じメーカーで、入れ替わりがない状況じゃないですか。まあ言うたらちょっと独占状態やからね。そこら辺は今後10年後ですけど、気をつけておいてくださいということで、もうこれは答弁結構です。

あと、試験のそこら辺の費用が幾つかついてて、105ページにも役務費のところになるのかな、救命士国家試験等の申請手数料がついてると、107ページにも、これ負担金の分になってるけど、幹部昇任学科試験負担金が出ていますよね。ちょっとそこら辺の細かい試験の内容、私も分からないんですけど、たしか消防署に毒劇物の資格を持っている人もいたと違いましたっけ。消火の薬品ですよね。要りませんでしたっけ。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

危険物の資格を持っている方は何人かいてます。あと、この費用ですね。

委員（勝元由佳子議員）

違う違う。それでお聞きしたかったのが、危険物の取扱いのそういう資格の人って、消防署に例えば1人おったらいいという感じなのか、いっぱいおったほうがいいのかとか、どの程度有資格者がいるのか、おればおるほどいいのか、いや、もう最低定員数おれば別によろしいねんのか、そこら辺が知りたいんです。何でこれを聞くかという、おった

ほうがいいんやったら、もうちょっとこういう試験制度の補助というんですかね、予算をつけてもらったほうがいいので、そこら辺がちょっと分からないのでお聞きしたいんですけど。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

今、勝元議員おっしゃっている危険物であるとか消防設備士、これは国家試験になりまして、消防では特に置かなければならないというところはないんですけども、各職員、自分の勉強のために取りに行ってるというのが現状で、人数も10人以上は危険物の資格を持っている者というのはいます。あと設備士も数名、資格所有者がいます。

ただ、ここに載せている予防技術検定、これは国家資格じゃないんです。これが消防の消防力の整備指針で示されていて、予防課の各係に1名は置いてくださいよというところで、消防力の整備指針で示されているところがあって、順次公費で受験させていっているところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、特に今おっしゃっているように、要ると、消防署に要るんですという資格はこの予防技術検定の方と救命救急ぐらいですか。

消防総務課（下川浩幸課長）

そうですね。ただ、危険物でも今うち、少量危険物を倉庫に置いていて、危険物の量がもう少し多くなってきて危険物貯蔵所となってくると、1名の有資格者は必要になってきます。現状、必要ないというところですよ。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それ今後、貯蔵庫になる予定とかあるんですか、ならないんですか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

特になる予定はございません。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今既に義務じゃなくても、職員さんの中でも10名程度ですか、毒劇の危険物の資格、皆さんがスキルアップというかな、で個人でやっていただいているのであれば、それはしていただいたらいいですし、逆にそういう意思を持ってそれだけの人数やっておられるのであれば、何かある程度補助というんですか公費負担やってもいいかなというところはありますけどね。その意欲向上というところでね。そこはちょっと予算の兼ね合いがあると思いますけど。

次、すみません。前にもお聞きした消防団員さんへのおすし代ですね。これはどこに入っているか。食糧費ですか。5万1,300円、食糧費ですか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

はい、食糧費のところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これね、消防団の食糧費5万1,300円ついてるんですけれども、これ、一応消防団員さん、報償費払ってますでしょう。謝礼というか報酬をお支払いしているんで、今どき飲み食い、飲食代に公費を支払うというのはどうなんというのは、かなり前の時点で、公金の支出という点で全国的に多分なくなっている部類のお金なんですよね。だからこれを、できればちょっとなくす方向でどないか調整を消防団さんとしていただきたいというのが1点。

それで、握りずしの振る舞いについては、もう令和2年からですか、やめられたという

ところですけども、握りずしだけ何で令和2年にいきなりやめたか、その経緯というか理由をお聞きしたいんですけど。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

この消防団の食糧費のところに、握りずしであるとか、あと訓練に参加するに当たって必要な飲み物が含まれてまして、これを一切合財、令和2年度から予算計上から省いているというところなんです。この省いた経緯というのが、町全体で食糧費を省いていこうやないかというところで、消防としても食糧費を除いているというところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、この食糧費5万1,300円は、もう令和2年度からごそっと全部なくなりましたよということでもいいですか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

それやったらいいです。ありがとうございます。

以上です。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

103ページの一般職給38人というところに関してなんですが、消防署の職員さんの

条例定数が39名ですが、38人であったということですが、今現在は何名でしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

現在、37名で、この10月1日に1名入りますんで、また38名体制になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

39名いないと困ると思います。あとで、後ろのほうでも出てきます岸和田市との通信指令システムの共同の運用が始まりますと、またそれだけきちっとしないといけない部分が出てくるかと思えますし、あと出動回数がね、救急については出動回数が増えるということもあると報告を聞いてますので、年間で300回ぐらいは出動が増えるようなことをちょっと聞いてますので、それでこの38名のままでいいのか。条例そのものは39名でいいのかどうかという、そういったところもちょっと検討はされたんでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

現状、条例定数が39名で、現在の実員が37名やと。実際に学校派遣であるとか、あと特別休暇等もあって、なかなか人員の確保は厳しいというのが現状です。今後なるべく39名に近づけるために秘書課さんと話をしながら、人数の増員というのは進めていかないといけないと考えているところでございます。

また、岸和田との共同運用が開始されれば、もちろん火災件数であるとか救急件数の増加が見込まれているところでございまして、今後その条例定数のほうもちょっと検討していかねばならないというところはあるのが現状でございまして。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

通信指令システムの共同運用に当たって、やはりその活動内容というか仕事内容がまた変わるといふところもあるといふことが分かりましたので、その点で問題なくきちっとできるように、条例定数そのものの見直しが必要であればやっぱり見直していくといふ、そういうことでよろしいでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

今後、条例定数のほうの見直しもちょっと検討していかなければならないと考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。問題なく進めていただきたいと思います。

あと、104ページのところの需用費の災害備蓄品代のところでなんですけれども、災害の食糧等の備蓄品を3か年、29、30、31の3か年で整備をされているといふことなんです、最終年度の31年度で充足率、その計画上の充足率はどうなってますでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

議員おっしゃるとおり、平成29年から3か年にかけて、この災害備蓄品を購入してまいりました。それで、令和元年度で最終でありまして、現状3日分の食糧が整ったところでございます。数で申し上げますと、常備の消防本部の職員分39名分、定数分の39名分の3日分と、消防団員の定数45名分で3日分の備蓄の食糧品が整ったところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

食糧についてはそろったということで、良かったです。あと機材ですね。機材のほうはまだまだ足りない状態ではあるかと思いますが、充足状況はどうなってますでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

消防機材のほうですが、消防本部の分の消防力の整備指針から示す現状の充足率が78%でございます。消防団のほうも同じく、国の示す指針から比べますと92%が充足しているところです。消防本部のほうの充足率が78%で、なかなか整備には至っていませんが、今後、岸和田市との共同運用が始まれば、岸和田市の特殊車両が来ていただけるというところで、かなりうちで不足している資機材はカバーできるんじゃないかなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はしご車とかそういうのは忠岡町にはちょっと整備はできないけれども、岸和田のそういったものが使えるということで、充足率自体は引き上がるということで、現在可能なものでそろえることができるものというのは、もうそろえていらっしゃる状態なんでしょうか。まだこれがというのがありましたら。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

一応、充足率を満たすように長期の計画は立てて、その都度予算要求はしていただいているところでございます。ただ現状、使用頻度が少ないということが予想されることから、なかなか整備には至っていないというのが現状でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと消防の車両で、耐用年数というんでしょうか、がそろそろという消防自動車であったり救急車であったり、その分がここ近々来るよというものはありますでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

車両の更新、耐用年数なんですが、本町では約20年を更新時期と考えて車両の整備計画を立てているところでございます。現状、消防団の車両の1台がもう20年を経過しているところから、前年度も予算要求、令和3年度にも予算要求をしていこうかなというふうに考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今現在は消防団の車両1台が更新する予定であるということで、分かりました。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

救急救命士のことで、105ページのところあたりですけど、救急救命士は現在9名ということでありませぬ。9名で、一応これで充足しているという状態ですか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

今、10名で運用しております。

委員（是枝綾子議員）

10名ですか。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

一応10名確保できているということで、これも共同通信指令システムのその関係で、10名で充足してます、いけますということなのかどうなんでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

現状、本町の運用体制で10名で充足しているというところなんですけど、今後岸和田との共同運用が始まればさらに件数も増加するということから、もう少し人数のほうは確保したいなと考えています。令和3年度以降も1人ずつ救命士の派遣を予算要求する予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。岸和田市との通信司令システムの共同運用の分は、設備的にはかなり国費も使えてということで、財政的にはすごく合理的なやり方だと思うんですけども、それに伴って運用していく上での人のマンパワーのところでのということの、やっぱり整備ということが伴ってくるということがあるというのは分かりました。今後やっぱりこういう救急や消防といった、そういう命に関わる大事なところの職員については増員していくということもやはり町として考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

あと、もう1点。

委員長（三宅良矢議員）

続けてどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

消防団員の人数ですが、定数では45名ですけども、今現在は何名確保できていらっしやいますか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

現状、33名でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

去年より1名増えたんですか。32名って聞いてたんですけど、1名増えているということ。

消防団員については、消防のほうもそうなんですけれども、常備消防のほうもそうなんですけど、女性の消防署員や消防団員のほうとかいうのはどのように考えていらっしゃいますか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

まず、女性の消防職員なんですけど、国の示す指針では令和6年ですかに5%以上、職員の5%以上の女性職員の採用を進めているところでございまして、本町としても、本町のその5%となると1.9人となるんです。で、今後はやはり女性の職員の活躍というところが期待できる場所もございまして、今後はなるべく女性職員の採用も検討していかなければならないというのが現状でございます。

ただ、採用に来ていただいて、合格点を取っていただいている話なんで、その辺もなるべく女性職員が試験に来ていただけるような広報活動等をやっていかなければならないと考えているところでございます。

あと、消防団の女性消防団なんですけど、今現在入団に来られた女性の方というのはないのが現状でございまして、なかなか1人、男性の中に入ってくるというのが厳しいのかなというところで考えています。他市も女性消防団も増えていることから、また団長と相談していきながら女性団員の確保も検討していきたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

職員の募集の仕方でも女性何名とかいうふうには、それはできないのでね、男性のまあ言うたら職場、男性しかいない職場というところに女性が応募してくるというのは本当に大

変勇気のあることだと思いますが、令和6年までに5%以上というのは、それは何の分で決まっていますか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

一応、国が示している女性活躍推進といったような。

委員（是枝綾子議員）

女性活躍の分ですか。

消防総務課（下川浩幸課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、女性の職員さんも応募していただけるように、またそういったご努力も頂きたいと思います。よろしくお願いします。

消防総務課（下川浩幸課長）

すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

一部訂正させていただきます。令和6年と言いましたが、令和8年までに5%ということになっております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

消防団のほうの装備品が法改正で一応これとこれというふうな、何か決まったというふうに聞いているんですけども、消防団のほうの充足状況はどうでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

消防団ほうも消防団の装備品の基準というのが示されてまして、先ほど答弁させていただいたとおり、92%でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

先ほどの92%の、残りのその部分というのはどういったものがそろえないといけないんでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

おおむねその備品の種類は確保できてます。ただ、分団によって2つ要る、1分団に1台要るといふ装備品もありまして、その辺がまだ充足に至っていないのが現状でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あるけれども、数の問題というところですね。分かりました。

あと、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応この年度、令和元年度の救急や消防ですね。出動というんですか火災件数ですね。

まず、火災件数は何件であったのかということと、あと出動回数というんですかね、をちょっと教えてください。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

令和元年の火災が2件、救急が1,085件、あと救助が10件でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

救助が10件という、その救助というのはどういったものなんですか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

人命救助でございます。

委員（是枝綾子議員）

人命救助、分かりました。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

火災はその年によって様々なんですけれども、これから冬に向けて火災のシーズンということで、防火のいろいろな取組が消防署のほうでもされると思うんですけれども、そういった火災警報機が、今はもう必置に、義務になっていますけれども、古いお家ですね。火災警報機、かなり忠岡町もキャンペーンして、自治振興協議会とも協力して普及されたと思うんですが、その火災警報機の設置の状況というのは把握されてますでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防予防課（奥野登士課長）

忠岡町管内の火災警報機の設置率なんですけれども、6月の報告時点で83%になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

一般のお家の火災警報機があることによって人命ね、家は仕方なくても逃げ遅れるということがないようにということで、本当にこれは全部のお家につけてほしいなと思うんですが、ついていらっしゃらないお家というのは、その法が施行された以前に建てられたお家であると思うんですけれども、そのまだのところに対して消防のほうからどのように啓発してつけていってもらおうかというのは、何か考えていらっしゃいますか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防予防課（奥野登士課長）

特に秋の火災予防運動のときに一般家庭を回らしてもらいまして、設置の状況を確認させていただいております。そのときについておらなければ、つけてくださいというふうに啓発等を行っております。また、「広報ただおか」などでも年に1回は火災警報機の設置をお願いしているところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

火災警報機はあまり、福祉の方いてないけど、ご高齢の方のそういう制度で何か活用してつけれるものがないかなというのはちょっと考えてるんですけれども、そういった、総括で聞くのかな、ちょっと聞いてみて、もしあれば消防と協力して警報機をというふうにできたらなと思いますので、またちょっと総括質疑のほうでその辺は聞いてみたいと思います。

1人でも逃げ遅れてということがないように、またこれからストーブを使うシーズンですので、電気ストーブであってもその上に物がかぶさってということもありますので、火災がないように、命を落とすことのないように、またご努力いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子議員）

もう1点だけ、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

消火栓が点検ね、ずっと消防車両で回っていただいているんですけども、消火栓という表示がしてあるものがもう大分古くて、取れたりとかいろいろされているんですけど、あれは消火栓がここにあるから、そこには何か物を置かないでとか駐車しないでという、そういう意味で消火栓ってしてるのか。消防署の方はどこにあるかというのはご存じなので、あれがちょっと取れているところとか消えているところとかちょっとありますので、そういったのは書き換えるとか付け替える必要があるものなのかどうなのかというところで。

消防次長（柏木忠司次長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防次長（柏木忠司次長）

消火栓の設置の標識なんですけども、数年ぐらい前から標識を作成しまして、順次消火栓の付近に標識を設置してっております。現在ほぼ9割ぐらいはその場所、消火栓の場所の近くに標識を設置しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ずっと更新しておられるということですので、分かりました。もう9割方、替えているということですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（松井匡仁議員）

もう終わりでしたら。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません。ちょっと教えていただきたいんです。昨日この委員会で、停電になったときこの建物に水を上げれるんかという話になりまして、高架水槽にね。停電になったらポンプアップでけへんので水が上がりません。私、「消火栓につないだら水、出るわ」と言うたんですけども、この建物、7階まで多分約30メートルぐらいあるかな。消火栓につなぎまして消防のホースで水って上がりますか。

予防課（奥野登士課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

奥野課長。

予防課（奥野登士課長）

連結送水管というのがこの役場のほう通っておりますので。

委員（松井匡仁議員）

送水管、通ってるの。

予防課（奥野登士課長）

はい。それで下からポンプで。

委員（松井匡仁議員）

ポンプアップするやつやろ。

予防課（奥野登士課長）

水圧をかけてやるもので。

委員（松井匡仁議員）

停電で動かない状況での話なんです。

予防課（奥野登士課長）

消防車は関係なしで、自然流下の消火栓があるでしょう。そこへつないで自然流下の水圧で上がるかと思います。

委員（松井匡仁議員）

消防車をつないでも上がらんでしょう。上がりますか。その下のポンプのところに。消防車のポンプやったら多分こんな7階までよう上げらんでしょう。

警防課（岸田健二課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

岸田課長。

警防課（岸田健二課長）

消防法のほうで、ある程度の規模の建物には先ほどおっしゃった連結送水管というのが法律的に設置が義務づけられております。その仕組みについては消防車で、先ほど申し上げた役場の入り口のところに送水管がありますので、電気等は関係なしに消防車の圧力で上階まで送る仕組みになっております。

委員（松井匡仁議員）

この6階建てか。7階に設置している防火水槽まで、消防車の圧力って何キロあるんでしょう。

警防課（岸田健二課長）

大体10キロ。

委員（松井匡仁議員）

10キロもあるの。

警防課（岸田健二課長）

はい。

委員（松井匡仁議員）

それなら十分入る。

警防課（岸田健二課長）

10キロで、階によっても圧力は違ってくるんですけども、大体10キロ以上で送れば水が出るという仕組みになっております。

委員（松井匡仁議員）

そしたらもう自然流下で、ずっと圧力がかかるということですね。

警防課（岸田健二課長）

そうです。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。そしたら大丈夫ですね。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございませんか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、108ページから137ページの教育費に移りますが、少々お待ちください。

委員長（三宅良矢議員）

次に、108ページから137ページの第10款 教育費、第11款 公債費、第12款 予備費、並びに第13款第3項 文教施設災害復旧費につきまして、担当課の説明を求めます。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

説明に入ります前に、昨日の民生費のところでは枝議員より令和元年10月時点の待機児童の内訳についてご質問いただいた件につきまして、まずご回答させていただきます。

令和元年10月時点の待機児童3名の年齢区分につきましては、ゼロ歳児1名、1歳児1名、2歳児1名でございます。

また、令和2年の10月の見込みの待機児童についてのご質問に対しまして、ちょっと私のほうが誤った答弁をしておりましたので、ここで訂正させていただきます。

令和2年10月の待機児童見込み数1名の年齢区分をゼロ歳児と説明させていただきましたが、1歳児の誤りでございました。どうも申し訳ございません。

また、その後の説明の中で、ゼロ歳児であれば教室に余裕があるため、保育士1名を確保すれば待機児童の解消につながると説明いたしましたが、1歳児ということで、そもそも教室の余裕がありませんので、保育士を雇ったといたしましても待機児童の解消にはならないということになりますので、重ねて訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

(担当課：説明)

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

勝元委員、どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

111ページなんですけどね、委託料のあすなろ塾の事業です。前も個別に担当部署のほうにはご指摘させていただいたんですけど、これも入札未登録業者に発注していた書類の中から見つけたやつなんですけど、塾協会でしたか、一応学習塾協会というところにずっと投げてはるでしょう。委託してるんですけど、別にこの塾というか学習の子どもへの教育のところの部分については、別に今の教育産業自体、結構競争が激しい分野ですから、民間の塾とかも入れて公募型プロポーザルにするとか、それで一定、複数年間やっただくというような形でやるとか、民間の教育産業のノウハウを取り入れたほうが親御さんからとつてもちょっといいんじゃないかというのはあるんです。そこら辺、この委託先ですね。絶対ここでないと、今投げているのが公益社団法人の全国学習塾協会さんですかね。ここでないと駄目とかいう理由、何かあるんですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

あすなろ未来塾につきましては、経済的理由や様々な理由で塾等の学校外の教育機関に通えていない家庭の子どもたちに学習の場を提供することを目的に、平成28年度よりいわゆる町営の塾として実施してきたものでございます。

あすなろ未来塾の講師の確保に関しましては、透明性の確保を第一に考えまして、特定の塾や予備校に依頼するのではなく、個人経営の学習塾が多く加わり、公益事業を主な目

的にすることにより公益社団法人の法人格を取得している公益社団法人、全国学習塾協会と随意契約を結び派遣いただいているところでございます。

なお、講師の選定につきましても、同法人を通じて本町以外の塾から広く選んでもらっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その透明性の部分ですけどもね、特定の民間の塾さんとかに決め打ちで随契したら、それはやっぱり「何でやねん」ってなります。だけど、言ってるように選定が透明であれば、別にどこに決まってもと言うたら語弊がありますが、選定の中身が透明であればそれは別に住民側からすれば納得のいくところじゃないかと思うんです。別にこの公益社団法人でなければならぬということないでしょうし、むしろこういう公的機関よりも民間産業のね、教育産業なんて結構過当競争、激しい分野なので、そちらのほうを活用するのは、何ら住民側からしても保護者の方からしても、別に反論というんですか理解を得られないものではないと思うんですけども、そこはどのように捉えられているのかと、今後もずっとこの公益社団法人で行きますよなのか、ちょっと変えてみようか検討しますなのか、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

塾のノウハウ等につきましては先ほどご説明させていただきましたが、多くの塾が集まっている、個人経営の学習塾が多く加わっているところですので、その辺りはできるのかなと思っております。

ただ、やはり塾生の、議員おっしゃるように、その辺りございますが、やはりできるだけ公益、透明性を第一にすることということで、できましたらこの今までどおりの形でお願いできたらというふうには考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

このあすなろ塾の目的自体が、先生を公平に選ぶのが目的ではなくて、やっぱり子どもに、塾に行かしてあげられない子どもたちにも公の公教育の部分で、塾代わりにというか学力をつけてあげようという、子どもに学力をつけるのが一番の目的なので、そこに重点を置いてやっていただきたいというところです。

こちらのほうもまた親御さんの意見とか、どう思うか、今のあすなろ塾の今のおっしゃってるやり方がいいのか。やっぱり民間のこういう塾のノウハウを取り入れてもろたほうがいいわという親御さんが多いのかというのを、こちらのほうでまたちょっと意見を聞いてみたいと思いますので、またそういう声があればまた別の議会の場でも質問させていただきますので、ありがとうございます。

あと、全体的な話でもいいのですか、個別の一個一個。

委員長（三宅良矢議員）

それは総括で。予算に現れているものの関連で今は質問をお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

現れてますけどね。

委員長（三宅良矢議員）

現れてるんやったら結構ですけど。それはページ数を指定していただいて、この費用でこの質問というのは今の時間はしていただいて結構であります。そこらが現れにくいのであれば総括に回してください。

委員（勝元由佳子議員）

一応数字では出てるんです。私が指摘したかったのが、これ、教育予算の全体見てたんですけど、各項の部分ですね。款項目節の項の部分ね。教育総務費とか幼稚園費、小学校費、中学校費、主に子どもの教育の部分ですよ。で、どの程度、どういう内容でどんなふうにお金を使っているのかとざっと見たんですけど、総額に占める実質の教育事業の部分ですよ、がやっぱり少ない。で、ほとんど、制度とか町の教育行政の維持管理の部分ですね。負担金だったりとか人件費、光熱費とか、あといろいろもろもろ含めて、そっちのメンテナンス側のほうに費用が食われてて、あとプラス給食費ね。実質的な教育事業の予算のほうやっぱり少ないんですよ。見てると。なので、そこら辺の予算の取り方というか、これはもう総括になるんですかね。こんな大きい、教育。

委員長（三宅良矢議員）

総括ですね、どちらかというと。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、それは後で総括で聞きます。以上で結構です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。前川副委員長。

委員（前川和也議員）

よろしく申し上げます。決算書の110ページですね。事務局費の賃金の部分なんですけども、生徒指導サポーター賃金ですね。これは忠中に派遣されてるサポーターさんの賃金なんですけども、昨年と比較すると半額になってるんで、人も半分になったんだなというふうに単純に思うんですけども、これはまずそうなのかどうか、教えてください。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

こちらのほうにつきましては、警察官OBの方に2名お願いしておりました、こちらのほうは来ていただいた時数を半分にという形でさせていただいております。理由につきましては、学校の状態が落ち着いてきたこともありということで、今年度につきましては配置のほうはもうさせていただいておりません。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川副委員長。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。言っていただいて、落ち着いてきたということやったんですね。それはよくて、今年度は配置もされてないということで、すごくいいなと思います。

同じく、その賃金に関わるところで、読書の推進事業なんですけども、ここは私もちよっと興味があるんで昨年も質問させていただいたんですけども、数字だけ見るとだんだんと冊数が上がってきてるんですよね。26年度から29年まで16冊やって、30年度は19冊、元年度は20冊というふうにだんだんと、ここの数字だけ見るとすごく成果のある事業なんだなというふうに思うんですけども、これ、もともと読書の好きな子が伸ばしている数字なのか、そうか、薄く広くというんですかね、ボトムアップ、全くゼロ、親しんでいないお子さんが1冊、2冊と手を伸ばし始めたのかどうかという、そこまでもし分かるのであれば教えていただけませんか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

今、議員おっしゃっていただいたように、当初、平成25年度から配置させていただきまして、年々16冊程度で推移してたんですが、平成31年度には1人当たり平均20冊

程度に増えております。また、昨年度の全国学力学習状況調査の中に10分未満の割合がという、読書の時間がというのがございますが、こちらにつきましても府の平均より低くなっておりますので、先ほど議員おっしゃっていただいたように、できる限り子どもたちが読書に親しむ機会が、司書を配置することで増えてきたのではないかなというふうには考えております。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（前川和也議員）

それはあれですね、ボトムアップにこれはつながっているという、教育長の、そうなんですね。教育って、継続事業が多いんかなと思うんですけども、継続してて、ずっと成果は現れなかったも、あるときにぱっと成果が出るというのも、また継続は力なりというんですかね、教育の部分においては出てくる事業もあると思いますので、こんなんはぜひどんどん続けていっていただけたらなというふうに思っております。

まだいいですか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（前川和也議員）

今度は事務局費なんですけども、報償費、110ページの分なんですけども、これも同じく継続事業で、学力向上のサポーターの配置事業なんですけども、これも小3、小4の国語、算数ですね。この授業に週2回程度配置されてるところなんですけども、この配置予算は昨年度と比べるとがくっと今年度は減っていて、なおかつ同じ週2回配置されているということなんですけども、これはどういう内訳なのか、教えていただけませんかでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

こちらのほうにつきましては、学力向上サポーターにつきましては中学年、小学校の3、4年生に配置させていただいております。昨年度、予算に比べましてちょっと減額になっている原因としましては、ちょっと時数が減っているということで、1点、人材につきましても少しなかなか集まりにくいということがございました。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

去年もちょっとお伺いしましたんですが、小・中学校の扶助費ですね。これは去年に比べては増えておりますでしょうか減っておりますでしょうか。まず金額的などころで。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

小学校のほうにつきましては昨年度より約100万程度減額、減っています。落ちています。中学校費につきましては約70万ほど落ちております。減です。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

では、これですね、人数的にはどれぐらいの人数の子どもたちにこの扶助費をお渡ししていることになるのでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

小学校のほうでは11名少なくなっております。

委員（松井匡仁議員）

違う違う。

教育みらい課（石栗健史課長）

全体の数ですね。令和元年度は123人です。あと中学校のほうが令和元年度、84人でございます。

委員（松井匡仁議員）

123人、小学生の何割に当たるんでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

小学校のほうでは約13%になります。中学校のほうは約19%になります。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

これ、多いとか少ないとか、そういう問題ではなく、19%。以前に聞きまして、大阪府ではもっと全体で見たら高い数字やというのは聞いてあるんですけども、この金額を出す根拠として、生活困窮者もしくは生活保護を受けている家庭の方々というふうにお伺いしています。そうなりますと、子どもを持っている19%の人が生活困難者と、生活保護受給者になるのかと。出すのが悪いんじゃないかと、何かやっぱり忠岡町としてもちゃんと調査をして、調べて、助けるところは助けて、そうじゃない方がもしいるのであれば、はっきりちゃんとお断りをすべきやと思います。難しいことやというのは非常に分かってますけれども、あまり、税の公平や不公平やというところもありますので、一遍きちっと調べていただきたい。難しいことやと分かってますけれども、ぜひ一度お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

すみません、ちょっと答弁。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

実際、今申し上げた数字の割合といいますかね、が本町におけるいわゆる要保護並びに準要保護に該当する世帯という形にはなるとは思います。実際、この就学援助を頂いてはる家庭の実際の状況というところまでは、我々としてはそこまで踏みいったことができませんので、あくまでも申請に基づいて、その家庭の所得状況を調査した上で、一定の基準を超えればこの就学援助の対象になるという形でさせていただいておりますので、これ以上というんですかね、踏み込んでというところはなかなか難しいのかなというふうに思っ

ておるんですけども。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。なかなか難しいことやと思います。ただ、中学校になったら5人に1人、これはもう町として何か考えてやらないかんレベルの話ですので、その不正に受給してる人を調べるのが目的じゃなくて、子どもを持つ親の5人に1人が生活困窮者やと、そんな町は駄目やと思いますんで、何かを考えていきたいと思いますんで、またご協力よろしくお願ひいたします。

続きまして、すみません、会派の質問に行きたいと思います。まず、あすなろ教室の件で質問させていただきます。既に全児童・生徒に配信しているLINEを活用するなどして対象教科を効率的に拡大できないでしょうかという質問です。よろしくお願ひします。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

あすなろ未来塾では、学びから逃避せずに学ぼうとする姿勢や学習への自信をつけさせることを狙いに、教科を絞りまして塾の講師による少人数での指導を行っております。

特に基礎・基本の定着不足から課題が顕著に見られます算数、数学と英語において、子どもたちが塾の講師を通して分かる喜びを感じたり頑張りを認められることで学びから逃避せずに学ぼうとする姿勢や意欲を持つことが重要であると考えております。

議員お示しの教科の拡大につきましては、これらの理由及び使用教室数や委託しております塾の講師数の面からも困難と言わざるを得ませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

同じあすなろ教室で、小・中学校に共通するふきこぼれへの対応についてどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。ふきこぼれ。

委員長（三宅良矢議員）

落ちこぼれの反対。できる子に、できる子って公立高校やったら捨てられるというか、そこに相手にされない、どうしても下を見てしまうんでということで、そういった子らに対してどういうふうに対応されてますかということが趣旨です。すみません。お願ひします。今、ふきこぼれと言って。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

いわゆる、先ほどあすなろでは、どちらかというとなお学びを逃避しがちなお子さんということでお話しさせていただいたんですが、例えば予習を主体的に頑張るお子さんとかという対応につきましては、予習は非常に大切なことですので、予習を頑張っている例えば児童・生徒には一斉授業の中で、自分の考えや解決の仕方等を積極的に発表、説明をするように促し、友達に説明することで考えが深まったり認められることで、さらに学習意欲が高まるようにしております。

また学年学習内容により、習熟度別学習というのがございますので、その際に発展的な問題を用意して取り組む場を設けたりもしております。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、よろしいですか、続きで。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

タブレット教育について質問いたします。一般的なワードやエクセルタイプの操作ができない子どもたちが増えております。タブレットの活用より、中学卒業後に社会人なる可能性もある義務教育の範疇で考えると、そちらの訓練、エクセルやワードの訓練ですね。そちらはどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

新学習指導要領におきましても情報活用能力が資質能力として挙げられております。キーボード入力の習熟も求められておりますので、段階的に学習を進めていく必要があると認識しております。

今回導入の1人1台のタブレット端末につきましては、教室での授業において個別学習や共同学習を行う上で補助的に活用していくこととなります。また、オフィスが入っておりますので、ワードやエクセルの活用を通じてタイピングについて習熟していくことも可能と考えます。

なお、コンピューター室のタブレットにもキーボード練習などのソフトも入っておりますので、学年段階に応じて活用することもできると考えております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

では、続きましての質問です。図書館について質問いたします。共通利用の貸出しカードの啓発を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

図書館員に確認にしましたら、当初、4市1町で進めておりましたときには広報等でご案内していたようなんですね。今でも館内でのご相談にはもちろん応じているところなんですけれども、図書館、そのご案内については再度また広報紙等でご案内もさせていただこうかというふうに、担当と話ししているところでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

では、続きましての質問です。スポーツセンター、プールの子どもの利用について質問いたします。休館日などを活用し、親子利用など住民サービスの推進はできないでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

今のところ週1日、火曜日、休館日となっております。これはもちろん働いてくださっている職員の公休日ということも、考え方もございますし、それを別途、営業するとなる

と、人の補充、また協定の中での変更の内容等々も出てくるかと思えます。今のところ利用者の方々から、お休みをなくして開けてほしいというようなご要望もまだ届いてはおりませんので、コロナがようやくちょっと、まだ数値は出てるんですけども、工夫を凝らしながらの営業を、コパンスポーツセンター忠岡さんのほうも頑張らせてくださっているところですから、今のところはちょっと静観視をさせていただいて、そしてまたご要望や方向性を見極めていこうかなと、このように思っております。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、110ページの支援学級の介助員の賃金についてですが、子どもたち一人一人ということよりも、支援学級ごとの配置ということによって5名ということになっているんですけども、今後対応が必要な子どもですね、支援が常時必要になってくるとかいろいろ、今現在いらっしゃるお子さんでそういった常時という方はいらっしゃらないようなんですけども、今後そういうお子さんが入ってきた際はどのように対応されるんでしょうかということ。状況に応じて対応していただけるんでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

今議員おっしゃっていただいたように、支援学級介助員につきましては、本町では配置につきましては支援学級在籍の全ての子どもに関われるよう支援学級に対して配置しております。支援学級の人数等、また今議員おっしゃったような対応が出てきた場合、府に対して新しく支援学級を設置要望し、支援学級の担任を増やすことで対応しております。メインは支援学級担任で連携しながら子どもへの対応を進めておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ずっと支援学級で過ごす場合はいいんですけども、何年何組というそちらのほうに戻った際の支援というのが必要な。東の場合でしたら3名配置されているので、3名のうち

ということなんですけれども、忠岡小学校と忠岡中学校は1名ずつしかいないので、その介助員の方がその子について上がって、クラスのほうに戻った際というところの介助と。身体的な介助というところが必要なお子さん、やっぱりずっとついてないといけないという場合がございますので、そういった場合に1名しかいてないところについてはどのように対応されるのかというのはお考えでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

忠岡小学校につきましては学級数が4ございますので、支援担任が4名おります。で、介助員が1名おりますので、そこはもう担任であればフルでという形ですので、そこはもちろん介助員と連携をして対応のほうをしております。中学校も3クラスございますので、同じように支援学級担任が中心になって対応のほうをさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

担任の先生もそうなんですけれども、介助員を増やす必要性が出てきた場合は町独自の部分でやっているということなので、増やすということについては検討はされるのでしょうかというところをちょっとお聞きしてるんです、そういった際は。5名を6名に増やすということも考えますということなのか、そこは5名のうちでやりくりするというものかという、これはかなり大きいと思いますけど、状況に応じてそこは検討はされそうですでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

基本は、繰り返しになりますが、支援学級を設置要望し、支援学級の担任を増やすことが第一でございますが、予算等もございますので、その辺りはまた児童・生徒の状況等もございますので、その辺を考えてということでご理解いただけたらと思います。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういう状況が出てきたら対応していただくということで、またよろしくお願ひいたします。

もう1点。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

スクールカウンセラーの賃金についてですけれども、忠岡町はスクールカウンセラー、他市よりも多めに配置していただいているので、これは町独自というところでの特別な配置だと思います。で、スクールカウンセラーではないんですけれども、不登校のお子さんに対してスクールカウンセラーの方が訪問をしたりとかして対応ということはされていらっしやいますでしょうか。

学校教育課（大西裕貴参事）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大西参事。

学校教育課（大西裕貴参事）

スクールカウンセラーさんが家庭訪問ということなんですが、学校と重々協議した上で、担任同行のもとやっているケースはございます。ただ、常時しているというよりも、基本的にはふだんの配置日で、子どもたちや保護者の来室を、予約を受け付けての対応ということになっております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

基本は学校に来ていただいている相談ということだということは分かりました。不登校のお子さんね、最近は減少傾向にあるというふうに聞いております。この年度はもう出ると思うんですけれども、不登校のおさんは減っている傾向なのかどうかということで、小学校、中学校、それぞれどのような状況になってますでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

令和元年度でよろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

元年で。まだ2年は出ないと思います。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

令和元年度につきましては、小学校が7名、中学校が13名でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子ども自体の人数がちょっと少しずつ減少してるというところはありませんけれども、以前に、数年前と比べれば減ってきていると見てよろしいでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

1,000人率というのがございますので、1,000人率でいきますと令和元年度が小学校が8.1、中学校が27.8になります。小学校の場合、平成27年度であれば12.7ございましたので、それに比べまして年々減少していると。中学校につきましては、平成29年が48.5ございましたので、それに比べれば大幅に減少していると認識しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。平成29年のときはかなりちょっと驚いたんですけれども、全国平均よりも大阪が1,000人率、高くて、その大阪府下の中でも特別にちょっと高かったというところで、非常に驚いたんですけれども、今現在ちょっと落ち着いて、減少傾向にあるということでもあります。

ちょっと気になるのが、小学校のほうの不登校の子どもが、そんなに大きくは減ってないというところの部分がちょっと気になりまして、いつも申し上げているんですけど、中学校には適応指導教室を置いてくれているんですけど、小学校のお子さんが

利用できないというところで、その小学校のときに不登校ということがちょっとありますと、中学校にもそのやっぱりシックがありましてということで、やはり小学校のそのところでの対応ということで適応指導教室ね、何とかどこか設置に向けてご努力いただきたいと思いますが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

適応指導教室につきましては以前も報告させていただいたと思いますが、忠岡幼稚園跡地を活用すべく、現在いろいろ調査をしておるところでございます。できるだけ早い時期に開設できるような形で、大阪府並びに近隣の市町村等とも連携を図りながら人の確保も含めて現在取り組んでおりますので、もうしばらくお待ちいただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。一日も早く子どもが学校に行けるように、教育が受けれるようにということでご努力をお願いいたします。ありがとうございました。

もう1点。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

111ページのところのあすなろ塾のところなんですけれども、先ほどからいろいろ質問がありますけれども、一応子どもの貧困対策というところの、そういったところのメニューだというふうにお聞きしてるんですけれども、これは忠岡町単費でされていらっしゃるということなんで、子どもの貧困対策の大阪府の交付金を活用してということは考えておられませんでしょうか。子どもの貧困対策の緊急の。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

府の子どもの貧困緊急対策事業費補助金という部分につきましては、一応対象事業として課題を有する子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守り等を行う取組とい

う形になっておりますので、あすなろのそもそもの目的とはちょっと内容的には合致しないのかなというふうに考えておりますので、今のところは先ほど議員のほうからありましたとおり町単費でという形で考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その交付金を活用、対象ではないというふうに大阪府に断られてしまったということではないわけですね。ということですね。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応そういった交付金の対象になるのであれば、これは続けていってほしいということで、やはり財源がきちんと確保されてこそ継続していけるということで、「いや、忠岡町、金なくなりましたから、ちょっとできません」というふうにはすることはできないかと思っておりますので、そういった交付金が活用できないでしょうかということでもっと。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

ただいま議員から提案がございました。使えるものなら使わしていただくというのが町財政に対しても資するものが多いと思っておりますので、使えるかどうかというのは確認して、今後もしいけるならばそういう形でしていきたいと思っております。確認はさせていただきます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ続けていただきたい事業ということで、そういうふうに申し上げますので、よろしく申し上げます。

参加人数というのは、これはあまり公表するのは適切なかどうかというのがちょっと

分からないんですけれども、これは。

委員長（三宅良矢議員）

いけますか。二重部長。

教育部（二重幸生部長）

すみません。先ほどのあすなろ未来塾の事業費に関してなんですけれども、私が申し上げた子どもの貧困緊急対策事業費ではなく、大阪府の新子育て支援交付金というものを、あすなろを立ち上げたときから一応継続して大阪府のほうで交付金の充当事業ということで認めていただいておりますので、今のところはそちらのほうを活用させていただいておりますので、町単費って私、言いましたけども、一応交付金のほうは別の分が当たっておりますので、今のところはそちらのほうで運営は継続できるのかなということで、ごめんなさい。ちょっと訂正させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら一応交付金、活用していただいている事業ということで、分かりました。ありがとうございます。

参加されている方がどのぐらいかというふうに、人数、分からなくても構いませんけど、あまり公表するのはどうかというところが、私、聞いていいのかが分からないので、ちょっと置いておきますけれども。

委員長（三宅良矢議員）

できますか。じゃあ石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

昨年度、令和元年度につきましては、小学生が51名、中学生が27名の、合計78名でございます。今年度、令和2年度に関しましては、小学生が67名、中学生が13名の、合計80名でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。参加されている方からはすごく助かると。親の話ですけれども、保護者の方から喜ばれているということで、子どもさんについてはちょっとアンケートとか取られたかと思っておりますけれども、子どものアンケートの声というのは、このあすなろ塾の評価

はどのようなでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

すみません。1点、ちょっと小学生が昨年度より増えている理由でございますが、今年度から小学3年生からに拡大しているのが要因でございます。

あすなろの効果測定につきましては、議員もおっしゃっていただいたように参加児童・生徒、保護者にアンケートのほうを取っております。例えば児童・生徒の対象のアンケートでは、「この塾に通うようになって学校の勉強がよく分かるようになった」という項目がございまして、そちらで肯定的な回答として93%の回答がございました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

やってよかったなというふうに、結果を聞いて思います。このあすなろ未来塾の募集をされて、来られているというところで、その辺りでの、今定員に対してはどのぐらいの申込み、参加ということになっているのでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

まだ定員に比べて、学年によっては若干余裕がございますので、例えば途中でもし応募のほうをいただけましたら入れる状態にはしております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

まだ空きがあるんでしたら、途中でも募集して、今からでもということのできるようにしていただけたらと思います。

あと、募集要項というか、そういうお知らせの紙ですね。というのは、お知らせはどの

ような形でお知らせされているでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

今年度はちょっとコロナ等がございましたので、スタートが遅くなりまして、6月に学校を通じて、小学校であれば3年生から6年生のほうに配布のほうをいただいております。中学校のほうには全学年配布していただいております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。周知というかお知らせはしていただいているということで。中学生の参加がもう少し欲しいかなとは思いますが、実は募集の紙は保護者向けになっていらっしゃる感じがちょっとしまして、子ども自身が行きたいというふうに、子どもにも分かるような、カラフルに分かりやすくというんでしょうか、子どもも見て、行きたいと思うような中身の、そういったふうに工夫をしていただいて、子どもも親も行きたいというようにしていただけるように。あと、またそういうふうなお知らせにしていただけたらなと思いますがというのと、あと途中の申込みが、今からでも申込みできるよというふうな、ちょっとお知らせが可能であればしていただきたいということなんですけど、いかがでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

募集チラシにつきましては、またちょっと工夫のほうをしてまいりたいと思います。

また、途中のあれにつきましては、業者のほうに委託しておりますので、その辺りもまた調整して検討してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、教育用コンピュータリース料、小学校と中学校と出ている分なんですけれども、これはまだG I G Aスクール構想云々という前の段階の分で、これはコンピューター教室に配置する分ということで、コンピューター教室の分を更新されて、またこれから4～5年ということなんでしょうけど、あと各、子どもたちにタブレットを1台ずつと、コンピューター教室と、そこ2つも両方要るんでしょうかというところがちょっと、コンピューター教室というのが今後どのようにっていくのかというところをお聞かせいただきたいんですけれども。

学校教育課（大西裕貴参事）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大西参事。

学校教育課（大西裕貴参事）

コンピュータールームの活用というところについてなんですが、今回G I G Aスクール構想、以前の全協等でもお伝えさせていただいているとおり前倒しになったというところがございます、こちらもちょうと対応のほうをさせていただいたところです。

おっしゃるように1人1台持っているところで、重なる部分があるんですが、先ほど松井議員との答弁の中で、うちの石本理事のほうからも申し上げさせていただいたとおり、コンピュータールームのほうにはタイピングのソフトであったりというところは入ってございますので、現状、リース期間が終わるまでというところではそういったところでの併用は可能かなと考えております。ただ、今回のコンピュータールーム等のリースが令和6年度の夏で終わりますので、それ以降のコンピュータールームのあり方というところについては我々としても考えてまいりたいと考えております。ちょっと現状、どのような形でというところまでの結論まではまだ至っていないところです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

やっぱりリース料も年々、毎年小学校と中学校と合わせるとかなりの額になるということですし、使用頻度というところを考えるとやっぱりタブレットのほうの使用頻度が高くなっていく。コンピュータールームを使う頻度も少なくなっていくということになるかと思っておりますので、また今後ちょっとそういう費用面のことも考えると、今後これについて、更新してしまったので、あとその期間はしないといけないと思っておりますけれども、というこ

とはちょっと申し上げておきたいと思います。

あといいですか、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ、続けて。

委員（是枝綾子議員）

114ページのところの小学校の学校管理費の工事請負費に関してなんですけれども、忠岡小学校の1年生とかが入っている校舎にはトイレがなくて、外にトイレがありまして、そのトイレの女子トイレのほうが使えない、使用中止って貼ってあるところが、全部ではないですけれども、かなり使えないトイレがたくさんありまして、それを使えるようにしてほしいという、ちょっと要望を聞いておるんですけれども、そのところは教育委員会のほうではどのように工事ね。トイレのことですんで整備は修理はどのようにお考えでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

先ほどの忠岡小学校の屋外トイレの件なんですけれども、そちらにつきましては学校のほうもいろいろ工事等ありますので、大規模改修というところで修繕等をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

大規模改修というと、まだそんな計画がちょっとない、いつと具体的にはなってないんですけど、トイレの修理というところはそれとは別に、やっぱり人権に関わる問題というか、トイレが使えないというのはちょっと問題ですので、それについては、修理代にどのくらいかかったかと、かなりの何千万とかかるということでちょっとというふうな答弁でしたら、うーんと考えますけど、かなり壊れている原因がちょっと私らには分からないので、使用中止だけしか見えないので、その辺り1個でも2個でも徐々に、全部一遍でなくて、できるだけ使えるところを増やしていくということで対応していただきたいんですが、いかがでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

すみません、どの程度つぶれているというか使えなくなっているかというのが、個数がちょっと把握できてないものでして、大変申し訳ないんですけども、まず状況を把握させていただきまして、少しずつでも修繕していけるような形で考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、学校の電話の回線が2回線、それぞれが1学校2回線ということで聞いているんですけども、今後いろんな災害とかコロナとか、いろいろなことで連絡がかかってくるとかいうふうなときに、まあ言ったら災害時対応ということで回線数を増やすことはお考えにはなっていないでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

ちょっと電話とは違うんですけども、保護者向けに一斉に送れるメールがありまして、そのほうが大体9割以上の方が登録されてますので、緊急時はそちらのほうでメールを保護者様に送らせていただくような形で対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

学校からの連絡はメールで一斉配信なんですけど、それについて保護者から問い合わせというふうなことは、そのメールでいけるんですか。すみません。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

保護者からのメールでの問い合わせというのは、多分一方通行の形になると思いますので、ちょっとそれはできないと思うんですけども。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そこで、保護者から学校に問い合わせをしたいというところが集中した場合に、すぐ切れる分だったらいいんですけど、なかなか長くなってしまって1回線、2回線、両方とも詰まってしまったときに、また緊急の連絡を入れたいのにつながらないということがもしあった場合にというところで、回線数が2回線でいいんでしょうかねというところで、増やすことは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

緊急時にどれだけ回線が混雑してどうなるかと。何台あれば、何本あればそれが適正なのかというふうな部分の議論になるかと思います。今の形としたら極力緊急時、台風の時も電話をかけてこんといてくださいと、そういう指示を一方的に出してますので、そういう形の中で対応をさせてもろてます。

お電話での連絡手段しかないというのは事前に把握しておりますので、そういうご家庭には事前にお電話をかけさせていただいて対応をさせていただいております。そういう形で、できるだけアナログの電話というふうな部分に関しては、働き方改革でこれから夕刻も何時から以降はもう電話がかからないような状況にもしていかなあかんなど、近隣はされていますので、そういう形の中で何本回線があれば適正なのかというのはちょっと議論になるかと思うので、近隣の状況も見ながら検討してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、114ページの出退勤管理システム機器購入費というところで、これ導入されて、一応働いているお時間が管理できるということになったということで、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、先生ね、なかなか長時間労働というか長時間勤務という

ところで、文部科学省のほうもその辺りを把握して、適正なというふうなことで導入されているかと思います。時間外勤務が、文科省の上限指針の月45時間を超えていらっしゃる先生というのは何人、どれぐらいの何%の方なんでしょうか。いらっしゃいますでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのように、上限のほう、1か月で45時間というのが国のほうからも挙げられておりますが、実際やはり中学校等、クラブ等もございますので、ただ、もうその辺は もちろんこちらも把握した上で校長のほうからも、やはり子どもたちとのできるだけ時間を確保という部分と、もちろん健康面等もございますので、その辺りは校長のほうと重々話のほうをさせていただいています。ちょっと今、何名何%というのは、申し訳ないんですが、資料としては持っておりませんので、その点ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

せっかく導入されているので、どの程度の方がというのをまた教えていただけたらと。後日で構いませんので、どうぞよろしくお願ひします。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、先生の働き方改革ということで、今、コロナの消毒というんですかね、学校の教室なり施設、トイレとか、様々なところの消毒、掃除というのを先生がされていらっしゃるって聞いてるんですけども、忠岡町はそうですかね。ちょっとすみません。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

教室のほうは先生、行っていただいているんですけども、共有部分であるトイレとかは、今清掃でシルバー人材センターが入ってますので、そちらのほうで重点的に行っていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。学校によっては先生がそういった共有部分までされてるところがあると聞いて、それがまた時間外勤務がというふうになんかちょっと聞いたりとかするので、本町はシルバー人材センターのほうにしているということで、分かりました。ありがとうございます。

あと、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、扶助費の要保護、準要保護児童の就学援助費というところの、小・中学校をまとめてお聞きしたいと思いますけれども。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、質問ですけど、あとどれぐらいかかりますか。

委員（是枝綾子議員）

あとですか。順番にちょっと。

委員長（三宅良矢議員）

15分ぐらいで収まりますか。それともそれ以上かかりそうですか。その見込みだけ言っていたら。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと6つぐらいありますので。

委員長（三宅良矢議員）

じゃあ、15分まで休憩いたします。

（「午後3時03分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後3時15分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。先ほど質問させていただきました忠岡小学校の屋外のトイレについては、修理が終わっているということをお私、先ほど確認しましたので、大変申し訳ありませんでしたということで、訂正いたします。皆さんにご迷惑をおかけしました。

続けていきます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

トイレで申し訳ないんですが、東小学校の屋外トイレの天井の工事を今年度、今、予算を取っていただいて、工事にかかっていたいただいているんですけども、まだちょっと工事が終わってなくて、工事中なので使えないということになっておりますので、そこについての工事の終わる予定ですね、工期はまだまだなんですけども、いつ頃終わる予定でしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

東忠岡小学校の屋外トイレなんですけども、おおよそ10月末までには工事が終わるような形にはなっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

工期がまだかかるということで、あとちょっと1か月ほどね、留守家庭の子どもたちがちょっと不便しているということですので、できるだけ早く終わるようにというふうにとちょっとご努力いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

社会教育のほうに入っていきたいと思います。128ページのところからの文化会館のところなんですけれども、文化会館ね、ずっと開館が、月曜日と火曜日が休みということで、できたらもう1日開けてほしいというお声はあると思います。会館の使用状況ですね。曜日によってやっぱり混雑する曜日と、そのほかの曜日は空いてるんだけどという、そういうちょっとばらつきがね、使いたい日というのは皆さん固まるものですので、いっぱい満室に、満室というか、ホテルじゃないですけど、満室になっているという、そういった状況というのは何回ほどありましたでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

そこまで詳細には、今ちょっとご回答できる状況ではないんですけれども、その辺りについて文化会館の運営委員会を、もう文化祭が終わったら開催させていただこうかなという段取りを今しておりますので、公民館、また働く婦人の家、図書館という3館の複合館のていをなした文化会館でございますことと、その3館の在り方、また議員おっしゃるような使い方についても、また空き時間の有効性、新たな多分お使いになりたい方のご要望なんかもきつとあると思うんですね。そういったものも一から一度整理をして、基本ルールみたいなものも、利用者の方を含めて、そのクラブ生の方にも浸透するような、そういった軸のあるようなちょっと委員会を発足させていこうかなと思っております。その場でいろんなものを提案し合いながら、1つずつクリアしていくべきかなというふうに、今ちょっとそういう方向で考えておりますので、しばらくちょっとお時間いただきたいなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。運営委員会はここしばらく、10年以上持たれてないと聞いているんですけれども、その運営委員会を開いていくということですが、運営委員のメンバーの方というのは充て職というか、各団体の代表とかでしたら、そこからということになるかと思うんですが、また同じような運営委員会の何か、要綱か規則か何かがありはるんですね、それは。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

令和2年の3月の定例会で、この忠岡町文化会館運営委員会規則をお示しさせていただいてたかと思います。その中で、委員の任期はまず2年ということ、そして委員は10人以内ということでお示ししているようです。その10人の中でも、学識経験のある者、社会教育関係団体の者、その他教育委員会が適当と認める者、こういったものを組織という第3条のところで記載、明記しているわけなんですね。

実際に公民会館、働く婦人の家の中で、クラブ生の方もいらっしゃるわけですから、クラブのほうからも一般公募させていただきまして、2名、もう選ばせていただいております。文化祭がコロナのほうで縮小した形での開催になるんですけれども、それが終わってから、落ち着いてからということ、11月中旬ぐらいを目指しているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら、またこの運営委員会のほうで在り方も検討されていくということでもありますので、それは開館日の、週2日休みというところの、そういったこともこの運営委員会で、そういった話もしていくということになるんでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

そういうことも含めて、また働く婦人の家の名称等々も以前から委員会等で委員の皆様からお出しいただいてたところかと思うんですね。そういったものの考え方、働く婦人の家と公民館部での一致しない部分、同じ館なのに使い方のルールが一致していない部分も今見受けておりますので、そこの辺りも整理しつつ、で、そうになりましたときに、その今議員おっしゃる時間帯のところも一緒に考えていけたらと。そうなると、もちろん職員のお休みがどうなるかということもございますので、一足飛びに、じゃあ開けましょう、どこから人を入れましょうということも難しいと思いますが、長い目で見て、どういう方向が一番いいのか、解決の方法はほかにはないのか、そういったことをいろんな視野から視点から絞っていききたいなと、そういうふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、複合施設ということもありますので、いろいろな面から多角的に検討されるということですので、できるだけ町民の要望に応える運営、会館になるようにということで、よろしく願いいたします。

あと、はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういうことですので、図書館の司書の方ね、正職員の方を置いてほしいというふうにちょっとご要望もさせていただこうかと思いましたが、その中で、そういった正職員の方も置くといふとこまで運営委員会のそこで話が行くのかしらというのはあるので、要望としてはやはり正職員の方1名でも置いていただいて、その図書館のね、司書の方というのは専門、アルバイト、非正規の方も司書の資格を持っていらっしゃる方はいらっしゃるんですけど、やはり正職員と非正規の方では労働時間も違いますし、負っている責務も違うということで、図書館の役割というのは大きいと思いますので、もっと皆さんが使える、もっといいものにしていけるようにということで、正職員の配置を要望いたしたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

その辺りは、私も図書館でおりました人間ですので、図書館のことを知らない職員がないというのもちょっと寂しいところがございます。公民館部も中年期の職員1人で担っている部分でもございますので、後継者を育てるところで、また文化会館が地域のまちづくりの拠点であるべきだという視点もございますので、その辺り、しっかり担っていける若手の職員の登用もぜひとも考えていただきたいというふうには、秘書人事のほうには、私のほうからは人事ヒアを通じて申し上げているところでもございますので、その辺りも文化会館運営委員会、任期は2年というふうにはしておりますが、2年で終了するのではなく、2年を継続していくと。長きにわたって地域住民に根づいた文化会館の活動ができるような、そういう委員会にしていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いいたします。

それと、スポーツセンターのことですけれども、スポーツセンターの去年1年間運営されてということで、大変利用者も増えて、大変喜ばれています。この年度ではエレベーターの耐震化の工事がされましたということで、あとまだまだ整備をする部分というのはあるんでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

令和2年度は、空調設備の工事、空調更新をジム、スタジオの部分と、それとプールと2つに分かれてですけれども、実施させていただきました。この決算で報告させていただく平成元年度のエレベーター、そして今年度の空調、これが終わりますと、ほぼほぼ整備計画の中の工事は完了という形で考えております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

整備が終わったということになっているということですね。空調工事が令和2年度にされてるんですが、更衣室からプールに移動する間のその廊下、通路部分というんですかね、廊下の部分というのは空調はどうなってるんでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

生涯学習課（小林和子課長）

その辺り、水着で移動するのが非常に寒くてと冬場おっしゃってて、その辺りも改善されたかと。

委員（是枝綾子議員）

されましたか。

生涯学習課（小林和子課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これから寒くなってくるので、寒いとかいうふうなことが分かってくるかと思うんですが、空調工事がされて、そこもちゃんと暖房が利くということになっているということですね。分かりました。ありがとうございます。

あと、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

あるんでしたら続けてください。

委員（是枝綾子議員）

総括で聞くべきか、ちょっと歳入のところではあったので、そこで聞こうかと思ったんですが、歳入がちょっと長かったのだからこちらでと思ったら、支出のところがないんですが、高校生の奨学金のことなんですけれども、なかなかもう今ね、奨学金を申し込まれる方が少ないということで、基金が3,000万円たまってきていると。あれは条例と要綱でしたか、奨学金はね、あるので、高校生のお子さんにしか貸せないと、金額もその金額ということになってるので。かなり時代がね、できたのが画期的やったんです、すごくね。あったというのが、町でそのような奨学金を持っているというのは本当に素晴らしいことやったと思うんですが、今ちょっと時代の流れで、授業料は府立高校無償化になっているというところもありますので、授業料部分に該当する金額を奨学金ということの何か考え方やったらしいんですけど、そこをまた変えて、今、子どもの貧困が問題になっている時代ですし、大阪は多いと言われてまして、文科省もその子どもの貧困率を都道府県ごとに出すというちょっと調査をし出しているという、そういう新聞記事も見ましたし、あすなろ塾をして、中学生が頑張っ、高校に行こうということで頑張っ、でも高校に行くにもやっぱりお金の面でも、学生支援機構の分だけではちょっとなかなか無理というお子さんがもしいらっしまった場合に借りられる制度にと、実用的な制度に変えていく必要があるのではないかというふうに思うんですが、これを検討する場所というところが、選考委員会があっても、申請が上がったら選考委員会にかけれるけど、この制度そのものをどうするのかと、またそういったところの分は担当部署で検討するしかないかと思うんですが、どのように今お考えになっていらっしやるでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今ご指摘のとおり、奨学資金貸付金につきましては、長年、制度的に申し上げますと、もう今の時代には即していないのかなというところがございます。教育委員会としても、ここ何年間でそういう中での意見というのは当然ございましたが、実際どうするねんとい

うところまでちょっと今至っていないというところでございます。引き続き、その辺り、せつかく3,000万を超える基金がございますので、できるだけ本町の子どもたちにとって有意義になるような使い方について検討していくんですが、今おっしゃられてるように、どこで検討するねんというところが、当然教育委員会で検討はするんでしょうけども、具体的にどういう形が一番いいのかというところは、今のところまだちょっと答えには至っていないのが現状でございます。引き続き何かそういういいご意見があれば、ぜひとも教えていただけたらなというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。学校に行くということに関してのものでありますのでね、基金自体が。そういった趣旨、目的に沿うような形で、また活用できるようにというか、お金がなくて学校に行けないという子どもがないように、そういうふうな方向で、子どもの貧困対策として使っていただきたいと思っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願ひします。

委員長（三宅良矢議員）

以上ですか。他にございますか。では、北村委員。

委員（北村 孝議員）

項目にないので総括でと思ってたんですけども、先ほど委員からも学校のトイレ等々で改修とか、そういうふうなお話が出ましたので、ちょっとお伺ひいたします。

コロナ禍の中で学校園も休校し、7月の下旬から授業が始まって、夏休みも短縮の中、進める中で、学校園でクラスターが起こるところもあったかな、高校生とかなかったかな。子どもの感染というのはなかなか軽症で、重症化とか、そういうのになりにくくて、命までというようなところは少ない、ほぼないのかなと思っておりますけど、学校のトイレがありますよね。感染はトイレから感染というのがよく聞くんですけど、学校のトイレの蛇口は、うちはハンドル、レバー。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

ハンドルになってます。

委員（北村 孝議員）

トイレなんか、洋式化はかなり進んでいます。で、うちもそうですよね。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

洋式化は進めていております。

委員（北村 孝議員）

手洗いの励行もかなり周知されてるところにあつて、蛇口を直接触る、ここから感染が広がるということが往々にあるらしいんです。この蛇口を例えば自動水洗にされるところが増えてきていると。コロナの関係もあつてですけどね。それまでも、そういう感染ということで、かなりそういうようなところに注目をされてる学校も多くなってきたということで、広く見れば、逆にハンドルとかあれば、レバーの閉め忘れで無駄な水が出ないということもありますけども、まずは第一に感染予防ということで、学校のまずトイレの蛇口を自動化にするというところにあつて、検討されないかということです。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

東忠岡小学校は新校舎のほうのトイレのほうはセンサー式になってるんですけども、あと古い校舎というんですか、忠岡小学校だったり忠岡中学校、東忠岡小学校なんですけども、古い校舎のほうにつきましては全て蛇口式になっております。それで、先ほどもちょっと申し上げましたけども、一応清掃員の方が、シルバーの方が清掃というところで、重点的にトイレ等していただいておりますので、そこで一定、感染予防というような形でしていただいていると考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

委員（北村 孝議員）

それはそれでいいんですけど、そのシルバーの方が1人ずつ使うたびに消毒しているわけやないし、ついてるわけにもいかないの、大体がトイレを改修するとき、そのときに一緒にされてるみたいなことが多いらしいんです。新たに水道の蛇口だけ替えるというのは、なかなかちょっと思い切った判断が要るのかなと思いますけど、果たして金額もどれぐらい要るのか分かりませんが、全てが例えば幾ら、僕も現場見てませんが、その蛇口が10あるのか5あるのか分かりませんが、その中の半分なり、するんやったら全部一緒にしたほうが安価で済むというようなこともあるんでしょうけど、そういったところにもしっかりと気を配って、感染を防ぐと。コロナだけじゃなしに、コロナのな

る以前からそういうような話もありましたので、特にコロナの中で今後、これいつ終息されるか分かりませんし、また新たなウイルスが発生するということもありますので、ただ、維持費とか交渉した場合は、普通の蛇口みたいなわけにはいかんでしょうけども、まず子どもの健康というか、感染をできるだけ予防していくという視点に立って、今後、積極的にちょっと考えていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。教育長、すみません。

教育長（富本正昭教育長）

議員お話しされてました水道なんですけどね、小・中学校ともに、例えば美術、図工、それから書写、書道、そういう部分があって、センサーでない水道も当然必要な部分があって、今は手を洗う部分でそこも使ってます。とにかく手洗いを励行するというので、いろんな水の場所でやって、洗うときに限っては蛇口に必ず水をかけて、そこを流し切るという形で、ウイルスもある程度付着したものが流れていきますので、そういう部分でエチケットという形で手洗いの、自分の手洗いもそうですけど、後の人のためへのエチケットも含めて指導はしてもらってます。

ただ、ご提案の部分も1つの案でございますので、今後そういう改修等にはまた考慮してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

委員（北村 孝議員）

我々でも15秒ほど水道水で流せば、ほとんどの菌がされるということで、当然今、教育長がおっしゃったように、そういうような形で対策を講じていただいて、それも生徒さんにもしっかりまた周知していただきたい。また、最後におっしゃってましたように、改修等あるときには、そういった形で自動水洗弁ですか、そういうのに替えていくということも1つのあれなんで、よろしくお願いいいたします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。前川副委員長。

委員（前川和也議員）

1点教えてください。決算書109ページ、教育委員会費の負担金の部分なんですけども、25万円、高石市忠岡町の人権教育研究会の補助金、というのは教育の分野では泉北のくくりでいろいろ調査研究が行われてる部分があるのかなと思うんですけども、この人権だけは高石市と忠岡町の1市1町なんですか。どのような研究を行っているというの併せて教えていただけませんかでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

議員おっしゃられるように、高石と忠岡でそれぞれ事務局長というのもおありまして、あるんですが、補助金につきましては、高石と忠岡町からそれぞれ補助金を出した上で、この人権教という形で、内容につきましては、大人教がごございますので、それぞれの高石市、忠岡町地区で人権教育について研修等を行ったりとか、そういう部分でございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に。

委員（前川和也議員）

いいですか、続きで。これは泉大津は別に関係ないんですかね。

委員長（三宅良矢議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

それぞれ、早く市制をつくられたところは、早々と独自にこの研究会をつくられたんですが、高石と我々忠岡町というのは泉北郡で最後まで残りましたので、この団体だけは1市1町でやらせていただいている部分でございます。

委員（前川和也議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

他に。北村委員。

委員（北村 孝議員）

さっきので、国の補助もあるということをご存じですね。

委員長（三宅良矢議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

はい、存じております。

委員（北村 孝議員）

それも活用しながら。

教育みらい課（石栗健史課長）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ありませんか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、各特別会計決算の審査に入ります。席の移動をお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

では、まず、139ページから158ページの国民健康保険事業勘定特別会計決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（大谷保険課長：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、今、説明いただきまして、収納状況ですけども、府内市町村平均よりもかなり上がっていると、うちは令和元年について数字がありますけども、その中の説明で、短期の保険証、また分納の相談というのはかなり効果があるわけですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず、納期限までに保険料を納めていただけなかった際は、まず納期限20日目をめどに督促状を発送して、その後、それでもなおかつまだ納付に至らないような方に関しましては催告状を送ったりとか、あとは電話等で連絡をして、なるべくその滞納されてる方に接触をする機会をまずは持つようにしております。

その上で、なぜ滞納しているかという、いろいろ事情がございますので、その辺は真摯に話を聞いて、分納の相談に乗ると。その方の家庭状況や経済状況、いろいろありますので、その辺の話を聞いた上で分納につなげていくというふうな形には持っていております。それでもなおかつ納付に至らないような方、悪質な方につきましては、預金や財産調査を行って、差押えをするという形で滞納処分のほうは進めている状況でございます。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

実際、差押えというても、そこまで行ってはれへんと思うんです。結構住民の皆さんのお声を聞いて、できるだけことは、僕も何度かご相談にも寄せてもらいましたけど、かなり譲っていただいたような中での収納に努められてると思います。滞納する方というの

は大体同じようなところなんじゃないかな。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

一概に、税金を滞納されている方と国保料を滞納されている方は、リンクすることが多いのかなというふうには思います。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（北村 孝議員）

ということは、経済的な問題なんじゃないかな。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

やはり一番大きな理由は、経済的な理由がその滞納する理由の一番大きな理由になるかと思います。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

今回、コロナでも、国のほうでもかなり猶予とか、そういう減免でいろいろありまして、それも今度、どれぐらいの決算に影響が出てくるのかなというところもありますけども、今後、収納状況がもっと向上するように、しっかり努めていっていただきたいなと思います。ほんとに医療にかからなかったら一番いいんですけども、これからまた、インフルエンザとかいろんなやっぱりそういうところの部分で、ふだんよりも、普通の季節よりも医療にかかる時期が多くなるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他に。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、国民健康保険事業全体の今後の推移というのがここには出ていないんですけども、まずは被保険者数であるとか、保険料の今後の推移であるとか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

国民健康保険に加入されてる方につきましては、現在の例えば短時間労働者に対する社会保険の適用拡大といったものが、まだ段階的に今続いている状況でもありますし、今後数年は、団塊の世代の方ですね、そういう方が75歳を順次迎えていきますので、被保険者の数としては恐らく減少はしばらく続いていくものというふうには考えております。

しかしながら、被保険者の数が減ってはいくものの、1人当たりの医療費についてはまだまだ伸びていくのではなかろうかと。医療技術の進捗であったりとか、新しい薬剤ですか、新しい薬が開発されたりとか、そういっただんだんと医療技術が高度化していったということもありますので、被保険者の数は減っていくけども、1人当たりにかかる医療費についてはなかなか下がらない。むしろまだまだ上がっていくのではなかろうかというふうに見込んでおります。

すみません。あと保険料の話ですね。保険料もこういった状況と非常に密接に関わってくる部分でございます。必要な医療費を賄うためには、被保険者の方の保険料の納付というのは非常に大事でございますが、やはりそれを支える加入されてる方が減っていくということは、保険料も単純に考えればやはり上がっていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

ただ、この辺は国保は今、大阪府は都道府県化されておりますので、そこは今まで市町村単独で事業を行っていたよりはスケールメリットが働いておりますので、国のほうも公費の拡充であったりとか、そういったことでお金のほうも、まだまだ十分とは言えませんが、そういった分も入っておりますので、そこは無理のない形で、右肩上がりには違いないと思うんですけども、できるだけ無理のない形で、保険料も緩やかな上昇は今後続いていくのかなというふうに考えております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

今お話しいただいたのは、私もちょっと想像できるんです。もともと被保険者数は減って、医療費のあれは増えて、保険料も増えると。実際知りたいのは、どれぐらい、何%ぐらいを見込んでいるのかと。実際そのグラフにしますと、天井は令和何年ぐらいを考えていらっしゃるのか。分かる範囲で、長年されてるプロですので、その予測は多分立ててはると思うんです。それがないと、大阪府に言われたら言われただけ、ああ、こうなる

わ、こうなるわというんじゃ話にならんとしますので、忠岡町の中だけでも結構でございますので、何%とか数字でちょっと教えていただきたいんですが。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

たしか2040年ぐらいまではまだまだ、ちょっとすみません、これは後期高齢の方も含めての話になってくると思うんですけども、まだまだ2040年ぐらいまでは右肩上がりが続く。これはすみません、忠岡町だけじゃなくて全体的な話になってくるんですけども、2040年ぐらいまではまだまだ医療費の伸びというものが続くというふうな、そういう統計資料とかも出ていたかと思しますので、恐らく忠岡もそれに近い形で推移していくのかなというふうには考えております。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

保険料換算でいきますと、それ、年パーセンテージというのは出てるんでしょうか。今から20年、2040年と言いますと20年先の話、1%ずつ伸びていったって、20%伸びちゃうわけですよ。そうなってくると、もう払えない方、続出と。どこかで国の制度も、府の制度も変わってくるかと思うんですけども、忠岡町単独でおととしまでやられていたわけですから、その辺はある程度計算はされてたと思うんです。その辺の数字というのは全くないんでしょうか。大阪府に入ったからないんだというんなら、以前計算されてた忠岡の数字でも構わないので。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

以前、町で単独の場合は、町でこのある財源の中で、国庫取れる、府取れる、あるいは保険料これだけという中での保険料の計算というのを行ってまいりました。30年度から府の広域化ということで、本町はその府の料率に乗るような形で運営を行っております。今、府内全体でもまだ赤字が残っている団体が、本町のように赤字が解消した団体もあれば、まだまだ赤字が残っている団体もございます。で、本町独自で計算ということは難し

い状況でございますので、府内全体での計算ということに30年度からはなるということになりますので、本町単独での計算というのはちょっと無理というお話になります。

で、そのそれぞれの団体が、経過措置のこの6年間の間にそれぞれ赤字がなくなっていくてすれば、その時点から保険料の見直しはできるのかなと。本町も今、基金のほうで積んでいけるような状態でございます。今、広域化の検討会の中でも、要は赤字が解消して基金、積んで上がっているところは、別に基金を積まんでもいいんやと。もうこのお金を保険料に充てて下げられへんかというような意見を出しているところももちろんございます。本町も町民さんのご負担というのはできるだけ下げたいと思っておりますので、その辺で広域化の検討会の中でいろんな意見が出てますので、それを広域化がなった段階、完全になる段階で、赤字が皆さん解消していれば、その段階で保険料というのは、見直しはかけれるのではないのかなというふうに思っております。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

これ、まだ赤字が残ってる市というのは、まずでかい市ですよ。

健康福祉部（東 祥子部長）

そうですね、はい。

委員（松井匡仁議員）

そういったでかい市の巨額の赤字をなくすまで、まだまだかかっちゃいますよね。これ、私、最後に言いたかったのが、大阪府へ一緒になって広域化をしたんですけれども、したことが果たして正解なのかどうか、もう分からん状態になってるんと違いますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町としましては、国の財政支援も入ったということもございますし、共同化事業、財政安定化とかいう事業をしていただいたおかげで、8,800万もあつた赤字がもう消えてしまったということはメリットではあつたのかなと。町民さんにとっては、それは関係ない話やということになるのかも分かりません。町民さんにとっては保険料のみやと。ただ、でも赤字があるということは、保険料は上がる一方ではないという考え方の中で、赤字がなくなったのなら、横滑りと言おうか、その同じレベルの金額でいけるのではないのかなというところであつたんですが、今回、この元年度の見直しで保険料がちょっと府

のほうが上がってきましたので、本町も私たちもどないかして下げられないかなというのは、広域化の会議の中にも入ってましたので、意見は言って、財源を取ってどないかできないかというのは言ってたんですけども、やはりその辺はどうしてもちょっと上げていかないと仕方ないというところで、今回ちょっと忠岡町の住民さんにとってはご負担になるというような形で、ちょっと上がってしまったんです。

ただ、まだまだ上げていただかないといけない市町村はありますので、その辺で、やはりその6年ですね、経過の激変緩和がかかっているこの6年間の間に、赤字がたくさんある大きなところは、自分とこ独自でも消していけということですので、今の財源を使ってじゃなくて、自分とこでできるだけ消すようにということも言われてますので、6年後にはもう解消になるのではなかろうか、強制的に解消してくれというふうなことを言われるのでなかろうかというふうには感じてはおるんですが。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

私ね、これ、もう今となっては言うてもあれなんですけども、大阪市とか大きな市のために保険料が上がってるのと違うかなと。ほんまのところはどうなんかが分からんような数字になってしまっていて、これからどこまで上がるかも分からんし、大阪市のその赤字がなくなるとも限らんし、今、部長がおっしゃってた広域化の中で、保険料を下げる、うちはこれだけ下げたい、抑えたいというのを言うていただくしかないんやと思うんです。この激変緩和の措置といたって、ずっとあるわけでもないですし、そうやってきたら保険料というのは一気に上がってくると思います。そうなる前に、何かちょっと手を打つとかんと、多分払えない方、続出するのと違うかなと思ってしまいうんですが、今それを言うところで、この町内でどうしようもありませんので、取りあえず今、部長おっしゃってましたように、大阪府さんや広域のほうで一旦働きかけていただいて、保険料を抑えるための手だてというのをまた、ここに議員も皆おりますので、ちょっと考えてやっていきたいと思っておりますので、ひとつまたよろしくお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

要望なり声はずっと上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

お願いします。以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和元年度の保険料は、前年の平成30年度国保の都道府県化、広域化したときに上がりまして、この令和元年度は1人当たりというのは下がったんでしょうかねというのと、あとモデル世帯でいえば、大体一般的なモデル世帯、所得が200万の4人家族で、子ども2人で、ご夫婦が40歳以上の方という、そのケースでいうと、大阪府下で、前は16位ですね、30年度は16位というふうにちょっと頂いてるんですけども、第何位に、もう出てますものね、去年の決算ですから、第何位ぐらいに位置している保険料なのかというのをお教えいただきたいんですが。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず、そのモデル世帯ですよ、すみません、30年度のモデル。

委員（是枝綾子議員）

いや、令和元年度、この決算の保険料をお聞きしてるんです。

保険課（大谷貴利課長）

30年のモデルケースの場合、1世帯当たり年間39万2,707円です。これが令和元年度、41万2,481円となりまして、その差が1万9,773円上がったということになっております。

次に、1人当たりの保険料ですよ。

委員（是枝綾子議員）

はい。

保険課（大谷貴利課長）

平成30年度が1人当たり9万1,221円、令和元年度が9万3,237円となっております。府内で何番目かというところなんですけども、平成30年度が、一応資料は出ておるんですが、これは30位でした。元年度につきましては、ちょっとまだ府内全部の資料が出ておりませんので、ちょっと順位が分からないんですけども、恐らく30位前後になるのかなというふうに見ております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

モデル世帯の方のところでは、30年度とこの令和元年度、この年度と比べたら、保険料が1万9,700何がし、まあまあ2万円近くが上がったと、年間、ということですね。値上がりしたと。あと、1人当たりの保険料もやっぱり値上がりをしたということで、よろしいでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい。1人当たりにつきましては、そうですね、約2,000円ほど上がっているという状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

1人当たりですので、人数が多いともっと上がるということですね。この30位という数字は、1人当たりの分が30位ということですか。すみません、モデル世帯がということですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

保険課（大谷貴利課長）

1人当たりの順位が府内で30位ぐらいということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

修正ありますか。

保険課（大谷貴利課長）

すみません、モデル世帯の一応順位のほうもちょっと出してる分がございまして、まず平成30年度なんですけども、これちょっと全市町村の数字が出てるわけじゃございません。そこだけちょっと最初に断っておきますけども、平成30年度が、34ある団体の中で本町は16位で、令和元年度も41ある中の16位ということになっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府下で1人当たりについては30位ということなんで、そう高くないかもしれないけれども、高いんですよ、全体に高いんですけど、だけど、そのモデル世帯についてはやはり16位というところで、高いほうに位置してるというふうに見受けられます。

ということで、この決算の状況の中をちょっと見てみたいと思いますが、今ご説明いただいた資料の4ページのところの部分で、この表ですね、決算状況の表でいきますと、保険料3億5,000万円徴収されてということで、いろいろ入ってくる分があって、そして支出の分ですね、保険給付費とかあって、大阪府にですね、広域のほうに納めないといけない納付金が5億1,500万円ということでありまして、いろいろ収支すると、約2,000万円が黒字となったということの決算であります。

ということで、本来でしたら2,000万円余れば、保険料ね、これまでの29年度以前の忠岡町の国保というところであれば、その分をもう少し保険料引下げのために使えたんでしょうけれども、やっぱり都道府県化されて、この保険料を決定することが忠岡町ではできないと、議会の議決が要らないというところになりましたので、やはりここで議論したとしても結果の報告でしかないという、何かそういう感じに思えるんです。だから、自治権というんですかね、自治としては、やっぱり先ほどからも保険料どうなるんでしょうかと、やっぱりいろいろそういうお声がある声が反映できないというところの問題点がやっぱり出てきているんじゃないかと思います。

やはり2,000万円、その前の年も一千何ぼか積んで、3,000万円、基金は今のぐらいありましたかね、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

約1,900万円です。

委員（是枝綾子議員）

1,900万でしたか。委員長。

ということで、本当にこれがもう少し、1人1,000円、2,000円ずつでも引下げに使えるというお金になればいいのに、残念ながらならないということであります。ということで、都道府県化して本当に良かったんだろうかというところもあります。ほんとの都道府県化をするのであれば、もう少しその保険料の設定というところの、それぞれの市町村独自のそういう部分を残してもらおうような都道府県化であればまだしも、それや

ったら都道府県化と言わないんですけども、やっぱりそうだなというふうに思える決算であつたのではないかと思います。

具体的にちょっと私もいろいろ相談とか受けたり、忠岡町の国保の窓口にお願いしたりとか、いろいろしてるんですが、やはり高過ぎるといふところは、滞納してる人はどんな人やねんということで、低所得の方ですね。全く収入がゼロの方は7割軽減かかって安いんですけども、それでも収入がない、ゼロやのに払うというのはちょっと困難であります。税と違うのは、所得に応じてというんですけども、計算上ね、何か控除される部分が税ほど何にもないという。障がい者であっても、例えばひとり親世帯であっても何の考慮もされないという、一切されないという、収入だけ、家族だけ見てという、そういった制度になっているということです。

気の毒なケースがありましてね、年金掛けていらっしゃらないということで、年70過ぎても年金がないのでね、ちょっと働くということで、そしたら給与ということで、ワーキングプアの150万ぐらいしか年間ない方なんですけども、その方、保険料ね、十一、二万してるんです。ちょっと2割軽減ぐらいかかると思うんですけども、やっぱり150万という、1か月十一、二万の方で1か月1万円を超える保険料というのはほんとに痛いというところで、そういう方がやっぱり保険料を滞納していくということで、結構所得が500万、600万、700万とあって、そこで50万の国保料というたら、高いんですよ、痛いけれども、やっぱり全然違うということで、生活費を圧迫するような国保料であるから、やはり滞納をされるという状況になっているということが言えると思うんです。

ということで、なかなか忠岡町も、先ほど部長さんも広域化のところのワーキンググループとか、何かいろいろそういったところで、国保料引下げというところは言っていたというところはちょっと安心したんですけども、そういうことを言っても大阪府、聞かへんというね、そういう姿勢であるということが本当にひどいなと思います。

お金、余ってるんやったら、やっぱり保険料をもう少し引下げに使ってほしいということで、基金をためて、そこからちょっと使いますというんやったらええけど、使えないというような基金にされてるといふところなんで、そういったところで大阪府に対してもう少し柔軟な対応ね、基金というものを保険料の少しでもちょっとね、引下げに使えるような中身に改善していただくということが、個別の事情でやっぱりそれぞれ市町村、事情をいろいろ抱えてるので、そういった高いところね、保険料が安くはないですよ、けどそういう使えるようにやっぱりしていただかないと、何か集めるだけというふうなところで、そういう国保の会計って、やっぱり議員として審議してても、本当に町民の声をここに反映させるということができないという、非常につらいと思います。

ということで、大阪府に対して、この統一保険料、保険料を取り過ぎてるわけですから、やっぱり余ってるんやったらもう少し下げてほしいと。上げたんやから、今度は下げ

てほしいということでは言っていないと思いますが、いかがでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まあ、本町の黒字の要因といたしましては、何も保険料をたくさん徴収したから、それが黒字になったというものではございません。保険料につきましては、徴収した分につきましては、事業費納付金という形で忠岡町から大阪府のほうにまたお支払いをしなければいけないという、ある種そういうノルマも課せられておりますので、保険料の収納に関しましては、そこはきちっとやっていかなければ、またまた国保財政全体がですね、また最悪、赤字に戻ってしまうという危険性も常にある状況でございます。

ただ、この平成30年度以降の新しい国保の仕組みとしまして、我々国保の保険者としてしましては、新たに保健事業ですね、健康寿命を延ばすであったりとか、健診をもっと受けようということ、将来にわたるそういった医療費の抑制のほうに力を入れていくという部分で、もっと市町村は力を入れていきなさいよというふうにもなっております。もちろんそういった事業に取り組むというのも非常に大事なことです。我々は今後はそういった方面にもっと力を入れていく必要があるものというふうには認識しております。

で、保険料に関しましては、確かに先ほどちょっと私も松井議員の将来の見通しのところで話はさせていただいたと思うんですけども、支え手がだんだん今後減っていく。逆に1人当たりのかかる医療費は下がらないといった、非常にそういった要因が重くのしかかっているのが現状ですので、そういうことを考えると、なかなか下げるといふ方向には向かっていかないというのかなというふうには考えております。

とはいうものの、少しでも保険料を下げるためには、やはり我々もそうですけども、大阪府全体で知恵を出し合って、少しでも住民さん、実際に保険料を負担していただく方に、少しでも無理のかからないような形にしていくという方法は、それはそういった広域のワーキングのグループの場であったりとか、そういう場でもいつも議論のほうはしている状況でございます。

その中で、令和3年度に向けて、現在もいろいろと激変緩和の財源のもっと効率的な使い方であったりとか、例えばこの市町村に本来入るべきであるインセンティブの財源を、もう少し保険料のほうの抑制の財源に使ったりとか、そういった取れる方法を十分取ってもらって、次年度の保険料の料率を決める際にも十分考慮してもらいたいというふうなことは、我々も常に声を上げている状況でございます。

この状態が決していいというふうには考えておりませんので、できる限りの工夫、努力をするように日々努めている状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

高いというのは、もう感じていらっしやって、どうにか改善したいというけど、制度的な問題というところがあってということだと思います。

で、この国保料、高いというところの改善をするには、国費を入れるしかないというところで、忠岡町の1億4,000万、最高あったときの累積赤字ですね、大分前ですね。二十五、六年ぐらいですか、その辺り1億4,000万ほどあった分が、こうやってゼロになっていったというのは、国費が入ったからというのが大きいんじゃないでしょうか。いろんな形での、いろんな名目で入ってきてますけれども。ということなんですけれど、いかがでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

保険者努力支援制度であったりとか、大阪府で取り組んでいました共同事業であったりとか、幾つか本町が黒字になる要因というものは、私もちょっと昔からいるわけではないんであれなんですけども、この27年ぐらいからですか、いろいろと改善されてきたというふうに見ております。それが最終的に平成29年度、国保として市町村単独の最終年度で、その仕組みが忠岡町にとってちょっと有利なほうに働いたという分がございまして、これはあくまで結果の話にはなると思うんですけども、その29年度、最後の年、そういった仕組みが忠岡町のほうに有利に働いたというのが、累積赤字が解消した一番大きな要因だというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

先ほど、27年からということ、27年度から国は1,500億、やっぱりこの都道府県化に向けてということなのかちょっと分かりませんが、入れてきてて、29年度からはその1,700億が、その倍、3,000億円を超えるお金をここに都道府県化するときに入れたんですね。都道府県化してごっつい上がった文句が出るから、そういうこと

で上がらないようにということで、したと。その代わり、6年間だけの激変緩和措置ということやから、その後はどれだけ入れるかというところが分からないということなので、やはりこれは激変緩和措置が終わった、その令和5年まではいいですよ。そこから先がどうなっていくかという、本当に怖い話で、これをスッと引いてしまったら物すごいことが起こるということなので、やはり国が半分、このぐらいつと毎年入れていただくということと、保険料引下げにこれがちゃんと回っていくような形にね、そういうシステムにしないと、ほんとにこれは払いがたい保険料になっていくということになりますので、そういったところを国のほうに要望を上げていただいて、やっぱり国庫支出金という形、国費を増やしていただくと、維持していただくということを要望していただきたいんですけども、その点はいかがでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今、是枝議員おっしゃってました1,700億円の追加の公費ですね、これは平成29年度から都道府県化を見越して、倍の3,400億円、毎年導入していくということで、今日に至っております。この3,400億円という金額が、必要十分かと言われると、ちょっと個人的にはまだ十分ではないような気はいたします。国も財政状況というものが決していいものではないという状況の中で、この3,400億円という毎年入れていただく莫大な公費が、逆に削られてしまうというふうな、そういった懸念も実際今あるのかなと思われましても、最低でも削られるようなことのないように、3,400億円というのは必ず維持していただくと。なおかつ、もっとそこにプラスをして、拡充していただきたいというふうな形で国も頑張ってもらっていただかなければ、やはりますます、まだまだ国保のほうも低所得者の方、高齢者の方が占める割合が高い、そういう構造になっておりますので、やはり国のほうがもっと力を入れていただかなければ、構造的な問題というものは劇的に解消はしにくいものだというふうには考えておりますので、その点は先ほどから繰り返し言ってますように、引き続き要望等はしていくようには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

ちょっと待って。大谷課長も是枝さんも、もう少し端的な質問と回答をしてもらえませんか。さっきから計ってるんやけど、これまで以上の3倍ぐらいかけて質問と回答がやりとりされてるんで、もう少し端的に。結局今、結論が何を言うてるか全く分からなくなってきたんで、すみません、課長の丁寧なのは分かるんですが、そこはちょっと議事進行

のことも兼ねてお願いいたします。

以上です。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私は端的に申し上げているつもりなんですけれども、激変緩和措置が3,400億円ね、これがなくなったら大変なことになるというのは、もうこれは今、問題になってるわけですね。ほかの議員からも出てるわけなんです。やはりそうさせないように、それを大阪府やほかの市町村と一緒に要望されるご意思はございますかと聞いただけなんです。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、端的にそう言うていただいたら僕らも分かるし、答えやすいと思うんですが、そこが長かったんで、その前置きが長いと僕らもやっぱり理解がだんだんしんどくなってくるんで、そこだけのご配慮をちょっとまたお願いします。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ということで、解決の方法としてはそういう方法しかないということで申し上げておきます。

委員長（三宅良矢議員）

他に。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、私からはそんな大きな質問はないです。ちっちゃいやつだけ。

156ページの間ドックの助成金の件なんですけど、これ、かなり前ですね、議員になる前の住民時代のときに、助成制度、これ受けようと思って、ちょっと個人情報の取得、医療情報ですね、そこの取得のところでちょっと担当課さんともめて、それ以降はもうやってないから分かってないんですけどね。たしか個人情報の取得、医療情報ですね。検査結果を提出しないと助成させない、助成しないという運用になってて、そういう個人情報の法的根拠のない取得はやっぱり問題やというところで、要綱か何かを変えていただいたと思うんです。改定していただきましたよね。

で、改定した後も、ちょっと見せていただいたらというか、申請するときの手続が、結局半ば強制的になってたりとか、本人が理解しないまま同意にチェックさせるというね、そういう状況になってたという認識で終わってるんですけど、現状どうなってるのか。その改定直後の本人が分からないまま何か個人情報を提出しますというところにチェックするような運用のままになっていないか、そこの確認なんですけど、どうでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず、人間ドック、特定健診に代わるものとしたしまして、受診されたその結果を提供いただくということで運用しております。新たに改正した様式につきましても、そこに同意を頂くという欄を設けておりますので、まずはその説明をして、本人さんに理解をしていただいて、申請を頂くという形を取っております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

当時もね、ちょっと私から言わせていただいたんですけど、基本的にね、検査結果を出さなくてもいいんですよ。これは、要は特定健診の代わりに人間ドックを受けましたと。だから、特定健診の検査項目、検査内容ですよ、と同等であるというのを示しさえすれば、これは助成対象になるので、何も検査結果を出さなくてええやんかと。自分が人間ドックを受けるところの病院の人間ドックのコースってありますよね。こんな検査項目をしますよって。それは病院のホームページとかからプリントアウトして、このコースなんですって、この検査を受けてます。だから、特定健診と同等内容でしょうというのを示せばいいんやんかという、別に何も自分自身の血液検査の値とか、それこそ体重幾らとか、そんないろんな見せたくもない、知られたくもない個人情報は何で出す必要があるねんというところは言わせていただいたんですけど、根本的にその検査結果を提出させるということそのものが、私はもうひとつよろしくないと思ってるんです。

だから、本人の同意があるなし以前に、そういう検査結果そのものを出させること自体、私は見直してほしいということをお願いしてるんですけど、そこはどうなんですか。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

特定健診を受診されまして、国保の被保険者の方の健康状態ですね、特定健診、俗にメタボ健診と言われるものでございます。そういった成人病のリスク等の高い方とか、そういった方を抽出しまして、本町の保健師のほうから、例えば生活習慣の改善であったり、食生活の改善であったりとか、そういったきっかけづくりをしております。その中で、将来、重症化予防、最悪、糖尿病になって人工透析になるような方とかも少なからずおられますので、将来に向けてのそういった保健指導のための基礎データということで、そういったデータのほうが必要ということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応ね、検査結果に基づいて保健指導するためにおっしゃってるんですけど、基本、検査結果を受けてね、具合悪いとかって検査結果に出ますわね。A、B、Cとか判定とか、正常値、異常値とかね。基本的に受けた人って病院へ行きますわね、問題があれば。で、保健指導そのものが任意なんですよ、あれ。強制でも何でもなしね。そこで結局、比較衡量になるんですけど、そんな任意のもののために個人情報を出さないといいかんと。特に医療情報って、個人情報の中でも、一般的に氏名、住所とか、そういうものは個人情報で秘匿すべきものという扱いになってますけど、その検査、医療関係の情報ってもっと厳重で、医師ですら家族に聞かれても出さないという守秘義務を課されてるような個人情報なわけですよ。

それをそんな、取る必要も法的根拠もない任意のもののために出させるというね、そこまでする私は根拠の理由も分からないですし、逆に出さないと、今おっしゃった趣旨というかね、それは私も当時言われましたけど、検査結果のデータを出さないと助成、実質できませんねん、つまり助成制度の対象にしませんねんという運用そのものがね、私はちょっとプライバシーの侵害に当たってると思うんです。そこら辺を言ってたんで、やっぱり今のご回答を聞いてると、要綱は改定していただいたものの、実質職員さんの意識、個人情報、特に医療情報に対する扱いの意識も変わってないし、運用もちょっと変わってないと思うんですけど、それ今後変えていただくとかという認識、ありますでしょうかね。今の私の意見を聞いていただいた上で。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

先ほども言いましたように、我々今後ね、保険者としてしましては、保健事業、住民さんのそういった健康づくりと言っていいんでしょうか、そういった将来にわたっての健康寿命の増進であったりとか、そういった方面に力を入れていくというのが課せられております。で、特定健診はその最も基礎的なデータということになりますので、何ももちろんきちんとした目的を持ってやっておりますので、そこは我々ももちろん個人情報の扱いにつきましては細心の注意を払っているわけでございますので、そこは現状のまま、今やっている人間ドックの助成の制度の本来の趣旨に沿った形で、今後もそこは続けていく考えでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応ね、特定健診は、あれも法定なんでね、特定健診の検査結果は自動的に医療機関を通じてなんですかね、保険者の忠岡町に通知されるようになってますよね。患者が知ってようと知るまいと。だから、忠岡町にデータが集積されてるといのは分かっているんですけど、私、この人間ドックに関してはね、そういう検査結果のデータを保険者、私たち住民からすると忠岡町に提出せないかんのか、あるいはその法的な根拠があるのかというのを、当時、厚労省に直接確認させてもらったんですよ。そしたら、特定健診はね、保険者のほうが医療データを持つ法的根拠があるけども、人間ドックって、この制度自体、自治体さんが独自でされてるんでしょうと。特定健診じゃないから法的根拠ありませんねんというところで確認はさせてもらってますので、多分それはお伝えさせてもらったから要綱を改定していただいたんやと思うんです。

だから、目的は分かります。だけど、目的は単なる目的であってね、目的があれば何でも個人情報根拠なしに取得していいんだとはならないんですよ。だから、そこはほんとに取得する根拠をちゃんと持っているか、ないんかどうかというところを考えてやっていただきたい。で、何回も言いますが、検査データを出さなくても全然助成できるんですよ。特定健診と同等かさえ判定できれば。そこなんで、無理くり検査結果を出せというのはちょっと違うと思うんで、そこは今後考えていただきたいと思います。

あと、この人間ドック以外にも、そういう形で医療データ、検査結果ですよ、提出させてるというのかな、提出しないと何か助成なり何なりが、サポート、行政サービスを受けられないとかいうものって、何かほかありますか。ないですよ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

ございません。

すみません、脳ドックですね。同じ項目の中に脳ドック補助も入っておりますけども、こちらも検査結果を頂いております。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もう一緒やったらいいです。ただ1点ね、なぜ嫌かというところを言うと、情報漏えいが嫌なんじゃないです。特に私なんかもそうですけど、知ってるでしょう、職員

さんとか。町民の方もそうですけど、やっぱり知ってる職員がおったりすると嫌なんです、知られるの。私だって職員さんに体重とか検査結果とか、いろんな健診の結果を見られるのが嫌ですもの。知られることそのものが嫌なんです。だから、そこはほんとにプライバシーというところで、きちんと考えていただきたいんです。

次、ほかの部分なんですけど、ちょっとね、決算書の額と合わないというか、どこの部分が該当するんですかというのを何点か教えていただきたいんですけど、この156ページの一番上の枠の中にね、糖尿病性腎症の腎臓サポート、食事代の部分があるんですけど、これ令和元年度もやってますよね、継続的に。これ、1万幾ら、2万弱ついてるんですけど、従前からの分でいくと10万円超えてますでしょう。超えてるんですよ、予定金額。私の持っている資料ですけどね。その理由がね、一応この商品はこの事業者の独占物品やと。全国シェア、ここしかないんやと。だから、このフードを取り扱っているのはこの業者しかないんで、ここにしますというところで、10万超えてる支出があるんですけど、どうなってるというか、ご説明ください。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今おっしゃっております1万5,061円の方でございますが、これは糖尿病の腎症の事業の一環といたしまして、そういった方の健康的な食事を実際作るという事業をやっておりますので、それにかかった食料品代でございます。で、今議員がおっしゃっている分につきましては、フードモデル、要は食品サンプルですね。実際、保健指導するに当たって、例えばビールの食品サンプルがあります。そこに大体カロリーがどれぐらいであるとか、ラーメン1杯、塩分がどれぐらいであるとか、そういった数値が見えるようなデータもついておる食品モデルを購入いたしました。それが30年度決算のときやったかな。でするので、あくまで保健指導する、栄養指導ですね、そういったことに使用するために購入したフードモデルでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私が聞きたいのは、決算書のどの項目に該当するんですかなんです。前ページの155ページを見ても、当たりそうなのやっつて、糖尿病性腎何とかというのは謝礼でしょう。だから、どこに入っているのかなと思って。別に特定の名目でなくってもいいんですけど、

どこにこれが含まれてるのというのが、該当しそうなものがなかったの。謝礼じゃないでしょう。多分事業費関係かなと思ったんですけど、ないから。

これ、何で私、確認してるかという、システムを通さんとやってるって議会でも質問しましたが、こっそり決裁取ってるやつで、こっそり発注やって、入札未登録業者にこっそり発注してるやつやから確認してるんです。どこに上がってますかというのを。

委員長（三宅良矢議員）

課長、令和元年度のこれには上がってないですね。

委員（勝元由佳子議員）

上がってないの。

委員長（三宅良矢議員）

今言うたのは、平成30年度の決算書に上がってるわけですね、今の話。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

だから、それはちょっと時期がずれ過ぎてるんで、改めてそれは確認はまたそこでやってもらえませんか。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと1点確認。令和元年度は支出してないんですか。やってないんですか。

委員長（三宅良矢議員）

令和元年度はしてないですね。

健康福祉部（東 祥子部長）

元年度は支出してないです。

委員長（三宅良矢議員）

30年に買って、サンプルとして残してるということですね。

委員（勝元由佳子議員）

ああ、それやったら分かりました。払ってるんかと思って。分かりました。ないんやったらないで、ないと言っていたら。

保険課（大谷貴利課長）

30年以前です。

委員長（三宅良矢議員）

そこはもう説明は後でお願いします。別で。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あとね、国保になるのかな。これもどの事業か分からなかったんですけど、健康支援事業のインターバル速歩機器の賃貸借ってしてますよね。

健康福祉部（東 祥子部長）

すみません。それは介護のほうでお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

介護のほう。分かりました。すみません。じゃあ結構です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

減免制度のことなんですが、決算書上は全く現れてこない府制度のことですので、これは決算書上は全然現れないことですかね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

保険課（大谷貴利課長）

減免額につきましては、決算には出ておりません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

でも、受付はして、何件あって、認定が何件して、そして減免額が幾らというのは、忠岡町で分かるわけですよ。それが分かれば教えてください。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

令和元年度の実績ということで、今からちょっと読み上げていきたいと思います。まず、実績としましては64件ございまして、金額が535万3,108円ございました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これはその年によってまちまちだと思いますけれども、例年ほどの程度の申請があつて、認定されてという、その辺りでは変わらない数字でしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

30年度が件数で100件、金額で810万8,922円。29年度も110件の714万8,071円。28年度が92件の590万383円と、ここ4年ほど今数字を読み上げましたけども、年によって若干増えたり減ったりというのがございます。ちなみに、27年度以前につきましても、大体500万円台で推移している状況でございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その年の経済状況とかにもよると思いますけれども、例年100件ずっとあったけれども、令和元年度は64件と少なかったというところで、30年度から府の減免制度に合わせたと、統一したということですので、30年度がごっそり減ってたら、それが影響かというふうに思いますけれども、ちょっと令和元年度だけが下がっているというところなんで、何とも言い難いですが、やはりちょっと制度が変わって、減免の基準がちょっと厳しくなったというか、収入の減り具合が75%から70%以下に減らんとあかんという、その5%の差であったりとか、あと減免の対象者ね、所得のある方は、高い方は広がったということで、そういった方の減免の申請とかいうのはしやすくなったということなんですけど、やっぱり所得の低い方にとっては、ちょっとそんなに良くなっていないんじゃないかというところに思います。減り具合がね、30%、3割以上減らないと対象にならないというところは、ちょっと問題であるということ是指摘させていただきます。

ちなみに、コロナ減免も30%以上減った方ということで、これは所得は関係ありましたかね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

前年の所得が1,000万円以下。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

今現在、コロナの減免で申請を出していらっしゃる方、認定とかはまだちょっと確定はされてないですが、何件の方が認定されて、幾ら減免されたというのは分かりますでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず、令和元年分と令和2年分の両方ございまして、令和元年分につきましては、減免も決定した件数でございます。42件で、減免の決定額が151万1,445円。続きまして、令和2年度分ですが、同じく58件で1,372万2,998円。一応これは9月23日時点での件数ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。令和元年度は2月と3月の分、2か月分ですね。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。これね、コロナで収入が減った方にとってはすごくありがたいということですので、もう少し忠岡町独自で広げてほしいなど、対象者とか額とかね。またそういった検討もぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

このコロナ減免に関しましては、減免にかかる費用が全額国のほうで補填していただくということになっておりますので、本来の頂く保険料に代わるものというものでございますので、独自で広げるということに関しましては、ちょっと考えてはございません。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。北村委員。

委員（北村 孝議員）

1点だけ、すみません、もう端的に。

152ページの出産育児一時金給付費ですけど、少子化に向けて非常に注目してるんですけども、当然600万以上の歳出があるということは新生児が誕生しているということなんで、何人でしょうか。あれは限度額が48、45やったかな、単にそれで割ったらええものなのかな。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

1件当たり42万4,000円を上限としておりまして、元年度の実績は17件だったと思います。すみません、資料を一応用意してるんですけども、たしか17件だったと。

委員（北村 孝議員）

それなら、ちょっとその辺の数字もあれなんですけど、その近年というか、新生児のあれについては、増減というのはどんな。横ばいなんでしょうか、どうなんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

ちょっとお待ちください。

委員（北村 孝議員）

ごめんなさい。あれやったら。

委員長（三宅良矢議員）

時間かかりますか。後でまた。

委員（北村 孝議員）

件数じゃなしに、増えてるか、動向だけ。

保険課（大谷貴利課長）

ちょっと古いんですけども、平成20年当時が33件ございまして、それからずっと、次が32件、その次が27件、その次が24件ということで。

委員（北村 孝議員）

傾向としては減ってるんですね。

保険課（大谷貴利課長）

そうです。減ってきてございます。

委員（北村 孝議員）

分かりました。ありがとうございます。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ありますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、159ページから183ページの介護保険特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（泉元高齢介護課長：説明）

委員長（三宅良矢議員）

お諮りいたします。

本日の会議時間について、議事の都合上、あらかじめこれを延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

また、再びお諮りします。

本日は議事の進行上、総括質疑まで進みたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

ご異議ございませんので、総括質疑まで審議を行いますので、ご協力よろしくお願いたします。

すみません、泉元課長、よろしくお願いたします。

（泉元高齢介護課長：説明継続）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

休憩します。5時25分まで休憩いたします。

（「午後5時10分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

会議を再開いたします。

（「午後5時25分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

お諮りいたします。本日の会議なんですが、先ほど総括質疑までと諮りましたが、皆さんの意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

総括質疑もかなり、私は知れてますけど、ほかの方もかなり結構あるみたいなきともありますので、まだ職員さんも下で長いこと待ってはるのもあれなので、今日は皆さんの意見があれですけども、終わるんやったらもうこの特会で終わってもらったら、あした、それで朝から総括して、その後、休憩を取ってもらって、討論ということでいかがでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

賛成です。

委員長（三宅良矢議員）

質問は、ちなみに何点ほど総括で予定されてるんですか。

委員（勝元由佳子議員）

結構多い。5つぐらいです。

委員（是枝綾子議員）

10個ぐらい。

委員長（三宅良矢議員）

お諮りいたします。本日の会議ですが、下水道事業特別会計まで行うということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

それで、伝達願えますか。

では、会議を再開いたします。

介護保険特別会計決算につきまして、質疑をお受けいたします。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

介護保険事業なんですけれども、これは先ほどの国民健康保険と違い、加入者が増えて、歳入も増えて歳出も増えてるという状況なんですけれども、その中で介護保険料だけが下がっているという状況です。これはその他の、違うの。歳入の介護保険料が下がってる。総額、頂いてる分が下がってると。人数も増えて、歳入も増えて、歳出も全体で見たら増えてるんですけども、その中の歳入の介護保険料の部分だけが減になってるという理由なんですけれども、これはその他の、加入者が増えることによって国庫支出金であるとか、その他の支出金が増えたから保険料収入も下がったという解釈でいいんでしょうか。何かどういう理由なんですしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

その分は消費税の増税の影響で、1段階、2段階、3段階の低所得者の保険料の軽減を行ってます。その補てんが別途、一般から繰入れしているというところがございます。で、その割合が国2分の1、府4分の1、町4分の1の割合で別途、その下がってる分は補填をしてるという形になってます。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ということは、加入者が増えたからどうのこうのというのではなくて、消費税の分でこちらのほうに充てられた分で下がったというだけのことですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

先ほど介護のところでおっしゃってた分ですけども、速歩の機器、これはどこの分で、どんな事業かというのをお聞きしたいんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

インターバル速歩事業は、介護予防、フレイル予防の一環として事業を開始しました。で、泉大津市医師会の先生から紹介がございまして、「フレイル予防にいいんじゃないか」と。もとは信州大学のほうで開発された機器でございまして、それを使用するに当たり、実際にどんだけの方が忠岡町で利用されるか分かりませんでしたので、一度、その信州大学の先生の講演を頂いて参加者を募りましたら、30名弱程度の方が参加していただきましたので、その方を中心に事業を展開しようということで、このインターバル速歩事業というのを始めることになりました。

万歩計のような機器をつけていただいて、月1回で歩いたデータを吸い上げて、専用のシステム回線を使って解析して、利用者さんにどういう状態でしたというのを返すという事業をやっております。

この相手方の法人さんなんですけれども、もともとは信州大学が開発したものなんですけど、関西大学の先生が提携して運営していることになってまして、近くのほうがいいということと、大学の先生もいろいろ指導ですかね、利用者さんに説明もしていただけるということで、近くのほうがいいということで、このNPO法人のほうに委託という形になっております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のお話でしたら30名弱の方が一応参加されて、この事業をやっているということですね。その募り方が、どういう感じで募ったんかというのが私も分からないんですけど、広く町内に周知されてて、それで参加したのが30名なのか、行き届いていなくて、知ってる人、特定の何らかで知った人だけで30名弱なのか、そこら辺もちょっと疑問なのが1点と、その事業、今おっしゃってるのだったら、万歩計みたいななんをつけてもらって、ずっとあれですか、機器で測定する感じなんですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

早歩きと遅歩きを交互に、そういう機械が知らせてくれるんです。鳴って「早歩きしてくださいよ」、時間がたてばまた鳴って「遅歩きしてくださいよ」というのを繰り返すという機器なんですけど。

委員（勝元由佳子議員）

要は、対象者に広く、満遍なく行き渡っているか、募集が公平かというところがちょっと疑問やったんで、そこら辺だけお伺いしたいんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

募集に関しては広報紙で募集しております。で、人数等の入れ替え等もありますので、それは随時、広報で定期的に、半期に一度ぐらいの割合で募集はしております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、半期、半年ごとに募集し直すというか新規で募りながらということですかね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうです。

委員（勝元由佳子議員）

となると、今までやっていた方で「ええわ」という人は、もう1回応募し直して、それでプラス、新たに「それなら、それやりたいわ」と言う人が増えてきてとか、何か膨れていくイメージがあるんですけど、継続できるのかなとか、そこら辺は事業の見通しというか、もし手を挙げる人が増えてきた場合どうしはるのかなとか、そこら辺も分からないんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一定程度長期間になる方については、当初は無料で利用させていただいてるんですけども、利用料を取るようにはしております。そこでやめる方もいらっしゃいますし、別途、大学のほうも、今スマートフォンをお持ちですので、スマートフォン、iPhoneであればそういうアプリが別途、簡単なものですが、無料で配信されているものもあります。有料になればまたいろいろ、データを記録したりとかそういった分があるんですけども、これはただiPhoneだけなんです。そういったのを別途紹介させていただくこととなります。

ですので、役場が行っている分については、そういった1か月に一遍、データを拾い上げて、その方に合った速歩の仕方であるとか、「順調にいけてますね」であるとか、あと

また体力測定もしますので、その方が実際使って、筋力が上がったのか上がってないのかというのを大学のほうで計測して、それも利用者さんにお返ししているというところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ一応、独占事業になるんですかね。ここしかないということで発注理由のところ、挙げられてるんですけど、もう本当にここだけ、国内で独占というかな、そういう状況なんですかね。ほかに同じように開発してるのところとか、機器メーカーなり何か、アプリも含めてですけど、ないんでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一応ないと認識しております。そこの大学が開発したアプリはiPhoneで配信されてますけれども、一応そういうライセンスと言ったらいいんですか、何でしょうか、そういったもので運用されてるというところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちなみにこれね、大学のほうで開発されてというお話だったんですけど、信州大からも先生に来ていただいてというお話ですけど、いわゆる社会実験じゃないですけど、信州大とか関大のほうと提携して、忠岡町もそういう、何かちょっと実験参加みたいな感じでやってるんですか。データを大学側にもフィードバックしてとか、そういう感じでモデルケース的にやっているのか。あるいはもう確立されてて、このインターバル速歩がね。もう日本国内というか採用してる自治体とかがもう既にあるって、それを忠岡町では取り入れますというタイプなのか、どちらなのかなというのがちょっとお聞きしたいんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

もう先にですね、長野県の松本市であるとか東北の由利本荘市であるとか、そういったところが使ってはりまして、データが蓄積されていて、そういうインターバル速歩が高齢者の介護予防、フレイル予防については有益であるというのが大学のほうで証明されていますので、それで利用させていただきました。

また、データのほうは、当然システムを使っていますので、忠岡町のデータも使われているものかと思われませんが、特段我々のデータを提供するというのではなく、そのシステムを使ってる以上、集計しているという感じではいてると感じています。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこら辺ね、アプリというか、何でもそうですけど、ネットを使うこととかね、たぶんこれ参加されてる方が、iPhone専用っておっしゃってましたけど、このアプリを使うときにデータ、「あなたの個人情報を取得しますよ。どこそこに、提携先に提供されますよ」的なのは、それはもうアプリを使うときに一応本人が同意してという形という認識でいいですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

アプリまでは、その個人情報、住所、年齢とか、そこまでは入れなかったと思います。年齢は入れて、男女別、年齢と体重だったと思います。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まあまあ、個人は特定されずに、そのデータですよ、速報のデータは一応基のところには蓄積されていってという感じですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうです。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

あと、これ介護だけでしたっけ。高齢介護はまだでしたか。入ってなかったでしたっけ。認知症カフェ事業ってあって、これ、ここでいいですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

入っている。これね、認知症カフェ事業って、ちょっと存じ上げなくて申し訳ないんですけど、これも特定事業者さんのほうに毎年ですかね、単年度ごとに委託されていますでしょう。一応、その町内の特定の事業者さんのところに認知症カフェなるものの事業を投げてるんですけど、その理由のところを読むと、町の認知症カフェ事業実施要綱があって、そこに社会福祉士とか精神保健福祉士、保健師等々等々の専門職を1名以上配置できると。できる事業所でないとできないという規定があって、その規定に合致する事業者さんがここしかないからだという理由で、特定の1社さんだけに委託してるんですけど、果たしてその規定の内容そのものがふさわしいのかというのが、ちょっと疑問にあるんです。

というのは、認知症カフェしていただくのであれば、福祉施設をもうちょっと広く対象に広げてもいいんじゃないかなと。何で1社というか1事業者だけに特別こういうふうはこの投げ方をしてるのかというのもクエスチョンなんですよね。

加えてその根拠がね、要綱にあるからだ、要綱に合致してるのはここしかないからだとすると、うがった見方をするとその要綱が何か恣意的じゃないですけど、特定事業者しか該当しないような中身になってるんじゃないかなとかやっぱり思ってしまうんですけど、そこら辺、この募集の仕方自体、この専門職、こんだけ本当に置かなあかんのかとか、その必要性がちょっといまいよく分からないんですけど、説明ちょっとしていただけたらありがたいんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。今、何ページかな。

委員（勝元由佳子議員）

載ってないんです。載ってますか、これに。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

それはどこに載ってる。予算書、どこに載ってるやつなんですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

181ページの。

委員長（三宅良矢議員）

181の一番下。認知症家族支援事業委託料でいいですかね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうです。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

これね、認知症カフェ、言っているんですかね。いいですよ。グループホーム、アムール忠岡さんのところに何か業務委託をされてるんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

3つある。

委員（勝元由佳子議員）

2つか。

委員長（三宅良矢議員）

はい、泉元課長、回答お願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

認知症カフェは、認知症の方、家族の方が集って気軽にお茶を飲んだりとか、認知症の方でなくても立ち寄っていただいて、100円、実費が要るんですけども、お茶を飲んでいただいて、そこで介護の悩みであったりとか、介護相談であるとか、あと、今でしたら事業所さんが軽く体操をするとか、そういった事業をしております。月1回行っております。

一応、その事業所さんなんですけれども、認知症対応型グループホームをやっている事業所さんで、全国的に運営しているというのがほぼ常になっております。忠岡町でそういった事業所さんはアムール忠岡さんの法人であるライフパートナーさんしかないわけなんです、1社しかありませんので、そこを委託契約をさせていただいております。

他市さんであれば、忠岡町では1か所ではいいんですけれども、よそさんであれば多く、岸和田市さんであったら何か所か運営されておまして、それぞれ地域密着型のグループホームに委託したりとか、そういう形でしております。

当然、認知症の方が利用者さんでいますので、認知症対応、認知症の症状により詳しい方がいてはって、そういった介護相談にも応じてくれるということがありますので、そういった専門的な、認知症の方だけを預かる施設でございますので、そのところに委託しているというのが理由でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたらね、もともこの認知症カフェ事業というものの自体が、根拠というかな、忠岡町の実施要綱を基にしているというふうに書類上はなってるんですけど、それ以外にちゃんと何かどこかにその事業の基になるものって、あるんですか。忠岡町独自の事業じゃない。ちょっとそこら辺がよく分からなかったんですけど。

独自の事業であれば、もうちょっと事業者さんを募る募り方を変えたら、もっとほかの事業者さんにも手を挙げてもらえるのと違うかなというのがあったからお聞きしてるんですよ。いや、これは忠岡町の独自事業じゃなくて、府なり国なりでこういうふうな事業をやってください的な指針なり何かがあってやってるんやったら、忠岡町で変えられないでしょう。だからそこら辺が、どういう理由で1社しかないんかなというのが。本当に認知症家族に対応できるのがこの1社しか忠岡町内でないんかなとか思ったんで。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

ちょっと確かな記憶ではないんですけども、国の認知症対策でオレンジプランというのが掲げられておりまして、その中で認知症カフェという事業自体が、展開されているというか紹介されていると言ったらいいですかね、があって、それが全国的にそういった認知症カフェを設置しているというところがございます。ですので、他市さんにおいてもこういう認知症カフェというのは少なからず運営されておりますので、ほぼそういった統一的なと言ったらおかしいですけども、認知症対応型のグループホームに委託してるというのが、そういう状況で運営を各市町さんともやっているという状況です。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、ちょっと費用的なことをお聞きしたいんですけど、それでいくと、一応規定というんですかね、こういう認知症家族に対応できる事業者でないとまあまあできませんよということで、結構専門職、国家資格を持った専門の人の配置が一定あるでしょう。それでいくと、それだけ国家資格を持った人を義務づけているというか、配置が必要なのに月1

万円の委託料って安いと思うんですけど。受ける事業者からするとやっぱり人件費とか費用の面で、その国家資格者を雇って事業を運営するのに、それがお金というか、要るやろうと思う中で、それで委託費用が月1万円掛ける12か月で12万円というのは何か安いというか、受ける事業者からすると、そんなんやったら受けんのになってなれへんのかなって。素朴な疑問なんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

事業者さんとすれば、一応、認知症対応型で介護保険制度として運営している施設でございますので、一種ボランティアと言ったらおかしいですけども、そういった要素があります。どうしても認知症対応型グループホームでしたら、地域から孤立してしまう分もあったらいけませんので、そういった部分でちょっと地域に開けた施設ということで、そういう運営というんですかね、周りの方にも知ってもらいたいというのがあって、そういうのも半分ボランティアと言ったらいいんですか、手間だけかも分かりませんが、そういうことで運営されてると。

グループホーム自体も、指針としまして地域に、地域密着型って名のとおりあるんですから、それぞれその地域の清掃活動に参加したりであるとか、あと、祭りであったりとか、今年は町民体育祭ないですけども、町民体育祭に地域の方と一緒にテントで見て参加するとか、そういった活動も地域の方との情報も得ながらしている状況ですので、ちょっとそういった面ではボランティア的なところもあるので、各市さんも同じような形で運営しています。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今後のことなんですけど、やっぱりこの事業自体、中身を聞いてると「いい事業ですね」という感じで、広がってってもらえたほうがいいですよ。で、できれば該当する事業者も増えてほしいというところで、何か忠岡町的に後押しするような、何か計画じゃないですけど、あるのか、もう施設自体の能力によるものなんで、もうここしかなかったらここだけなんですけど、このままずっと行くのかというところが1点。

あと、その周知の仕方ですね。私もこの認知症カフェ事業自体知らなくて、どういうふうにこの認知症カフェを住民さんにアピールを、町としてしているのかなというのがあつ

たんですけど、その2点、教えていただけますか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

事業者さんの参入につきましては、やはり認知症に熟知しているという形になりますと、今言うたグループホームであるとか認知症対応型の通所介護というのがサービスでございますので、そういった事業者さんがあれば、そういったところに委託というのもあるのかなとは思っています。

あと、周知ですけれども、今ちょっとコロナの関係で開けてないんですけれども、それまでは毎月第3金曜日の時間帯でしてましたので、広報で掲載して周知しておりました。また今後、ちょっと大阪府のコロナの状況で、ある一定、基準を設けて開催していこうかというのは考えているところです。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、コロナの間はちょっとやめている、休止中ということですね。で、それ休止中の場合ね、委託費とかどうなるんですか。一応契約は続いているから費用は、うちとしては委託料は支払っていくという形になるんですか。それとも休止中は支出止まるか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一応休止中はなしです。

委員（勝元由佳子議員）

なし。そうなんですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい。ですので、去年は決算上は9回でしたので9万円お支払いということですよ。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。また、ちょっと分からなかった教えてください。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず1点目が、保険料のことについてです。これ、第7期の介護保険料の2年目なので、去年、保険料についてはお聞きしましたので、今年度のこの令和元年度の保険料の滞納者というのは増えていらっしゃるのか。それと、その滞納されている方でサービス利用をやっぱりしないとイケない方で、利用制限がかかっている方が何名いらっしゃるのかということについて。

あと、町独自の減免制度も、令和元年度は、この年度は何名の方が申請されて、それで認定されたかということをお教えてください。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

滞納者数は元年度で129名ございました。その前の年、30年度は134名でしたので、ほぼ横ばいの状況でございます。それ以前に比べましたら若干は減ってるんですけど、例えば平成28年、164名ございましたので、若干減る傾向にはあったんですが、30年度に比べたらそれほど変わってないという状況です。給付制限のほうは4名がございました。

あと、保険料の独自減免ですけれども、元年度の実績は9件で、減免額が9万8,290円となっています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

滞納者が減ったというのは、納付される方が増えたということで、滞納が回収されたということで減ったんでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

介護保険の場合は、年金が18万以上の方は天引きになっておりますので、65歳とか

になられる方が年金があれば、まあ自動的にと言ったらおかしいですけども、年金から天引きになっていきますので、そういった年金受給者の方が、65歳になられる方が率が多くなってるという感じかなと思っています。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

去年の時点で滞納者ということは、もう65歳にその時点で既になっていらっしゃる方なんでしょうけども、その滞納、すみません、こっちのほうで保険料の過年度分というのがたくさん回収できたということで、これ減ったということなのかというところなんですけれども。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

滞納分でいいますと、それほど年度で変わってるわけではございません。滞納繰越分の収納額が、元年度では129万7,110円ですので、その前は124万7,510円でしたので、それほど変わってるわけじゃございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

お亡くなりになられるというケースもあるかと思imasので、滞納を回収してというところというわけではないということですね。分かりました。

あと、すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

給付制限かかっている方がちょっと心配なんですけれども、その4名の方は要介護、要支援とか、軽い方でしたら負担金も4割負担ですか、今、何割負担ですか、利用制限というのは。負担が1割負担のところ。

高齢介護課（泉元喜則課長）

以前は3割負担が上限でしたけれども、平成30年8月から現役並み所得の方が3割負担になりましたので、その方は4割負担という形です。

委員（是枝綾子議員）

その方が4割で、今は3割ですね。分かりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保険料が払えなくて滞納されている方で、そして介護が必要になって、受けるときに1割負担ではなく3割負担というのはかなり大変な負担だと思います。1割負担で2万円ぐらい、1～2万円かかった場合はその3倍ですんで、かなりの額なので、必然的に利用制限をご自身でされるという形になるかと思えます。で、必要なサービスが受けられないというところで、かなり厳しいペナルティーだなというふうに思えます。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

その方々に対して、本当に要介護度がね、介護悪化、介護度が進まないように何か手だては取れないものだろうかということなんですが、それについては何かお考えはないでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

保険料の滞納があって給付制限になっているんですけど、それに至るまで我々も督促なり納付相談というのは受け付けしておりますが、やっぱり最終的に認定を受けて給付を受ける段階になって、納める分の保険料は納めていただきますが、2年以上の過去の分についてはもう不納欠損になっておりますので、その分についてはもう給付制限、期間によって給付制限がかかってきますので、それは法に基づいてこちらもそういう給付制限のことはしていきたいと思っております。

ただ、どうしてもやっぱりサービスを使えない方がいらっしゃいますので、その方は、こちらでは要介護度が重たい方ですので心配はしますけれども、すみませんけど、ちょっとほかの手だてというのは、今のところどうしようもないところがございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護保険よりは国保よりも厳しいですね。国民健康保険は払うと、不納欠損で落とされてなかったら、「払います」と言ったら5年分払ってというふうな感じで、国保の場合はそういった資格証明書が出されてというふうな方でしたら、保険料を納めたら保険給付ね、普通の負担割合で受けれるんですが、介護保険はとても厳しくて、「払います」と言っても、もう2年以前の分は払えませんということになってしまっていて、で、それ以上の大きな負担をしないといけないというところで、かなり厳しいなということで、その介護度が上がってしまうということが、その方の生活や命を脅かすことになっていくということになりますので、やっぱり命に関わる、介護やから命、関係ないというけど、やっぱり命に関わっていく状態になるかもしれないので、そこは何とかそういった方々がサービスが利用できるような、何か補足するような制度を、福祉の制度であるのか、ちょっと介護保険の制度か分かりませんが、そういった何らかの必要な手だてをせひ考えていただきたいんですが、福祉という点からの側面で横出しの部分というところで何かないでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

委員（高迫千代司議員）

その横出しのサービスであるとかですね、できればいいんか分かりませんが、やはり介護保険料をきちっと納めてくれている方と滞納、こちらがいろいろ相談に乗ったところでも、いろいろ督促なり催告なりしても何の反応もなく、滞納となってしまっていて、それで要介護度の認定を受けるとなると給付制限という方と、きちっと納めてくれている方と、それと同等なサービスをとというのは、ちょっとなかなか公平性から考えると、ちょっと厳しいんじゃないかなと思っています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

厳しいのは制度が厳しいなというふうに、高齢者ね、福祉の制度であるにも、高齢者の制度であるにもかかわらず大変厳しいなということで、その点については国の制度改正というところもやっぱりしていただかないと、現場のよく事情を分かっている窓

口、忠岡町役場としては本当にどうしようもできないなという思いでいらっしゃると思いますので、その利用制限についてのもう少し改善ね、遡って払えるような、そういう制度ができればということで私は思いますので、そういった点もぜひ国のほうにも要望もしていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

また機会がありましたら要望させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。よろしく申し上げます。

町独自の減免制度は、保険料が、消費税の原資の減額が進んでいる、消費税導入以降の減額が進んでいる中で人数が9名もいらっしゃるということで、大体この人数で定着しているような感じなんですけど、今度基準額がかなり上がりましたので、保険料6,500円なんですね、基準額の方ね。1か月がということで、かなり高いので、段階は1段階と2段階の方は非常に、0.37でしたか4でしたか、すみません、この年度は何ぼやったかちょっと忘れちゃったけど、そういう減免が、減額が進んできているけれども、そこから外れる方が町独自の減免制度の対象になっているかと思うんですけども、第何段階の方が今対象になっていらっしゃいましたか、減免制度の。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第2段階から第1段階の方が8名いらっしゃいます。第3段階から第1段階が1名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。何段階の方が町独自の減免制度の対象ですかって、ちょっとお尋ねします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第2段階と第3段階の方が対象になります。

委員（是枝綾子議員）

2と3ですかね。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

今回、先ほど保険料のちょっと減額が、制度的に国の制度でされた方が第何段階の方ですか、すみません。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

国の保険料の軽減の分ですか。

委員（是枝綾子議員）

そうです。基準額掛ける0.何ぼという、そこの。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第1段階が基準額掛ける0.3になります。

委員（是枝綾子議員）

第何段階。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第1段階です。

委員長（三宅良矢議員）

第1段階ですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第2段階が0.38です。

委員（是枝綾子議員）

第2でしょう。第3段階の方も対象、軽減でしょう。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい、対象になっています。

委員（是枝綾子議員）

第4段階の方は。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第4段階は0.88になります。

委員（是枝綾子議員）

0.88。じゃあ、それは全然動いてないですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい、動いてないです。

委員（是枝綾子議員）

その掛ける係数が減った方、国の制度で減った方というのは第3段階までなんですよね。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

第3段階までの方はそういうね、ちょっと減りました。少なくなった。だからここでも保険料が減ったという形、出てるんですけども、第4段階の方はそのままなんです。何もないと。その第4段階は町独自の減免もないということなので、これはちょっと、第4段階の方というたら非課税、世帯全員が非課税で、年金が80万円を超えて、120万円以上でしたかね。ちょっとすみません。その第4段階の方もやはり生活大変やし、年金も少ないしという方なので、何らかの減免の対象にしてもいいんじゃないかと思いますが、第4段階に広げるというお考えはないでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第4段階の方は、世帯の誰かに町民税が課税されている方がいらっしゃいまして、その本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方が第4段階になります。

委員（是枝綾子議員）

課税者がいるということですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい、課税者がほかにいるという方になります。ですので、今のところ町として、課税者がいる世帯については減免というのは考えてないところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうです。課税者がいるといっても課税の度合いがいろいろまちまちで、均等割だけがかかっている方もやっぱり課税者とみなされるんですね。介護保険の制度ではそうですね。ということで、やっぱり均等割だけというのは本当にわずかな、ちょっと課税ラインから少しはみ出た方ということなので、その方々も決して生活が楽なわけではないと思いますので、実情を見てそういった第4段階の世帯にも広げるということが政策的に必要ではないかと。滞納者を生んでいかないようにと、そういう給付制限がかかっていかないようにと。そこでどこかで食い止める、そういった減免制度にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

保険料の独自減免の財源なんですけれども、これは介護保険の会計の中で納めるという形になっておりますので、ほかの1号の方の保険料に転嫁という計算になりますので、保険料の高騰にもつながることから、第4段階以上の方についての保険料の軽減は今のところ考えてないところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町独自減免の2人世帯の方の年金収入が幾らというふうな基準と、実際に世帯に課税者がいらっしゃっても、その基準よりもやはり収入的に低い方というのが、まずなった場合に、やはり逆転現象というんですかね、生活大変なのに、こちらの方はいけるけども、こちらの方は駄目だということになりますので、世帯の収入の状況というのを見て制度をやはり考えて拡充していただきたいと。支払える、どうかどうか、支払う能力があるかどうかというところで見たいと思いますので、そういった検討をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

段階のこの区割りですけど、この低所得者のレベルにつきましてはほぼ国が定めているとおりでございますので、特にその世帯の状況を見てということは難しいかなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。国の制度とは別に町の独自減免ということをしてもらっているので、その辺りは忠岡町の裁量でできる部分ではないかと思うんですけども、それはどうでしょう。裁量、認められてますよね、これ、独自減免は。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

国のほうからは三原則といたしまして、三原則というのがあります、それは定めております。それを国のほうが遵守しなさいということになっておりますが、結局この保険料の軽減につきましては、保険料計算に当たって、軽減額については一般の方の保険料に転嫁するという形になりますので、その辺はこちらも慎重に考えていかなければならない事項かなと思っています。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

なかなか難しいということではありますが、やはり滞納者、高いというところがね、保険料、高いというところが問題なので、大阪府下でも高いほうの介護保険料であるかと思えます。だから、そういった滞納者を生まない、そして給付制限になっていかないように、安心して老後が過ごせるような、生活できるような保険料にすべきだというふうに思いますので、引き続き要望していきたいと思えます。

そしたら、2点目、すみません。総合事業について、2年目なんですけれども、この資料を見ますと、何名利用されているのかというところで、要支援の方が165人で、要支

援が173人って分かるんですけど、チェックリストのみということで、チェックリストの方というのは何名、今回この令和2年度、いらっしゃったでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

チェックリストで事業対象者と認定された方は、53名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

53名ですね。分かりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

このチェックリストで受けた53人の別途の事業の方は、どのようなサービスを受けていらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

事業対象者の方で訪問型の現行相当が使われている方は13名、訪問型の緩和型が6名、通所型の現行相当が17名、通所型の緩和型が12名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

チェックリストのみの方でも現行相当サービスが受けれるということであるというのでは少し安心はしたんですけども、チェックリストの受ける方、全く初めての認定の方でチェックリストという方というのはいらっしゃいますか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

基本は要介護認定を受けていただくというのは、しております。ただ、どうしてもチェックリストだけでいいという方がいらっしゃいましたら、それはそういう形でいつている場合もあります。ただ、ごく少ない状況です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今まで要介護認定を受けていらっしゃった方で、今回はケアマネさんと相談してチェックリストのほうを選択されるという方は、その現行相当サービスということが受けれるということになってるのでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

受けれますので、事業対象者で現行相当サービスを利用できます。更新の方でも利用していただいています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。忠岡町はそうやって要介護認定をまず初めての方は受けさせていただけるということで、それはよかったなと思いましたが。そしたら、分かりました。

すみません、緩和サービス、緩和されているサービスAというんですか、を利用されている方の総数でお願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

訪問型で緩和型サービスをやっている方は22名いらっしゃいます。通所型の緩和型は28名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

本人が選択されてそうであればいいんですけどもということですが、緩和サービスは本人が希望されてということの方でしょうか、その利用されてる方は。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

基本、ケアマネジャーさんと相談してもらって、更新のときに訪問型、通所型のみのサービスの方であれば一度相談していただいて、使いやすい認定と言ったらおかしいですけども、チェックリストで行くのか、もう一度更新の認定を受けるのかは、それぞれケアマネさんと相談して決めていただいているという形です。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ありがとうございます。

あと、紙おむつの支給のことについて1つ確認したいと思います。一般質問とかで河野議員がよく質問させていただいているんですけども、この任意事業の中で、この紙おむつの支給です。家族介護というんですか、紙おむつの支給について国のほうが制限をかけてきているということ、何かの答弁か何かであったんですけど、どういう制限をかけてきていらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

第7期の計画期間中においては、それまで介護用品支給事業をしていけば引き続き事業としては認めますよという形でありました。第8期については、ひょっとしたら介護保険から外れるんじゃないかというようなことが言われておりましたが、ちょっとまだ今のところはっきりとした通知は来てませんが、ある一定、ちょっと事業としては存続す

るんじゃないかなという感触は得ているところです。

町長（和田吉衛町長）

1人の質問時間、長いしな。個人的なことであつたら。

委員（是枝綾子議員）

いや、個人じゃないですよ。これ、制度の問題なんでね。委員長、すみません。

町長（和田吉衛町長）

参考になる話もあるけどね、ころころと変わっていくから、今。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

これ、紙おむつの支給を受けていらっしゃる方が何名いらっしゃいますか。紙おむつの支給というか、この制度。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

前年度末で44名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

44名ですね。すみません。家で在宅介護で頑張っている方に対してそういう、まあ慰労というんですかね、少しでもということである制度なので、そういったことまで外していくということは、入所もでけへん、家で介護しても何もないという、そういうだんだん厳しい制度になってきているということになるので、第8期ね、介護保険から外れるという話はまだちょっとはっきりとしたことは出ていないということではありますが、引き続きこの制度が存続されるようにぜひ国のほうにも要望していただけて守っていただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、今の質問はどちらかというところと総括的な話と思うんで、その辺りは精査していただけて質問をお願いできますか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

お願いします。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町が実施しているそういった制度でありますので、その存続が危ぶまれるということになるということなので、これは大事なことだと思います。第8期は令和3年度から、もう半年後スタートするということでもありますので、やはりこれは住民にとって、またこういう制度を利用されてる方にとっては大変重要な問題だと思いますので、重要な問題だということでもっと質問させていただきました。

委員長（三宅良矢議員）

その重要性に関しては僕は否定はいたしません。ただ、決算の部分の質疑ですので、先ほどの話でいくと制度のほうにかなり入ってきていますので、そういったものに関しては総括のほうにお回しいただけますか。

委員（是枝綾子議員）

はい、分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

総括がかなりたくさんになってくるということですので、ここに。

委員長（三宅良矢議員）

今のところは省いてくださいよ、でも。今のまたおうむ返しはやめてくださいね。それだけです。

委員（是枝綾子議員）

あと、すみません、入所の関係の分ですけれども、老人介護福祉施設に入っていらっしゃる方が、平均ですれば月に40名の方、老人保健施設が32名と、資料を見ましたらね。療養型医療施設が1人、介護医療院がゼロ人ということでもありますけれども、なかなか老人介護施設に入ることが難しい、条件的に。要介護1以上が対象だったのが要介護3以上ということにされまして、その間の方ですね。要介護1、2、3に近い方というのが本当に在宅で、1人で生活がしにくいという方が本当に今困っていらっしゃって、それでサ高住のほうに皆さん行かれてるんですが、負担がやっぱり月に14万から17～18万円要するというので、その負担ができない方というのは本当に家で、生活の質が大変下がったような、低い状態で生活しないといけないということになります。

その際に、介護保険料を払っているのに老人福祉施設とか保健施設に入れないと。入所ができない、そもそもね。そういう方について本当にどうしたらいいんだろうかと。忠岡町としてはこういった介護保険料を徴収しているけれども、制度から外れている方について、本当にどうしていただけるのかなということ、居宅介護が物すごく増えていくんですよね、そうなる。居宅介護ということで、やっぱりそういったこともありますので、老人福祉施設についてどのように忠岡町は確保していくおつもりでしょうかということ

で。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設なんですけれども、一応定員100名のピープルハウス忠岡がございます。今、現状でいきますと40数名程度の入所者がいてるんですけども、ピープル以外ですけれども、いてるんですが、一応これはベッドの総数の制限が変わっておりますので、忠岡町としては100床を超えることがないので、新たな施設の建設というのはできない状況です。ほかの老健施設であるとか療養型、あと介護医療院につきましても、忠岡町ではない状況でございますので、介護1の方については、忠岡町内では在宅サービスが充実しておりますので、在宅でお過ごしいただいて、きっちり訪問介護であるとかデイサービスの利用で介護保険サービスを使って生活していただきたいと考えておるところです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護老人福祉施設は要介護3以上しか入れない。そこもいっぱいやったら、頑張っても、本当になかなかどうしたらいいんだろうということになりますので、施設整備というところでのそういった確保というところも、一応介護保険事業者の責務にはなっているかと思っておりますので、そういった点でもサ高住ばかり増えても本当に困るなど、負担ができない方が困りますので、そういった確保についてもご努力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

施設サービスの建設に当たっては、必要利用定員総数であるとか、国が規制している部分等もございますので、その辺は国や府等の基準に従いまして施設整備のほうは考えていきたいというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ないですか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、さっき質問した中でちょっとお答えいただけてなかったかなというのがあるって、さっき聞いたフレイル予防の速歩計のことですけれども、決算書の中でどこですかというのが分からなかったんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

179ページが一番上の健康支援システム使用料というところですよ。

委員（勝元由佳子議員）

175万。これは年2回ということですか。じゃなくて総額ですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

総額で、月当たり幾らという使用料がありますので、その人数掛ける月数分と言ったらいいんですかね。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい。私が持っている資料というか、単に速歩計の機器の賃貸借料というんですかね。だけやったんで、60何万、70万弱、1回当たり15個でという金額しか分からなかったんで、それを掛ける2回分と、さっき言っているアプリとかの分ということですか。アプリは利用料は。

高齢介護課（泉元喜則課長）

関係ないです。

委員（勝元由佳子議員）

その賃貸借料、2回分、幾らですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

2回分。

委員（勝元由佳子議員）

半年に1回とおっしゃってました。じゃないですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

半年に1回の更新と言ったらいいですかね。そういう使用料の契約になっています。

委員（勝元由佳子議員）

で、掛ける2ですね。分かりました。

高齢介護課（泉元喜則課長）

掛ける2というか、人数によって違いますけど。

委員（勝元由佳子議員）

機械はそのまま。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そのままです。

委員（勝元由佳子議員）

単純に数字だけなんですけど、先ほど30名弱ぐらい、約30とおっしゃっていたでしょう。で、購入したというか賃借している数が1回当たり15個なんですよ。だから2回かなと思ったんですけど、単純に。15個当たり70万弱やったんです、金額が。で、30人分でしょう。2倍かなと単純に掛ける2しているだけなんですけど、ではないんですか。そこら辺、ちょっと計算がよく分からないんですけど。175万幾らと合致しないから。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

使用料の人数の分が、元年度は30人分という形で契約しております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私がお聞きしてるのは、令和元年度は9月と3月末に2回、15個、15個って2回発注というか随契されてるんですよ。それで66万3,300円が2回。多分これ予定価格やと思うんですけど、実際の契約金額はちょっと契約書を見ていないから分かりませんけ

ど。なので2回、掛ける2ですかという質問になるんですけど。分からなかったら後でいいです。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長、またあしたあるんで、あしたにでもまた改めて回答いただけますか。今ちょっと話しすると。細かい勝元委員の聞きたい部分もまた後で聞いていただいて、その辺、あしたまた回答ください。お願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、185ページから193ページの後期高齢者医療特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（大谷保険課長：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑は。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この令和元年度は平成30年度と同じ保険料ということでしたね。ということで。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、保険料の領収につきましては同様でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それで、昨年決算委員会ではほとんどしておりますので、その中身については述べると

いうことはしません、値上がり、限度額が上がったという年であったと思います。

あと、滞納がどのような状況になっているかということは、今年度、保険料は去年と一緒ですので、滞納だけちょっとお聞きしたいと思います。滞納者といいますかね、何名というところで。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

令和元年度の出納整理期間終了時点でお答えいたします。20人の方が滞納されておりました、金額が67万9,413円となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

滞納されている20名の方には、保険証がきちんと届けられていらっしゃいますね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

中には短期証の方も含まれてはいますが、保険証はきちんと届けております。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。分かりました。

後期高齢者の保険料は今後だんだんと上がっていくということが既に言われていますので、滞納者が増えていく可能性も出てきますし、本当に払えないという状況が出てくる可能性もありますので、またそういった減免なり、忠岡町独自のいろいろとそういったものも今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

確かに今後、団塊の世代の方が75歳に到達していきます。被保険者の数も増えます。

もちろん被保険者の数が増えると滞納される方も、割合から言うと増えるのかなというふうに思いますが、そこは納付の相談ですね、その辺はきめ細かな対応で、我々のほうとしても対応していきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。大変高い、令和2年度は保険料、また上がりましたのでね。これは令和元年度の決算なので、2年度のことはそんなに申し上げませんが、月18万の年金の方で、1か月に1万3,000円ほどの保険料になっているということで、多分2割軽減かかってこの金額なので、大変高い。本当に最初にスタートしたときよりもかなり上がっているということは申し上げておきますので、ぜひよろしく申し上げます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますか。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません。教えてほしいんです。この保険料収納状況と、資料の3ページのところなんですけれども、収納状況が99.75%、ずっと99%以上なのに、延滞の繰越分というのが物すごい数字になってきているのが、私ちょっと理解ができなくて、教えてください。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

これは、かなり高額な滞納をされていた方が平成30年度におられました。その方がおられた関係で、平成30年度の現年度分の収納率が、29年度よりちょっと落ちてると。その方が令和元年度になって保険料を納めていただきましたので、それが影響して、滞納繰越分が一気に跳ね上がったというところでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。

委員（松井匡仁議員）

まあ、大きいお金やいうたって、これ個人のお話ですよ。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

もちろんそうでございます。この方につきましてはそれなりに収入のあった方なので、それなりの保険料の負担はしていただかなければいけなかった方ということでございます。

委員（松井匡仁議員）

お1人のお話ですか。お1人でこんなに数字が変わる方がいらっしゃる。すごいな。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、そういうことになるんですけども、本町は規模も小さいです。1人そういう方がおられるだけでこういったところの数字にダイレクトに跳ね返ってくるというような状況でございます。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。

他に、ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

では、45分まで休憩いたします。

（「午後6時34分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

では、ちょっと早いですけど、会議を再開いたします。

（「午後6時44分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

195ページから208ページの下水道事業特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（橋本下水道課長：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のお通りです。

ご質疑をお受けいたします。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

下水なんですけれども、これは忠岡町としましては広域行政、一番最初やったんですかね。広域として始めた仕事としては一番最初の広域になるんでしょうか。

下水道課（橋本珍彦課長）

広域という、何を広域とか。

委員（松井匡仁議員）

この下水処理場を造って、下水、和泉市、岸和田市、高石市、泉大津市、堺市の一部と一緒にやっていますよね。

下水道課（橋本珍彦課長）

それが、忠岡町の中で広域的にやっている一番最初かというご質問ということですね。

委員（松井匡仁議員）

はい。

下水道課（橋本珍彦課長）

そうやと思います。

委員（松井匡仁議員）

そうですね。これ、忠岡町が最初にやって、忠岡町に処理施設があって、この普及率というところでも忠岡はもうほとんど90%以上、ずうっと続いてきて。ほかの市はどんどん延伸していったらと。下水に限ってはね。和泉市なんか山へどんどん延伸していったらと。その割に全くこの負担割合、多分これを言うと、「いや、ちょっと変えてもろてます」と言うんですけれども、これ、回収率にすると、忠岡も100は超えてると、原価の回収率は100は超えてるとおっしゃると思うんですけれども、他市はみんな110を超えてる。忠岡だけが、忠岡にありながら一番損してる。こんな広域の行政の仕方やと損ばっかりしてる。もっともっとこれね、この負担割合を少し変えてもらわんじゃなくて、回収率の利益率を他市と並べてもらわないかん。和泉市は110%、高石市も110何%、忠岡町だけこれを見ても100%ちょっとですかね。この辺の見直しというのをどんどん求めていっていただきたい。町を挙げて求めていっていただきたいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

今の松井議員がおっしゃっていただいている負担割合ですけれども、先ほどおっしゃっていただいているように流域関連の負担割合というのが、流域の負担金もしくは建設負担金という中で納めてる分はあるんです。それは向こうで処理していただいているんで、それに対する費用負担の割合が1つありますよということでもありますよね。で、今106とか多分言っているのは、それはうちの下水道使用料が、自分ところの費用でどれだけ賄っているかという経費回収率を多分おっしゃられると思うんです。それは申し訳ございませんけど、それは別個の分というふうに考えていただかないと話が合っこないというふうに思うんですけれども。

委員（松井匡仁議員）

なぜでしょう。

下水道課（橋本珍彦課長）

先ほど話しさせてもろたように、うちは流域関連の事業をしていますんで、汚水の処理というのは流域にお任せしていますよね。そこは忠岡町でだけではなくて、各団体から入ってきてますよね。そうするとそれは、その入ってきてる団体の持ち分というか、入ってきた流入量をもって負担をしていくんで、そのときの負担はただ100ある、そのときかかったうちの3.8%ぐらいが忠岡町になるんです。ところが何%なるんですと。それでお金を納めさせてもらっていると。それは当然、今度は経費回収率という中の使用料の中に賄うための費用として組み込まれているんで、それをちゃんとやっていって算定して、もらっているお金の回収、忠岡町の中の回収率というのと、100.6%今回あるということになります。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

ただ、これは皆さんに負担していただいているこの下水の使用料、これについても忠岡町が一番安いわけではないんです。他市よりもね。忠岡町は高いのに他市よりも回収率が低い。これ、そういうことですよ。これ、下水の使用料が横並びなんやったら分かるんですよ。でも、下水の使用料の金額は忠岡町は高いんです、他市よりも。その回収率が低いんです。それなら、負担割合を求めなくてどないするんですか。別個に考えちゃ駄目やと私は思うんですけども。ほかのところは回収率が高いと。うちは忠岡町に下水処理場がありながら、何で一番損せなあかんの。そんな広域やったら、損するような広域、大きなところへ、まあ言うたら負担してるような広域やったら、あるだけ損や。それやったら合

わせと。延伸していくんなら延伸分を負担していけと。忠岡町以外みんな延伸していつてるんです。忠岡町だけはもうほぼほぼ延伸というのはあり得ませんので、ほぼほぼないんですけれども、その辺をやっぱり言うていかないかんと思うんですが、これ、分けて考える必要があるのかな。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長

下水道課（橋本珍彦課長）

今おっしゃっていただいたように、ほかの団体が延伸していきますと、当然流域に入ってくる流入量が増えますよね。増えると当然、忠岡町の割合が減っていきます。ほかのところが増えるんで。となると、増えるからそのための処理するための金額が増えるんで、金額が増えるかという、ちょっとそこは兼ね合いで難しいんですけども、割合自身は減っていくものなんです。これで1つなるんですけどね。

で、先ほどおっしゃっていただいたように、忠岡町の経費回収率が106.8です、今回は。ちなみにですけども、府下平均になりますと107.4なんです。おっしゃっていただいたように、それと比べると若干低いですし、だからこの辺はいろいろ兼ね合いがあって、うちは割と小さい。

委員（松井匡仁議員）

委員長、ごめんなさい。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

でもね、府下平均というんじゃなくて、この忠岡町のあそこの下水処理場に入っている市から言いますと、府下全部やったらそうなるかもしれませんがけれども、ほかはみんな110を超えてると。忠岡だけが110%未満ということになってますので、そこはもう、ほかの処理場に入ってる分と比べてはしゃあないと思います。

言いたいのは、同じ広域でするんであれば、料金を横並びに並べたり、いろんな方法があるかと思うんですけども、やっぱり回収率とかそういうもの、何ぼ延伸しても構いませんよ、和泉市かって。でも、それで向こうが安くなって、こっち側が、割合的にですよ。料金がじゃなくて、割合的に向こうが安くなって、こっち側は高くなる。そんなばかな話はないと。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

確かにそういう面もあるかと思いますがけれども、ちなみになんですけれども、経費回収率でお話しさせてもらいますと、高石市は85.5%となっています。

委員（松井匡仁議員）

115%ぐらいあったと違いますか、高石。

下水道課（橋本珍彦課長）

いえ、私が持っている令和元年度、最新の資料にあるんですけども、それによりますと高石市の経費の回収率というのは85.5%ということになっておりまして。ちなみに。

委員（松井匡仁議員）

そうかそうか、高石市全体でいうたらあれやけど、高石は分かれてるからね。高石は一部やものね。全体がこっちに入ってきてるのと違うからということかな。

下水道課（橋本珍彦課長）

これは決算統計という全体的な。

委員（松井匡仁議員）

高石市全体で。

下水道課（橋本珍彦課長）

全体の分です。

委員（松井匡仁議員）

高石、115%ぐらいあったように。

下水道課（橋本珍彦課長）

だから、その辺は確かにおっしゃるのも分かるんですけども、経費の回収率の考え方というのは、今言ったように忠岡町みたいに小さいところは、どうしても人件費が上がってしまいますし、特に、ご存じだと思いますけれども、昔やったというか、一番ピークの際に工事をようさんやっておりますので、それに対しての公債費という割合が非常に多くなってございますので、今後それが下がっていけばこの辺もちょっと改善される可能性は秘めてるのかと思うんですけども。

委員（松井匡仁議員）

そやけど、まあまあ、広域の中で話し合いというのはこれからはしていくべきやと思うねん、俺。何でも一旦入ってしまえば、大きな市の言いなりと言ったら変やけども、小さい市は損するばかりになってくる。入るまではバラ色のお話やけど、入ったら向こうはどんどん人口も増えてくる。こっち側はどんどん人口が減ってくる。負担割合をそんだけ分見直してくれるんかったら、まず見直してくれへん。そういう広域やったらね、話し合いがでけへんのなら、入ったら損になる。何の広域でもそうやねんけど。

さっきの、まあ全然関係ない話、国保もそうやねんけれども、実際は大阪市の赤字をこっち側で負担してるん違うかというような話にまでなってくるから、やっぱり入ってからも、入るまでも大事やけど、入ってからもやっぱり物の言えるような広域行政に入らんと

いかんと思うし、それで入ってから誰がどういうふうにとというのは、やっぱりその担当課もしくは町長、議会、みんなで物を言うていかないかんと思うんで、この下水についても、これ忠岡町にあって、忠岡町が一番損しているような話というのはちょっとあり得れへん話なので、今後もちょうとみんなで見直して、また広域のほうに持っていきたいと思いますので、またお力添えのほう、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長、その負担のやり方なんですけど、それって、一定の何かあるんですよ、計算式みたいなんが。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

ございます。

委員長（三宅良矢議員）

あるんですね。それって、今松井議員がおっしゃったように、例えば水道管を伸ばしたら、それって全部加味されていくんですか。それとも何かある一定の、その規模で打ち止めみたいな、そんな形なんか。その辺、よう分からないんですけど。

下水道課（橋本珍彦課長）

先ほどもちょうと、軽く説明したんですけども、流域下水道の総合計画の全体量に対する、要するに決まりますよね。それに対する各市町村の汚水量によって比率が決まっていますんで、ですからどんどん入ってきて、うちはある程度もう決まっていますやんか。だから、ほかのところが入ってきたら、うちはあまり増えないんで、だんだん率としては下がっていくんです。だからうちはお得に、どんどん下がるんで、基本的には下がるんですけども、その分当然費用もかかりますね。入ってきた分の費用。だからその兼ね合いで、必ず下がるとは言えないんですけども、計算式は下がるんですよ。

委員長（三宅良矢議員）

なるほど。分かりました。また個別の説明に関してはまた後日ということをお願いします。

他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

最後の決算、この特別会計としては最後というところのちょっと特殊性があるので、確認というんでしょうか、させていただきたいと思うんですけども、これ、出納閉鎖が5月末だとしたら、4月と5月の分が、この問題になっているのは、いろいろ説明があったのは、その4月、5月の分がどのように処理をされているかということ、例年の従前の額でや

ってますというふうな説明だったんですけど、それでよろしいですか。実際のというよりも、もう閉めるので、従前の通常決算を行った場合はこのぐらいだろうということですか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

いえ、今回はきっちり、要するに通常の決算を打った場合ということでさせていただいております。想定ではございません。

委員（是枝綾子議員）

想定ではないですね。通常の決算額を用いて説明を行いますということなので。ということで、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まだ4月、5月、来てませんので。来てませんよね。あ、そうかそうか、もう来てるんや。去年のね。分かりました。そういうことで、そういう意味やね。分かりました。4月、5月の時点で、分かりました。

もう1点。

委員長（三宅良矢議員）

もう続けてください。

委員（是枝綾子議員）

すみません。一応この総額というんですかね。総じての分で不足額、歳入歳出不足額というのが4,000万円という赤字になっていると、不足しましたということなんですが、これの取扱いというのは、これは手続はどうなっていくんでしょうかということなんですが。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

この分につきましては新会計のほうに引き継ぐということで、新しい予算書の中に4の2ということで、特別的収入及び支出ということがあります。その中に含まれていくんですよということで、以前にもご説明をさせていただいたと思いますんで。

委員（是枝綾子議員）

引き継がれるということですね。分かりました。これのほとんどの金額が、多分毎年、繰上充用金というのをして、予算の前借りですね。お金が足りないのかということでした部分がほとんどでしょうか。その内訳ですね。この4,000万、不足額は。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、これが引き継がれていくと4,000万円の赤字というんですかね、赤字の分が新しい公営企業会計のほうに引き継がれるということになるわけですね。そしてら。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（橋本珍彦課長）

そうです。公営企業会計にまず移行したときには、さっき言っていたように4,013万1,000円ぐらいですか、それは引き継いでおります。

委員（是枝綾子議員）

ということで。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その扱いは、新しい会計のほうではどのように扱っていかれるんでしょうか。ちょっとここにはないので、どういう形で現れて、どう処理を今後されていくのかというところなんです。新しい会計では。

下水道課（橋本珍彦課長）

さっき説明いたしましたように未払い・未収の分ですね。

委員（是枝綾子議員）

未払い・未収になるわけですか。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい、未収・未払い、これに対しまして新しい令和2年度のほうに引き継いでおりますので、その中で処理していくということになっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

その処理の仕方は企業会計にのっかってされるということですので、それをそのままにずっと引き継いでいくということができるんでしょうか。それをきちっと、何かの手続を踏んでそれを処理しないといけないということになっているんでしょうかということ。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（橋本珍彦課長）

先ほども説明させていただきましたように、そもそもこの令和2年度の予算書の中に、4条の2というところに特例的収入及び支出というふうな項目を設けて、そこに移して行く。この行為自身がもう引き継いだという行為で、ここに入ったのを通常どおり処理していくということになりますので、それは引き継ぎ業務というんですかね、は済んでいるということです。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

端的に言いますと、「この分、足らんから料金値上げしますよ」ということにならないかという心配をしてちょっとお聞きしたんです。そんな形にしないでしょねということ。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

料金の値上げにつきましては、今のところ考えてございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。料金は大変、先ほどからも忠岡町の下水道料金、高いということでありますので、この年度で結構なんですけど、下水道料金の、大阪府下で大体忠岡は何番目ぐらいに高いというのは分かりますでしょうか。去年は15番目ぐらいやったんですね。大阪府下で、違いましたか。

下水道課（橋本珍彦課長）

20立米のランクでいきますと14位ということになってございます。

委員（是枝綾子議員）

14位。上がりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと、1つ上がりましたということですね。分かりました。

下水道課（橋本珍彦課長）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（橋本珍彦課長）

北部の中で何番目という出し方はしてございませぬけれども、ちょっと手元に近隣の資料がありますので、例えば岸和田市、同じ20立米で考えますと岸和田市が3番目、それで高石市が9番目、泉大津が一番高いと。泉大津市が15番ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あともう1点、歳出の205ページのところで工事請負費、雨水、污水管布設工事の、これは何か所というか、どこをされたでしょうか。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

雨水といいますと、忠岡東2丁目地内の雨水管の工事になりますと。これ、何と説明したら。

委員（是枝綾子議員）

深田線のところ。

下水道課（橋本珍彦課長）

そうです。

委員（是枝綾子議員）

あそこですね。分かりました。

委員（北村 孝議員）

アーバン（コート）のところや。

委員（是枝綾子議員）

あそこまで延びてるの。

下水道課（橋本珍彦課長）

違います。1本手前、横側の安二（商店）さん。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

違う違う。アーバンコートの筋はその前の年度で終わってまして、深田のロータリーから1本東側の区間です。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

すみません。雨水だけで、汚水のほうはしなかったんですかね。この年は。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

第1・10分区の污水管の6工区というのをやっております、これは中央線の第二阪和のちょっと手前のところをやっております。

委員（是枝綾子議員）

あそこですね。交差点があったところですね。

下水道課（橋本珍彦課長）

そうです。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。その2か所ですね、工事は。分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、水洗化率というのが出ていたと思うんですけども、これは資料の3ページのところですけども、90.1%という、この水洗化率というのは下水道に接続されている世帯の率ということでいいのでしょうか。水洗化率の推移というのが出てるんですが。資料というか説明いただいたこれの。

委員長（三宅良矢議員）

資料1ですかね。

委員（是枝綾子議員）

資料の1、最初のところですね。

委員長（三宅良矢議員）

推移の状況ですね。今言っているのは。

委員（是枝綾子議員）

3ページです。説明いただいた分の。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

世帯割合となつてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

水洗化、接続したいけれども接続できないところって、まだ来てないところとかいうのはまだあるでしょうか、残っているでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

残っております。管がまだ布設できてないということですね。あります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その区域というか世帯というのは、何世帯分ぐらいあとまだ残っているでしょうか。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

未整備区域の世帯数といいますと220世帯となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あとは、大きな基本的な幹線は入っているという状態で、あとは細かい私道であったりとか細かいところという、そういったことになっていて、幹線はほとんど全部入っているんでしょうか。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

汚水の幹線につきましては、今中央線をやっておりますので、あの分が高月コミュニティセンターまで行くとほぼ完了するということになります。そしたら、あと細かいところの枝管とか畑、田というところはどうしても残っておりますので、その分は残ってくるということになっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

忠岡の財政が大変であるということで、少しセーブされていらっしゃるということで、あとそこが、高月のコミュニティセンターまで行くまでの計画というのはもうあるんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（橋本珍彦課長）

一応手元に資料としてというか、予定としては持っております。

委員（是枝綾子議員）

まだまだちょっとかかるんですかね。

下水道課（橋本珍彦課長）

一応ですけど、予定としては令和7年度までにやっていきたいなという考えを持ってございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

工事のペースというのはかなり、忠岡町として1か所ないし2か所ということで、状況を見ながらということですけども、そのペースですずっと行かれるとという感じなんですね。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

今、その中央線のことによろしいですね。

委員（是枝綾子議員）

そうです。

下水道課（橋本珍彦課長）

そうです。その感じで行かせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、これ、橋本課長のところで聞いていいのかどうかあれなんですけれども、この会計、変わりましたですね。変わって公営会計になって、この連結の実質赤字比率にはこれ、公営会計になっても含まれるんですよね。この決算の中、別冊になるだけの話で、連結には入るんですよね。

下水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい、含まれます。

委員（松井匡仁議員）

ですから、忠岡町の事業として、ただ会計上変わるだけで、全然今までと会計以外は全く変わらないということになるんですね。会計の方法以外はね。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございました。あと2点、すみません、会派の質問をさせていただきます。

雨水ポンプ場の浸水対策について、対策状況はどのようなものでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

雨水ポンプ場の浸水対策につきましては、今、浸水の委託をかけております。今、だからかけているので、その結果待ちということになってございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。もう1点です。

下水管などの老朽化の状況チェックについてです。効率的な取替え、工事の計画はどのようなものとなっておりますでしょうか。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

下水道課（橋本珍彦課長）

管の施設につきましては、その数が非常に膨大でございますので、現時点では点検調査のための費用や人員というのは特別それに割いているわけではございません。ですけれども、町内での現場へ頻繁に我々出かけておりますので、巡視という方法により管の埋設位置やマンホール周辺の周辺、不具合等々を確認することができておりますので、それをもってやっておるということになります。

あと、特に気になる箇所がありましたら、地上部分から鏡とライトを放り込んで、真っすぐ光が通るかどうとかいうような点検、可視点検、目視で行ってございますので、それに対応させていただいているということでございます。

あと、おっしゃっていただいたように、これからの取替え工事というんですかね、計画につきましては、前のストックマネジメントのときでもお話しさせていただいたんですけれども、忠岡町がそもそも持っている古い管というのが、新浜地区が、あれ府から移設し

ていただきましたので、あそこだけが50年を超えているという管ですので、まだしばらく、具体的に計画を立てるにはちょっと余裕があるのかなというふうに考えてございますので、これからちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ちょうど50年ですよ、浜ね。分かりました。ありがとうございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

農業水路のところ、下水道会計で聞いてくださいと言われた件なんですけれども、新開地水路の、これ下水道課が管理していますということだったので、新開地水路のところの暗渠になっているところですね。だから見えないので、そこがちょっとしゅんせつの必要があるのかなという、会所になっているところから草がちょっと生えているというのは、ちょっと土がたまっているかもしれないなという箇所があるので、それは忠岡町に、何か岸和田市との境界でもありますね。その水路というのは。その水路のしゅんせつというのはどこがどういう形でされるでしょうか。

下水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（橋本珍彦課長）

新開地水路は忠岡町がやっております。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町がですか。分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長、新開地水路って、どこですか。

下水道課（橋本珍彦課長）

駅の岸和田との境界線がありますよね。あの駅の踏切のところからずうっと上に上がって行って。どこまで。

委員（北村 孝議員）

小学校から行くのに、あれ新開道路というて。境界のところの筋や。

下水道課（橋本珍彦課長）

そうです。

委員長（三宅良矢議員）

はい、ありがとうございます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。あと、その駅から、また線路から海のほうに行く、その部分も同じですか、扱いは。個別のことなので、また個別にちょっとここの箇所がということで忠岡町、また下水道課のほうに行きますので。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

お諮りいたします。議事の都合により、本日の委員会をとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議なしと認め、延会することに決定しました。

なお、明日は10時より再開いたします。明日は総括質疑から始めますので、よろしくお願いたします。

委員の皆様、理事の皆様、大変お疲れさまでございました。

（「午後7時20分」延会）